

鹿児島県 人権教育・啓発基本計画

(3次改定)

令和7年3月



鹿児島県

鹿児島県人権教育・啓発基本計画 (3次改定)

目 次

第1章 はじめに 1

- 1 計画改定の趣旨 1

第2章 人権を取り巻く動向 2

- 1 国際社会(国際連合)における取組 2
- 2 国内における取組 3
- 3 本県における取組 3

第3章 計画の基本的な考え方 6

- 1 人権及び人権教育・啓発とは 6
- 2 計画の基本理念 7
- 3 計画の目標 7
- 4 基本方針 8
- 5 計画の性格 9
- 6 計画期間 9

第4章 人権教育・啓発の推進方策 10

- 1 人権尊重の視点に立った行政の推進 10
- 2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進 10
- 3 人権に関わりの深い特定職業従事者に対する研修等の推進 16
- 4 人材育成 17
- 5 総合的・効果的な手法の充実 18

第5章 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策 20

- 1 女 性 20
- 2 子ども 27
- 3 高齢者 31
- 4 障害者 35
- 5 同和問題(部落差別) 37
- 6 外国人 41

7	H I V感染者・ハンセン病元患者・感染症患者等	45
•	H I V感染者等	45
•	ハンセン病元患者等	47
•	感染症患者等	49
8	犯罪被害者等	50
9	北朝鮮当局による拉致問題等	53
10	性的指向・性自認	54
11	刑を終えて出所した人等	57
12	生活困窮者	59
13	人身取引	60
14	アイヌの人々	61
15	災害時の人権問題	62
16	インターネット社会における人権問題	65
17	ハラスメント	67
18	複合的な人権問題	68
19	様々な人権問題	68

第6章 推進体制の整備等

69

1	県の推進体制	69
2	国及び市町村との連携	69
3	関係団体・企業等との連携と自主的取組の促進	69
4	基本計画のフォローアップ	69
5	意識調査の実施	69

資料編

71

•	用語の解説	72
•	人権年表	78
•	資料	85
	世界人権宣言	85
	日本国憲法(抜粋)	89
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	92
	鹿児島県人権尊重の社会づくり条例	93

1 計画改定の趣旨

国際連合(以下「国連」という。)においては「世界人権宣言」と、その具体化のために採択された人権に関する数多くの国際規範に基づき、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきました。しかしながら、現在もなお、世界各地で、人種や民族、宗教等の違い、政治的対立あるいは経済的利害によって戦争や迫害、差別が生じ、人権が侵害され、生命の危険にさらされている人々がいます。

一方、我が国においては、基本的人権の保障を基本理念に掲げる日本国憲法や、批准を行った国際規範に基づき、国際的な動向と連動して、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)などの人権に関する各種法律が施行されました。それらを根拠とした教育・啓発をはじめとする人権侵害行為の防止策の推進や、犯罪被害者への支援制度の整備・充実により、人権に対する理解が広がり、かつ、深まりつつある一方で、深刻な人権侵害事案が後を絶たない状況となっていました。

このような状況を踏まえ、2020(令和2)年3月、「令和」の時代が、人権尊重の精神で満たされるよう、人権教育・啓発を推進するため、「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」の2次改定を行いました。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び

性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、また、社会情勢の変化等に伴い、インターネット上の誹謗中傷による人権侵害や、外国人に対する人権侵害など、様々な人権問題が発生していたことに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う偏見・差別、誹謗中傷等が社会問題となっていたこと等も踏まえ、2022(令和4)年3月「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」(以下「条例」という。)を制定しました。

国においては、近年、「こども基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)など、新たな人権に関する各種法律を整備しました。

このような中、職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務化されたことや、カスタマーハラスメントの問題への社会の関心が集中しているほか、自治体においては、お互いをパートナーとして認めた同性カップルであることを証明し、支援する取組(以下「パートナーシップ制度」という。)の導入が加速化しています。

これらの状況や2023(令和5)年度に実施した「人権についての県民意識調査」(以下「意識調査」という。)の結果を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、人権文化が息づく社会が実現されるよう、人権教育・啓発に関する施策など人権施策の総合的な推進を図るため、鹿児島県人権教育・啓発基本計画の3次改定を行います。

人権を取り巻く動向

1 国際社会(国際連合)における取組

(1) 「世界人権宣言」及び国際規範の採択

国連では、1948(昭和23)年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、1965(昭和40)年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)、1979(昭和54)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、1989(平成元)年に「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が採択されました。

さらに、2006(平成18)年に「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)、2007(平成19)年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたほか、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」などの国際年が提唱され、世界人権宣言の実効性を高めるための取組が行われてきました。

また、1993(平成5)年に開催された世界人権会議において、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、翌年の国連総会で、1995(平成7)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、行動計画が示されました。2004(平成16)年の国連総会においては、「人権教育のための国連10年」終了後の人権教育の更なる発展のため、2005(平成17)年から開始する「人権教育のための世界計画」が採択されました。

なお、人権の保障は、以前にも増して重要な国際課題となっており、2015(平成27)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とそれに含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」には、人権尊重の考え方が通底しています。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取組が進められています。

(2) 組織体制の整備

国連では、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官を1994(平成6)年に設置し、各国の人権状況の審査等を行う国連人権理事会を2006(平成18)年に設置することなどにより、あらゆる活動の中に人権を最優先の考慮事項とする「人権の主流化」が推進されてきました。

(3) 人権教育の取組

国連では、1995(平成7)年から2004(平成16)年の「人権教育のための国連10年」における取組を踏まえて、2005(平成17)年に策定された「人権教育のための世界計画」に基づき、初等中等教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」(2005(平成17)年～2009(平成21)年)、高等教育における人権教育と教職者及び公務員等への人権研修に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」(2010(平成22)年～2014(平成26)年)、これまでのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための「第3フェーズ行動計画」(2015(平成27)年～2019(令和元)年)、これまでの3つのフェーズの実施の前進と人権教育を通じた青少年の強化に焦点を当てた「第4フェーズ行動計画」(2020(令和2)年～2024(令和6)年)が実行されてきたところです。

2 国内における取組

(1) 憲法と国際規範に基づく国内法の整備等

国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、人権に関して国連で採択された条約を批准するとともに、国連が提唱する国際年に取り組まれてきました。

一方、国内法については、1996(平成8)年、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」(人権擁護施策推進法)が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進が国の責務と位置づけられ、このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が制定されました。

また、虐待やいじめ、貧困など様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、国内法が制定され、人権問題解決のための制度や枠組みが整備され、国内法整備が前提となる関連条約批准も進められてきました。

なお、国は「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めており、企業・団体等も取組が行われています。

(2) 人権教育・啓発の取組

国においては、国連で「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受け、1997(平成9)年に『人権教育のための国連10年』に関する国行動計画』を策定しました。

その後、2000(平成12)年に「人権教育・啓発推進法」が施行され、国や地方公共団体の人権教育啓発に関する施策の策定・実施の責務が規定されました。これを受け、2002(平成14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「国基本計画」という。)が策定され、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の総合的、計画的な推進が図られることとなりました。国基本計画は、2011(平成23)年に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加する一部改定が行われています。

3 本県における取組

国において1997(平成9)年に策定された『国連人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画』で、地方公共団体の取組が重要であることが強調されたことや、県内でも様々な分野における人権意識の高まりや個々の人権問題の解決を目指す市民レベルの活動が見られるようになったことを受け、1998(平成10)年に県議会において「人権宣言に関する決議」が可決されました。

県では、これらを踏まえ1999(平成11)年に、『人権教育のための国連10年』に関する鹿児島県行動計画』を策定し、学校、地域社会、家庭、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組を進めました。

この計画の期限である2004(平成16)年には、人権教育・啓発施策を、継続的・長期的に推進するため、人権教育・啓発推進法に基づき、国内外の人権を巡る状況等を踏まえて、人権教育・啓発に関する施策を総合的・効果的に推進するための

基本計画を策定しました。これに併せて、庁内に副知事を本部長とする「人権教育・啓発施策推進本部」を設置し、関係部局が連携を図りながら、様々な施策に取り組んできました。2011(平成23)年には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権問題に追加する一部改定を行ったところです。

また、その後の社会情勢の変化や、人権問題の複雑・多様化及び複合化等を踏まえ、2020(令和2)年には、鹿児島県人権教育・啓発基本計画の2次改定を行ったところです。

さらに、2022(令和4)年3月には、条例を制定し、鹿児島県人権教育・啓発基本計画(以下「基本計画」という。)を条例の規定により定められた基本計画とみなし、以来、条例に基づき設置した「鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会」の意見を聴くとともに、「人権教育・啓発施策推進本部」を改称した「人権尊重の社会づくり推進本部」において県の各部局が緊密な連携を図りながら、条例や

2次改定基本計画に基づき人権施策を総合的に推進してきたところです。

なお、県民の人権に関する意識の状況や変化等から、県の施策の成果と課題を検証し、その結果を基本計画の策定や改定に反映させるために、意識調査を2003(平成15)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年、2023(令和5)年に実施しています。

2023(令和5)年に実施した意識調査では、人権に対する印象や感想について、「とても大切である(どちらかといえば大切である)」と回答した人が10年前より17.9ポイント増加し、約7割となり、「自分だけの問題ではない(他人の人権にも関心がある)」が前回調査より8.9ポイント増えて

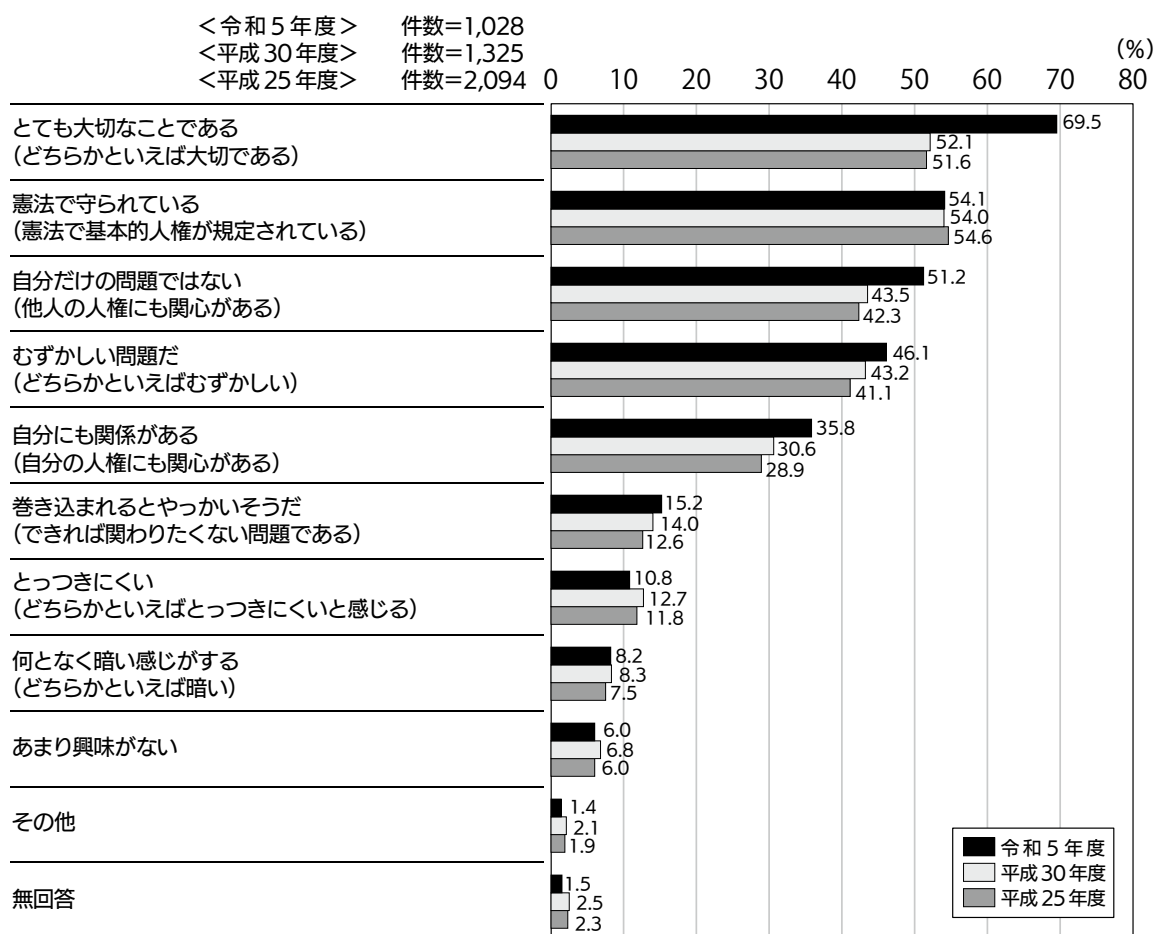
5割を超え、「自分にも関係がある(自分の人権に関心がある)」が6.9ポイント増えて3割を大きく超え、人権尊重の意識や人権に対する当事者意識が高まっていることがわかりました。

一方で、「基本的な人権が尊重されている社会だと思う」人の割合は10年前より10.5ポイント低下し3割を下回っており、人権問題への対策は引き続き求められていることが明らかになりました。

なお、県内市町村に対して「人権教育・啓発基本計画」の策定を働きかけてきたところ、2022(令和4)年3月末までに全43市町村が策定済みとなっています。

図表-1 「人権」に対する印象や感想

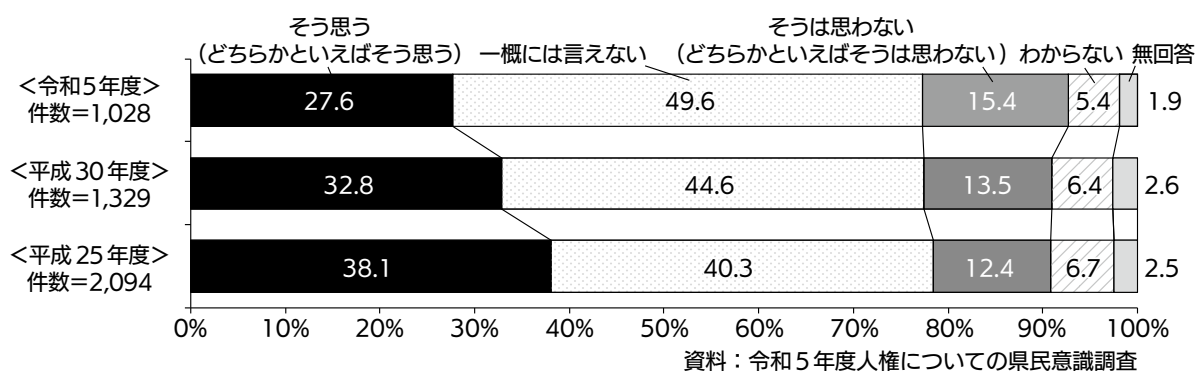
●あなたは、「人権」について、日常生活を過ごす中でどのような印象や感想をお持ちですか。
(複数回答)



図表－2

基本的人権の尊重

●今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。



計画の基本的な考え方

1 人権及び人権教育・啓発とは

(1) 人権とは

- すべての人間が生まれながらにしてもっている権利
- 人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利
- 個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできない権利
- 政治に参加して自らの人権を守るための権利
- 人権の尊重は人類普遍の原理であり、基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念の一つとしてすべての国民に保障されたもの

日本国憲法が保障する基本的人権

総論的規定	●基本的人権の享有及びその永久不可侵性(第11条) ●自由・権利を保持・利用する責任、乱用の禁止(第12条) ●個人の尊重(第13条)
平等権	●法の下での平等(第14条) ●家庭生活における個人の尊厳と両性の平等(第24条)
自由権	●精神の自由(思想・良心の自由(第9条)、信教の自由(第20条)、表現の自由(第21条)、学問の自由(第23条)) ●人身の自由(奴隷的拘束及び苦役からの自由(第18条)、法定手続きの保障(第31条)、刑事手続きに関する保障(第33～38条)) ●経済活動の自由(居住・移転・職業選択の自由(第22条)、財産権の不可侵(第29条))
社会権	●生存権(第25条) ●教育を受ける権利(第26条) ●勤労の権利(第27条) ●労働三権の保障(第28条)

(2) 人権教育・啓発とは

① 人権教育とは

- 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすること(人権教育・啓発推進法第2条、第3条)
- 人権という普遍的文化を構築するために、行うあらゆる学習、教育、研修又は情報に関する取組(国連「人権教育のための世界計画」第4フェーズ行動計画)

② 人権啓発とは

- 人権尊重の理念を普及させ、それに対す

る理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)であり、発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすること(人権教育・啓発推進法第2条、第3条)

③ 人権教育・啓発とは

- 基本計画における「人権教育・啓発」は、①の国連計画の定義を使用します。なお、必要に応じて人権教育と人権啓発を使い分けます。

2 計画の基本理念

一人ひとりがあらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合い、個人の尊厳や多様性が尊重され、人権文化が息づく社会の実現を目指します。

なお、そのために、行政・教育機関、地域コミュニティ、企業、NPOなど民間団体が連携・協力の下、教育の場や地域、家庭、職場などあらゆる場における人権教育・啓発の推進に積極的に取り組みます。

【基本理念】

一人ひとりの人権が尊重され、人権という普遍的文化(人権文化)が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現

3 計画の目標

性別、国籍、年齢など様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に認め合い、共に支え合い、共につながり合える、人権文化が息づく「共生社会」の実現を目指します。

【目標】

○ 共生の心が根づく鹿児島

○ 人権文化の息づく鹿児島

なお、次に掲げる社会づくりを行うことにより、基本理念及び目標の実現を図ります。

【目指す社会】

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが

○ 差別や偏見、暴力のない、安心して生きることができる社会

個人の尊厳や多様性が尊重され、誰からも差別や偏見、暴力を受けず、安心して生きることができる社会づくりを行います。

○ 個性や能力を発揮できる社会

すべての人は平等であって、性別や年齢、障害の有無などによって差別されず、一人ひとりの多様な個性が尊重され、個性や能力を発揮できる機会が保障される社会づくりを行います。

○ 自分らしく生きることができる社会

一人ひとりの生き方や多様な文化・価値観が尊重され、自分の人権を大切にし、それと同じように他の人の人権も大切にでき、誰もが共に生きていく社会づくりを行います。

4 基本方針

基本計画に基づく人権教育・啓発は、次の基本方針に基づき推進します。

(1) 一人ひとりの人権が尊重される場(環境)での人権教育・啓発

人権に関する教育や啓発が行われる場として、一人ひとりの人権が尊重されるよう配慮された、安全・安心な場を提供します。

(2) 一人ひとりの「違い」を尊重しあう人権教育・啓発

人権の正しい理解を身につけ、人権を尊重するということは、自身が権利を生まれながらに持っている主体であるのと同様に他者も権利を生まれながらに持っており、各自が追求する「幸福」の内容が、それぞれ個人によって異なるものであるということを理解し、それらを「違い」として尊重することができるよう取り組みます。

(3) 一人ひとりの「生きる力」や可能性を伸ばす人権教育・啓発

自分らしく生きていくための態度や技能を身につけ、自己決定や自己実現が尊重される社会の実現に向けて将来を切り開いていく力を伸ばすような取組を行います。

(4) 共生社会の実現を目指す人権教育・啓発

一人ひとりの人権が尊重されるための基盤として、個性や価値観の違いを認め合い、誰もが、つながり合い、支え合う共生社会の実現に向けた取組を行います。

(5) 人権を生涯を通じた学習課題とする人権教育・啓発

誰もが生涯の各ステージで人権について学ぶ機会の充実に取り組みます。

(6) 人権の学びと実践が循環する人権教育・啓発

主体的に人権について学び、知的理解を深めるとともに、自分や他者の人権を守ろうとする意識、意欲・態度を育み、人権のために行動する「学びと実践の循環」が起きるような取組を行います。

(7) 人権を「我が事」として考える人権教育・啓発

一人ひとりが、人権は自分自身の生活に深くかかわる自らの課題であるという認識に立ち、身近な人権問題について関心を深め、解決に向けて実践できる態度と技能を身につけることができるように取組を行います。その場合、伝統や文化、慣習、風習も、人権尊重の視点でとらえ直すことも重要となります。

(8) 国際社会の一員としての人権教育・啓発

人権に関する国際的な動向に関心を高め、世界各国で起きている人権問題は、自分の身近な人権問題と関係があることを認識し、国際社会の一員として、国際的な人権問題の解決に役割を果たしていけるように取組を行います。

5 計画の性格

この基本計画は、「鹿児島県人権尊重の社会づくり条例」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、人権に関する個別法、国基本計画及び県の人権に関する個別条例に基づき、人権施策を今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項を定めるものであり、県の様々な施策は、この基本計画を尊重して推進します。

【性 格】

- 人権をめぐる現状及び課題を明らかにするものであること。
- 人権への正しい理解と人権をめぐる問題の解決に資する人権教育・啓発施策の基本方向を示すとともに、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項を定めるものであること。

6 計画期間

特に定めず、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し(改定)を行います。

第4章

人権教育・啓発の推進方策

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

「福祉」、「健康」、「くらしの安全・安心」、「環境」の分野をはじめすべての県の施策や事業、取組は、人権尊重の視点を立てて行うことが必要であり、その確かな視点に基づき、人権を行政における最優先の考慮事項とする「人権の主流化」を推進します。

2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のためには、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが重要です。

このため、学校、地域社会、家庭、職場等のあらゆる場や機会において、従来の知的習得型学習から、人権に関する知識を態度や技能、行動に結びつける体験的参加型学習へと人権教育・啓発の重点を移し、地域社会において人権教育を推進する指導者の育成や資質の向上を図りながら、県民の人権意識の高揚に取り組めます。

【教育・啓発により身につけるもの】

- 人間形成の基礎となる情操や思いやりの心
- 人権についての基礎的知識(憲法やその他人権関連の法令、人権問題の歴史・背景等に関する知識など)
- 人間の尊厳や自他の人権、多様性を尊重する態度
- コミュニケーション能力、合理的・論理的・分析的に思考する技能
- 身の回りの差別を見逃さず、協力的・建設的に問題解決する技能 など

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等

① 現 状

- ・ 乳幼児期においては、人権感覚の源になる自尊感情を育むために、子ども自身が大切にされているということを体感できるような関わりを積み重ねていくことが重要です。そのため、子ども一人ひとりの特性に応じた学習の機会や内容の充実、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う就学前保育・教育を促進しています。
- ・ 保育所、幼稚園及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、それぞれ、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づ

き、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性をもった子どもの育成に取り組んでいます。

② 課 題

- ・ 保育所等における暴言・暴力等をはじめ、子どもの人権を侵害する行為や事件・事故の発生を防止する。
- ・ 乳幼児は、自己主張や被害を訴えたり、誰かに助けを求めたりすることができないことを踏まえ、被害の深刻化・潜在化の防止を図る。

③ 施策の基本方向

ア 子どもの心身の発達の支援

- 一人ひとりの子どもの家庭環境や生活状況及びその背景を把握・理解した上で、一人ひとりに応じて人権尊重の精神を育む基礎となる心身の発達を支援します。

イ 子どもの養育に不安を抱える家庭への支援

- 学校や関係機関・団体と連携して、養育環境や養育能力に不安を抱える家庭を

支援します。

ウ 子どもの人権に配慮した施設の運営や環境の提供

- 子どもの人権に配慮した施設の運営や環境整備を推進します。

エ 保育士・幼稚園教諭の研修の充実

- 保育士や幼稚園教諭等が、人権に関する理解を深め、それに基づく保育や教育の実践を行うための研修等を行います。

(2) 学 校

① 現 状

- 「人権教育の指導方法等のあり方について〔第三次とりまとめ〕」では、学校における人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としています。学校においては、この目標を達成するために、あらゆる教育活動を通して、児童生徒の発達段階に即した人権尊重の精神を育む教育を推進しています。
- 児童の権利に関する条約や学校教育法、学習指導要領に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで人権教育を行っています。
- 社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が多様化・複雑化しています。
- 学校の集団の中で、自分を表現したり他者を受け入れたりすることができないなどの様々な悩みや不安、生きづらさを抱えている子どもがいます。

② 課 題

- 人権尊重の視点に立った学校づくりを推進する。
- 児童生徒の人権及び様々な人権問題に関する正しい理解を深めるとともに、自尊感情・自己肯定感を育む。
- 自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権感覚を育む。

- 差別的発言やインターネット上の差別的書き込み、いじめなどの児童生徒間で起きる問題及び不登校の解消を図る。
- インターネットをはじめ各種媒体からの人権侵害につながる、あるいは差別を助長する有害な情報に対するメディア・リテラシー教育を行う。
- 児童生徒の教育権や生存権を侵害するおそれがある家庭の貧困や虐待等に対応する。
- 性の多様性(性的指向・性自認)に関する児童生徒及び教職員の正しい理解と認識を深める。
- 不登校や差別・偏見により生きづらさを抱える児童生徒に対応する。
- 教職員自身がより一層の人権尊重の理念を理解し、体得する。
- 体罰や不適切な指導による教職員から子どもに対する人権侵害行為を防止する。
- 児童生徒からの教師に対する人権侵害行為に対応する。

③ 施策の基本方向

ア 小・中・高等学校における教育の推進

(ア) 人権尊重の視点に立った学校づくり

- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる学校づくりを推進するために、全ての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の高揚を図ります。
- 複雑化・多様化する人権課題へ対応するため、教職員等の更なる人権意識の高揚と資質の向上を図ります。

- ・ 校長のリーダーシップの下、人権教育担当を中心に、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、全職員による人権教育の推進体制を確立します。
- ・ 校長が学校経営方針や学校経営ブランドデザインで人権尊重の視点に立った学校づくりの在り方を示し、児童生徒や教職員の姿で定期的に点検・評価します。
- ・ 不登校への対応については、「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、チーム学校としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた支援を展開します。
- ・ 児童虐待への対応においては、虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所に通告し、関係機関と適切に連携して対応します。
- ・ 人権に配慮した施設等の環境整備を学校や地域の実情に応じて行います。
- ・ 人権侵害案件に対する厳正な対応と再発防止を図ります。
- ・ 人権侵害を受けた児童生徒等の精神的ケアのために、スクールカウンセラー等による相談対応・支援を充実します。
- ・ 教職員の人権も尊重される学校運営を促進します。
- ・ 性の多様性への対応においては、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することで、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支えるチーム学校としての組織づくりを推進します。

(イ) 人権に関する知的理解を深める教育の充実

- ・ 同和問題(部落差別)や女性、障害者、外国人等に関する個別の人権問題について理解を深める教育を行います。
- ・ 児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて同和問題(部落差別)をはじめとする様々な人権課題について正しく理解できるようにするために、人権教育の指導内容・方法の工夫・改

善を図ります。

- ・ 人権に関する指導資料の活用を図るとともに、情報収集や調査研究等による効果的な教材を開発します。
- ・ 研究指定校等による人権教育の実践研究の成果を各学校等に普及・展開します。

(ウ) 人権感覚の育成を図る教育の充実

- ・ 一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識し、自尊感情を高めるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することができる人権教育の指導内容・方法の工夫・改善を図ります。
- ・ 人権への理解の基礎となる社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や職場体験活動、自然や芸術文化の体験活動、高齢者や障害者、幼児等との交流など、多様な教育活動の充実を図ります。
- ・ 情報社会で人権尊重の視点を踏まえた適切な活動を行うために、各教科等の学習や生徒指導をととして、情報モラルやメディア・リテラシーの教育の充実を図ります。

(エ) 家庭や地域との連携

- ・ P T Aや子ども会、自治会、公民館等の活動と連携した教育・啓発を推進します。

(オ) 教職員研修の充実

- ・ 事例に基づく研修を含め、人権に関する様々な課題に応じた計画的・体系的な研修の充実を図り、教職員の資質向上に取り組みます。
- ・ 人権教育研修資料の内容の充実を図ります。
- ・ 人権尊重の理念について正しく理解する教職員の採用など、人材の確保を図ります。

(カ) 私立の小・中・高等学校における人権教育・啓発への支援

- ・ 私立の小・中・高等学校に対して、人権教育・啓発が行われるよう要請します。

イ 大学、専修学校等における教育の促進

(ア) 人権についての教育の充実

- ・ 人権教育に資する学習機会や資料等情報の提供を行い、人権教育の積極的な取組を支援します。特に、教員をはじめ人権に関わりの深い特定職業従事者の養成課程における人権教育の充実を要請します。

(イ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供

- ・ 受験者や学生の性別等で異なる取扱いを行わない学校運営を要請します。

(3) 地域社会

① 現 状

- ・ 地域社会には、主に次のような場としての役割があります。
 - 人々が助け合い、支え合い、つながりを持って共に生活する場
 - 様々な人々との交流を通じて、責任感や協調性、人権意識を高め、社会の一員としての自立を促す場
 - 子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待等を実感し、安心できる環境で様々な経験を通して、自信や誇り、責任感を育む場
- ・ 住民同士の連帯意識やつながりが希薄化し、孤立して、生活上の必要な支援が届いていない人がいます。
- ・ 地域社会には様々な人権問題が存在し、社会状況の変化や地域の変容等により、これまで潜在化していた問題が顕在化したり、新たな問題も生じたりしています。
- ・ 自治会等の地域コミュニティやNPO等の各種団体は、住民同士の繋がりを維持・再生するなど地域課題を解決するため、地域住民が参加する多様な活動を実践しています。
- ・ その中には、子育て中の親や子ども、高齢者等の孤立防止や、生活に困窮している家庭や子どもの支援、子どもに対する食育等を目的として、地域サロンや地域食堂、子ども食堂等の誰にとっても居場所や出番をつくる交流活動等もあります。

- ・ 学内におけるアカデミック・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）等の防止と被害者への適切な対応を要請します。
- ・ デートDVや性暴力等の加害者にならない教育・啓発と被害者への適切な対応を要請します。

(ウ) 人権に関する研究や人権の視点を立てた各専門分野の教育・研究の促進

- ・ 人権教育・啓発に資する学術研究及び人権の視点を立てた各学問分野の教育・学術研究を促進します。

② 課 題

- ・ 地域社会において人権尊重の精神に基づく態度や行動を身に付けるため、人権学習の機会を増やす。
- ・ 地域社会において、人権学習を担う人材の育成と人権学習の教材の整備を行い、体験活動等を含む多様な学習機会を提供する。
- ・ すべての人が、差別や偏見により人権を侵害されることなく、尊厳を保障され、安全・安心な生活を送ることができる地域社会を実現する。
- ・ 虐待やDVなどの暴力の被害者、その他生活上の困難を抱える住民が孤立することなく、必要な支援につながり、日常的に見守られる地域社会を実現する。

③ 施策の基本方向

ア 人権学習の充実

(ア) 学習機会の提供

- ・ 公民館等の社会教育施設や地区集会所、隣保館等において、人権及び人権問題についての理解を深めるための多様な学習機会が提供されるよう支援します。
- ・ 同和問題をはじめとする人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、本県主催の研修会等において関係機関と連携して、人権学習及び啓発活動に積極的に取り組みます。

(イ) 学習教材の作成・整備

- 世代や団体等の対象に応じて人権学習の内容を充実するため、教材の作成・整備や参加型学習プログラムの普及等に取り組みます。

(ウ) 多様な体験活動の実施

- 学校や福祉・環境分野等の機関・団体とも連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動等をはじめ、多様な体験活動の機会の提供を支援します。

イ 人権問題の解決に向けた取組

(ア) 人権問題及びその背景にある地域課題の解決

- 住民自らが、地域が抱える人権問題やその背景にある地域課題を認識し、その解決に向けて取り組むことを支援します。

(イ) 人権を侵害されている住民の支援・見守り

- 家庭内で虐待やDVを受けている人、その他差別や偏見等により生活上の困難を抱えている人を、民生委員・児童委員や人権擁護委員をはじめ住民が早期に発見し、相談支援機関につなぐとともに、日常的な見守

りを行うことを支援します。

- 本県が主催する人権に関する多様な学習の場において、日常生活の中で人権尊重を基本とした行動が無意識のうちに態度や行動に現れるような人権感覚を育成するための学習内容の工夫改善を行う。

ウ 人権教育に関わる人材の育成

(ア) 人権教育の指導者の育成

- 地域社会において人権教育を担う社会教育関係職員や指導者の資質向上を図るため研修を充実します。

(イ) 地域のリーダー等の育成

- 関係機関・団体等と連携し、地域社会のリーダーとしての指導力と資質の向上を図るため、同和問題をはじめとする人権課題に対する正しい理解と認識を一層深め、学びを還元・普及できる指導者の育成に努めます。

エ 市町村や関係機関・団体との連携

- 各市町村教育委員会や関係機関・団体に対して、適切な情報提供や指導・助言を行うとともに、積極的な啓発活動に努めます。

(4) 家庭

① 現状

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は子どもの豊かな情操や思いやり、命を大切にする心、善悪を判断する力、社会性などの人間形成の基礎を育くむ上で、重要な役割を担います。
- 家庭では、個として尊重されることで、自分がかげがえのない存在であることを認識でき、安全・安心を実感できることが必要です。
- 子どもや配偶者、高齢者、障害者への虐待や暴力、子どもの非行、不登校、貧困など、家庭が抱える課題は多様化・複雑化・複合化しています。こうした課題を抱えた家庭では自ら解決することが困難でありながら、相談機関や周囲に支援を求めることができないことがあります。

- 地域とのつながりが希薄化し、各家庭が抱える問題が見えづらくなっています。子育てや介護について、悩みを共有したり、相談にのってもらったり、手助けしてもらったりする機会が減少し、各家庭が孤立する状況も生じています。
- 育児や介護の悩み、孤立が、家族に対する暴力や虐待の背景にあることもあります。
- 課題を抱えた家庭の教育力の低下が、子どもの社会性や自立心の育成を妨げているという現状もあります。

② 課題

- 家庭における人権意識の涵養を図るために学習機会を確保する。
- 子育てや介護をはじめ生活の支援を必要

に応じて受けられる体制や地域との交流の機会を確保する。

③ 施策の基本方向

ア 人権学習の機会の提供・充実

- ・ 家庭教育学級及び高齢者・成人学級等において、同和問題をはじめとする人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修機会の確保や啓発活動を積極的に推進します。

イ 地域との交流の支援

- ・ 子育てや介護の悩みを共有できるネットワークづくりなど地域とのつながりが

もてる場づくりを支援します。

ウ 相談機能・体制の充実

- ・ 子育ての相談支援や要保護児童の保護、児童虐待の対応を行う児童相談所の相談体制の充実を図ります。
- ・ 家庭教育等の総合的な相談機関である総合教育相談センターの相談機能の充実を図ります。
- ・ 各専門機関と学校や市町村、民生委員・児童委員その他教育・福祉関係機関との連携を強化し、相談対応・支援の充実を図ります。

(5) 企業・職場

① 現状

- ・ 企業は、経済活動や生産・提供する製品・サービス等を通じて生活に利便性や快適性をもたらすとともに、就業の場や機会を提供するなど、社会において広範な影響力を持ち、重要な役割を担っています。
- ・ 企業や職場が、その活動において常に人権に配慮し、人権問題の解決に向けた取組を行うことによる社会的影響力は大きく、企業の価値にも深く関わります。
- ・ 職場のパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)やセクハラ等の様々なハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つける行為であるほか、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになる行為であり、事業主は、ハラスメント対策を行う必要があります。
- ・ 外国人労働者については、業務経験が短い場合が多いことや、日本語の不十分さ、コミュニケーション不足による現場での危険の伝達、理解の不足などがあります。
- ・ 女性や子ども、高齢者、障害者、性的少数者その他多様な人々が利用することへの配慮に欠けている施設や製品、サービスが存在し、特定の人々に対する偏見・差別を助長するおそれのある広告や情報が流布されることもあります。
- ・ 人権への配慮、ダイバーシティ、インクルージョン、バリアフリーなどへの社会的関心が高まっており、それらを企業の経済

活動に反映させるとともに、多様な人材の活用を進める必要があります。

- ・ コンプライアンスや情報公開に関する社会的要請が高まっています。

② 課題

- ・ 企業の社会的責任(CSR)や社会的責任投資(SRI)への対応を促進する。
- ・ 企業の経営者をはじめ社員・従業員全員の人権に関する理解の深化と人権に配慮した企業活動を促進する。
- ・ 人権を尊重した経済活動が企業の社会的信頼や価値を高め、発展につながるという認識の浸透を図る。

③ 施策の基本方向

ア 人権の視点を踏まえた企業活動の促進

- ・ 人権の視点を踏まえた企業活動を促進するとともに、それに対して適正な社会的評価が与えられることを支援します。
- ・ 企業・職場が人権意識の深化を図るために実施する研修等に、研修講師の派遣や情報提供等の支援を行います。
- ・ 企業における入手・把握した個人情報の適正な管理を促進します。
- ・ 職場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた意識改革及びハラスメント防止対策を推進する。

イ 人権の視点を踏まえた人事管理の促進

- ・ 社員等人材の採用・教育・登用に当たり、差別や偏見のない公正性の確保を促進します。
- ・ 経営者、管理職を対象とした意識改革、企業顕彰等に取り組みます。
- ・ 多様な人が安全に安心して働くための雇用・労働条件、労働安全衛生等の就労

環境の整備を促進します。

- ・ 企業内及び関係先との間のセクハラ、パワハラなどハラスメントの防止対策と相談体制の充実を促進します。
- ・ 労働局や出入国在留管理庁等の関係機関と連携し、外国人を雇用する事業主に対して、外国人が適正に就労できるよう関係する法制度の周知を図ります。

3 人権に関わりの深い特定職業従事者に対する研修等の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のためには、あらゆる人の人権意識の醸成が必要であり、とりわけ、日頃から人権にかかわりの深い仕事に従事している行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者及びマスメディア関係者は、人権問題を取り巻く時代の変化を踏まえつつ、人権意識の涵養を図ることが重要です。

しかしながら、本県においてもハラスメント事案が報告されていることから、各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。

(1) 行政職員

行政職員は、全体の奉仕者として住民の福祉の向上を図る上で、人権に配慮する義務があります。

県職員については、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センターが実施する新規採用職員から管理職までの職階に応じた人権研修及び地域別に全職員を対象に実施している人権同和問題研修会の内容の更なる充実を図ります。加えて、それぞれの職域において人権の視点を立てた業務を遂行するため、職場研修を充実します。

また、県職員が、地域社会の一員としても、同和問題(部落差別)をはじめ様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるよう、その育成に取り組みます。

一方、市町村職員は、住民にとって最も身近な行政機関の一員として、住民の福祉の向上に直接関わっていることから、市町村が行う職員の人権意識の高揚を目的とした各種研修等の取組に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等の支援を行います。

(2) 教職員

教職員は、子どもの人格形成や人権意識の醸成に極めて重要な役割を担っています。

そのため、人権に対する正しい理解と人権尊重について高い認識をもつ教職員を育成する研修を、新規採用職員から管理職までの職階に応じて実施し、全教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤とした学校づくりを推進します。

(3) 警察職員

警察職員は、公共の安全を確保し、社会秩序を維持する業務に従事していることから、人権問題に関わる機会が多く、すべての警察職員には豊かな人権感覚を身につけ、人権を尊重した公正で誠実な職務を遂行することが求められています。

そのため、職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施し、事件・事故の被害者はもとより、すべての関係者の人権に配慮した職務を行います。

(4) 消防職員

消防職員は、住民の生命・身体を守り、財産を保全する役割を担い、その職務は、県民生活と密接に関わっていることから、高い人権意識を持って任務を遂行することが求められています。

そのため、消防学校における人権研修の充実

を図るとともに、市町村等における消防職員に対する人権研修の充実を支援します。

(5) 医療・保健関係者

医療・保健関係者は、住民の病気の治療・回復や健康の維持・増進を図るための業務に従事していることから、虐待やDVなど暴力の被害者や貧困等による生活困窮者を発見する可能性が高く、関係法令に基づく対応や適切な情報提供が求められます。また、患者やその家族のインフォームド・コンセントやプライバシーへの配慮、病歴等の診療情報をはじめ把握した個人情報保護に努めるなど、患者やその家族の人権の尊重に根ざした行動が求められます。

そのため、病院等において、医療・保健関係者の人権意識の高揚に向けた積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。

(6) 福祉関係者

子どもや高齢者、障害者等と接するソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、保育士や介護士等の社会福祉施設職員、その他福祉関係者は、住民にとって身近な相談相手であり、虐待やDVなどの暴力や貧困等により生活上の困難を抱える人の相談を受けたり、発見したりする

ことがあることから、個人のプライバシーの保護や人権の尊重に対する深い理解と配慮に基づく支援が求められます。

そのため、人権に関する研修の実施などにより、福祉関係者の人権意識の高揚を図るとともに、社会福祉施設等において、職員の人権意識の高揚に向けた積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。

(7) マスメディア関係者

新聞やテレビ、ラジオなどのマスメディアが発信する情報は、生活と密接に関わることから、県民の人権意識に大きな影響力をもっています。令和5年度に実施した意識調査では、効果的な人権啓発の手段として、「ラジオ・テレビの活用」と回答した人が最も多かったことから、マスメディアの人権教育・啓発に果たす役割は期待されています。

ただし、その報道内容によっては、個人の名誉やプライバシーを侵害し、差別や偏見を助長するおそれがあることから、人権に常に配慮することが求められており、人権に関する自主的な取組が行われてきているところです。要請に応じて、情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。

4 人材育成

人権の尊重される社会は、県民一人ひとりが人権について「我が事」として考え、判断し、実践することによって実現に向かうことから、人権教育・啓発は、県民の日常生活に身近なところから進める必要があります。

そのため、自治会等の地域コミュニティのリーダー等を対象に、地域活動の一環として、住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に取り組むために必要な研修等を実施するとともに、参考となる情報の提供等を行います。

また、人権に配慮した企業活動や職場の人権問題の解決等を推進するため、各分野の施策において実施される各種研修等を通じて、職場の研修指導者等を育成します。

なお、これらの研修等では、参加者が主体的に参加し、人権に関する知的理解を深めるだけでなく、姿勢や行動に表れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。

さらに、このような取組により育成された人材が、人権教育・啓発の担い手として、地域や職場で学んだことを広めたり、得られた情報を共有できるように支援します。

5 総合的・効果的な手法の充実

(1) 人権教育の教材・プログラム・学習方法の開発・整備・充実

人権教育を推進するためには、効果的な学習教材やプログラム等が必要です。今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材やプログラム等の開発に取り組みます。

また、人権感覚を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(ワークショップや体験研修など)を積極的に取り入れ、県民にとって身近な問題として親和性が高い内容となるよう工夫します。

(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実

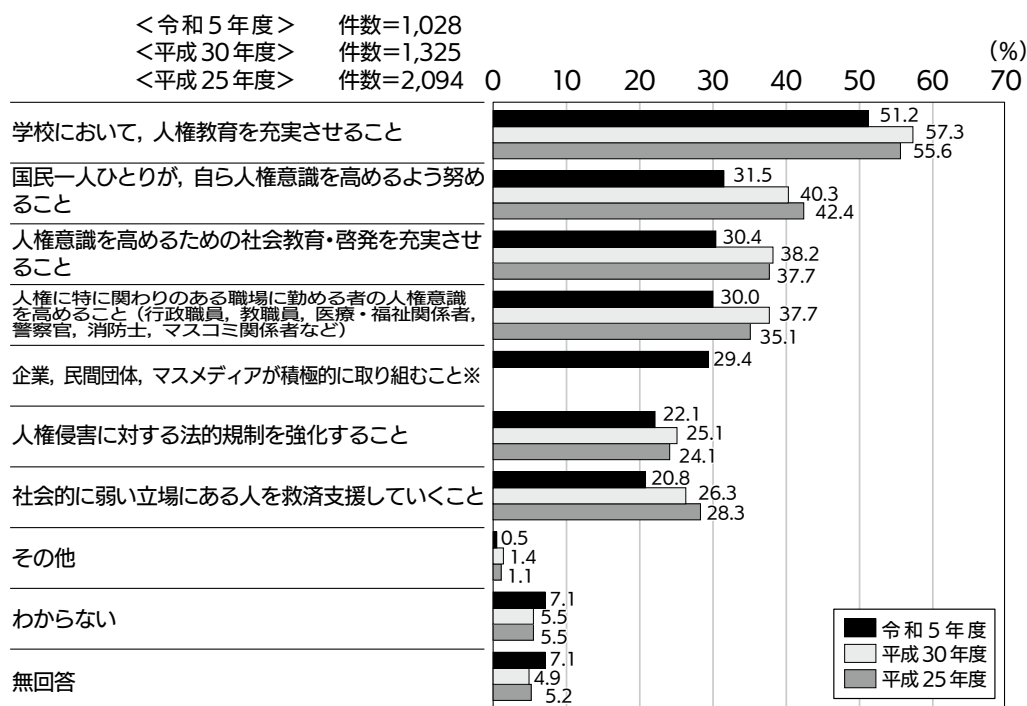
人権啓発については、対象となる県民の世代や関心度、あるいは理解度に配慮し、身近な問題を題材に取り上げるなどにより、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受け止め、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。

また、人権に関する啓発や情報提供に当たっては、広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。

さらに、人権同和問題啓発強調月間(8月)及び人権週間(12月4日～10日)に集中的かつ重点的な啓発活動を行うほか、啓発イベントの開催や各種イベントに合わせた啓発等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

図表-3 人権が尊重される社会を実現するために必要なこと

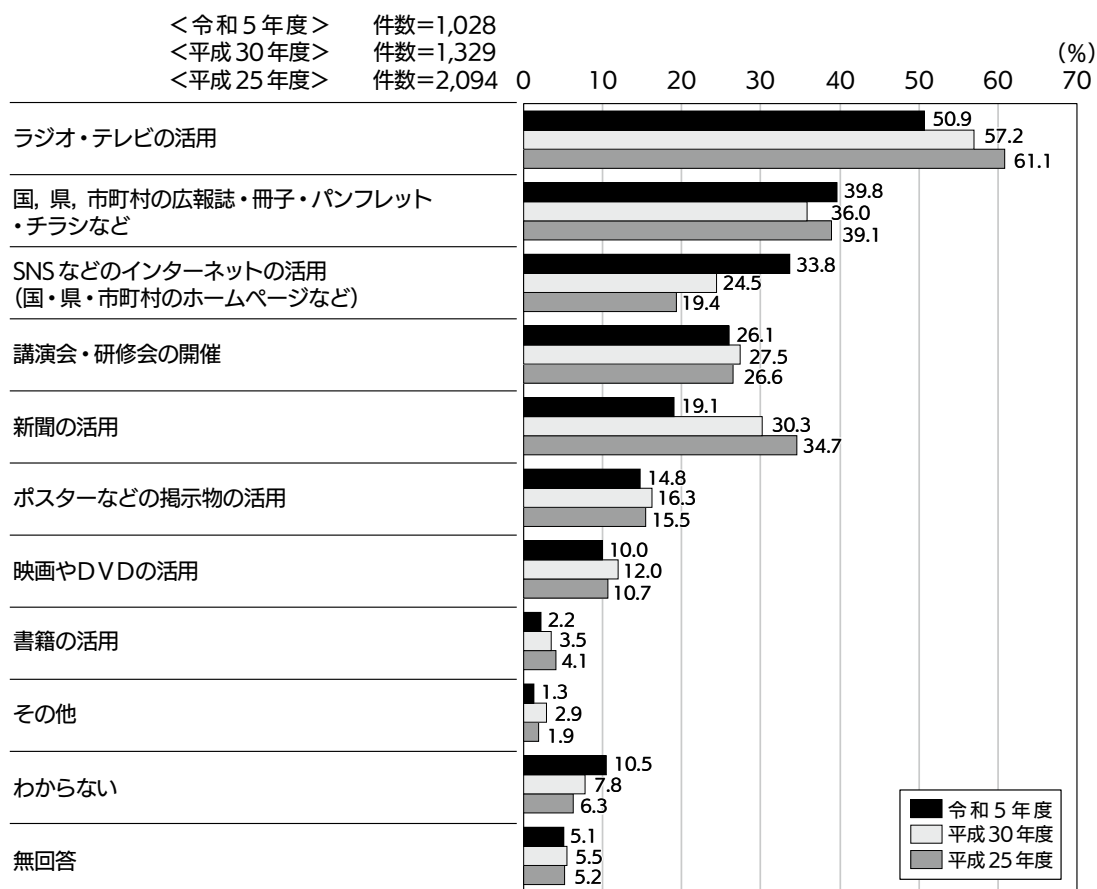
●あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

図表－4 人権啓発に効果的な広報啓発手段

●あなたは、どのような手段による広報啓発が役立つと思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

第5章 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策

この章では、特に人権教育・啓発を推進することが求められている重要課題を取り上げています。これら具体的な人権課題に個別的にアプローチする際には、法の下での平等や個人の尊重など人権一般の普遍的な視点からのアプローチに留意して、人権に関する知識や理解を深め、実践的な態度を培うことがまずは求められます。

ただし、実際の人権問題では、例えば子どもや女性でも、性的マイノリティの子どもや障害のある外国籍の子ども、高齢女性の生活困窮などのように複数の属性が交差して、その相互作用によって二重三重の差別や平等な機会の制限や不利益を受けて、より困難な状況を抱えている場合もあります。

そのため、個別の人権課題をテーマに人権教育・啓発を行う際には、人権問題を解決するために不可欠な「複合差別の視点」を踏まえることが重要です。

1 女性

(1) 現状

日本国憲法が保障する政治的、経済的又は社会的関係における性別にかかわらずの法の下での平等(第14条)や家族関係における男女平等(第24条)を実現し、男女がともに個性や能力を発揮できる社会を形成するため、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が成立しました。県においても、2001(平成13)年に「男女共同参画推進条例」を制定し、「男女共同参画基本計画」(4次計画:2023~2027年度)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

2021(令和3)年度に実施した男女共同参画に関する県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担については、前回(2016(平成28)年度)と比較して否定する割合が増加し、「否定」と「肯定」の差が大きく開きました。また、初めて、男性でも「否定」が「肯定」を上回り、意識の大きな変化が見られます。

その一方で、男女の地位の平等感では、依然として、「社会通念、慣習・しきたりなど」で約7割、「地域社会」や「職場」では約5割の人が、「男性優遇である」と感じています。メディアから発信される情報も、固定的な性別役割分担意識や女性に対する差別・偏見に基づく表現が見受けられます。

また、労働分野では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)など多くの個別法が整備されましたが、就労機会や雇用形態、賃金、登用等に性別による事実上の格差は存在しています。育児や介護等生活と仕事の両立支援が家庭や職場で整わなかったり、職場においてセクハラやマタニティ・ハラスメント(以下「マタハラ」という。)が存在したりすることで、女性は就労継続の困難に直面することがあります。これらが背景となって、女性は経済的困窮に陥るリスクが高くなっています。

2021(令和3)年度の「男女共同参画に関する企業実態調査」では、「管理職に就くことに対する意識」について、女性従業員の回答は「就きたい」が6.2%、「就きたくない」48.5%となっています。管理職に就きたくない主な理由として、「自分の能力に自信がないから」49.4%が最も多く、次に「責任が重くなるのが嫌だから」43.6%となっています。

また、「女性が能力を発揮し、活躍する上での阻害要因」について、「男性と比べ、女性は家庭の負担が重い」が最も多く、女性55.2%、男性44.6%となっており、次に「結婚・出産等

で退職する女性が多い」が女性26.0%、男性31.4%となっています。

一方、政治分野では、国会議員や地方議員における女性の割合が低いことから、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018(平成30)年に成立したものの、女性の参画は進んでいない状況です。

本県議会議員における女性の割合は、21.6%(2023(令和5)年4月9日)となっており、県内全市町村議会議員における女性の割合は、12.0%(2023(令和5)年12月31時点)となっています。また、女性議員が0人の市町村議会が10町村となっています。

このような実態を反映し、世界経済フォーラムが公表している経済参画、教育、健康、及び政治参画の4分野のデータで構成される男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数は、我が国の場合、2024(令和6)年で146カ国中118位にとどまっており、特に政治・経済参画分野の値が低くなっています。

さらに、DVやストーカー行為、性犯罪・性暴力等は重大な人権侵害であり、被害者のほとんどが女性です。その背景には、社会における男女が、置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。県においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)及び同法に基づき策定された「県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」をはじめ各法律等に基づき、暴力防止と被害者支援の取組を進めていますが、2023(令和5)年度の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は過去最多の2,199件、同年の警察のストーカー事案の認知数は407件であり、近年、高い水準で推移しています。

なお、これら相談等につながる被害は一部であり、2021(令和3)年度に実施した男女共同参画に関する県民意識調査によるとDVを受けた経験のある女性の約半数は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答して

いるなど、被害が潜在化しやすい傾向にあります。

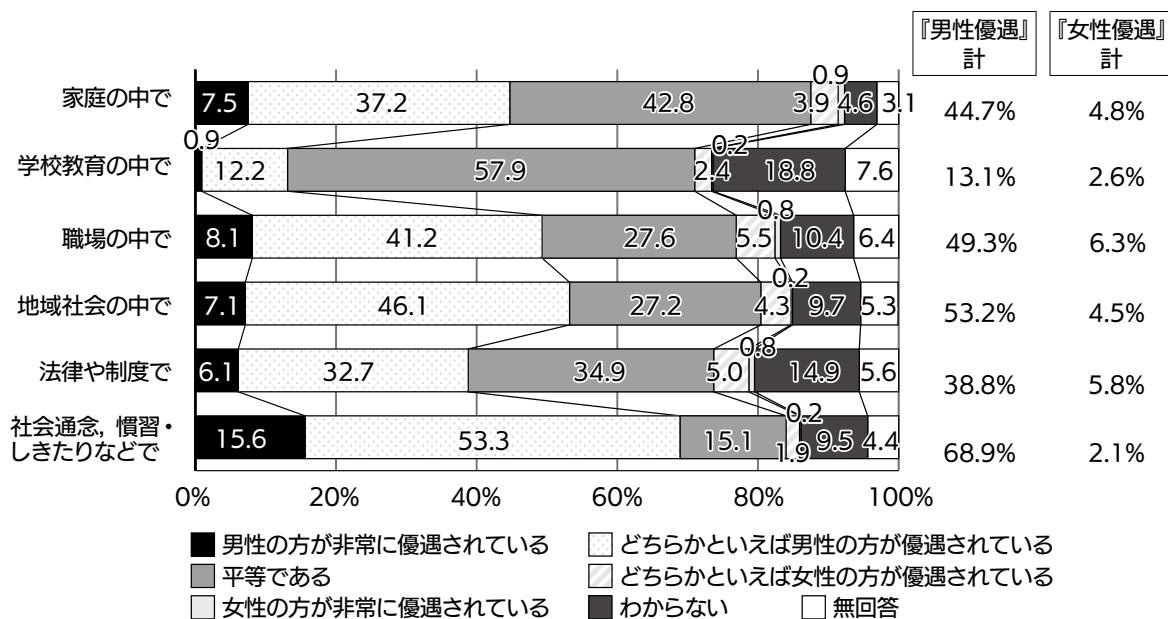
また、女性をめぐる課題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、2022(令和4)年5月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「女性支援新法」という。)が成立し、県においても、同法等を踏まえ、「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」を2024(令和6)年3月に策定しました。

女性支援新法では、基本理念に、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点が明確に規定され、これまで以上に女性の立場に寄り添った、きめ細やかな支援が求められています。

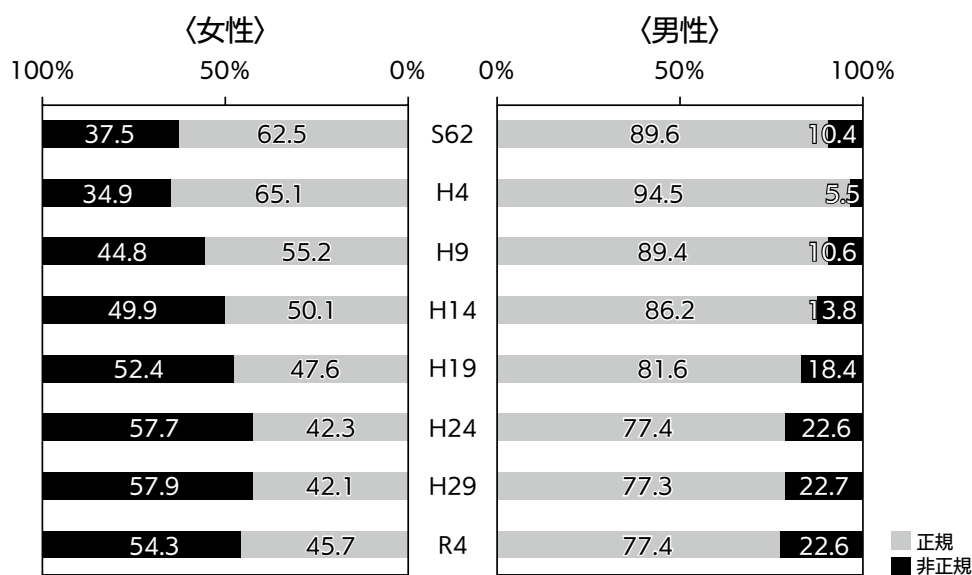
2015(平成27)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、その前文において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と、人権とジェンダーの視点が明確に示されており、「女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し、意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを保証する」ことをSDGsの目標一つに掲げています。

なお、固定的な性別役割分担意識が根強い社会にあって、男性に比べると、女性の方が性別に起因する差別や暴力などによる人権侵害を受けることが圧倒的に多いことから、「女性」を個別の人権課題として取り上げています。しかし、男性も男性であるがゆえの生きづらさや困難を抱えることがあり、そのことにも人権の視点で理解を深め、性別に起因する人権問題の社会的解決を図っていくことが重要です。

図表－5 男女の地位の不平等感〔本県〕



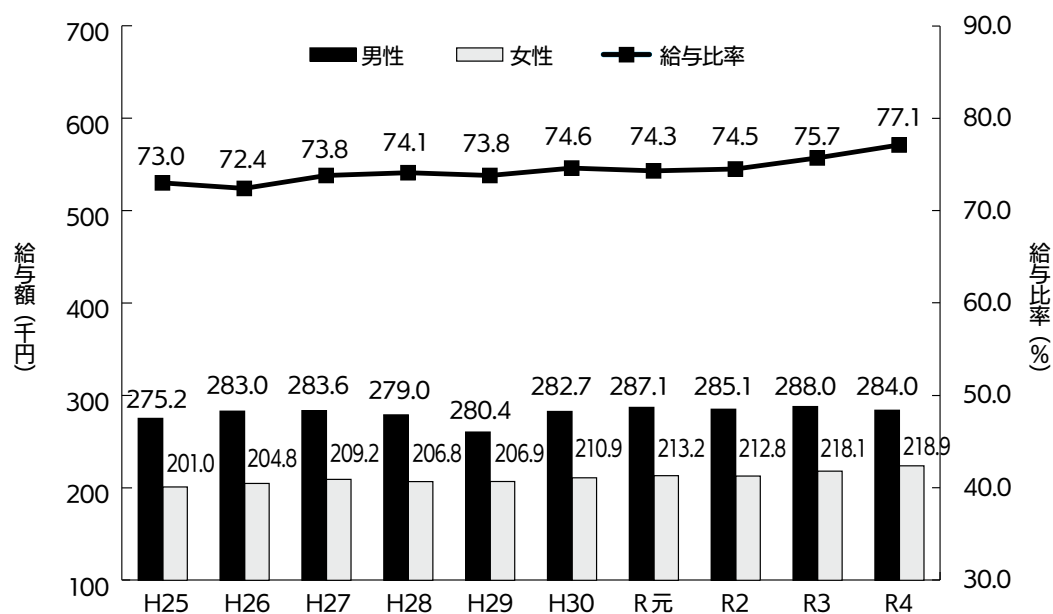
図表－6 男女の非正規雇用の割合〔本県〕



資料：総務省令和4年「就業構造基本調査」

図表－7

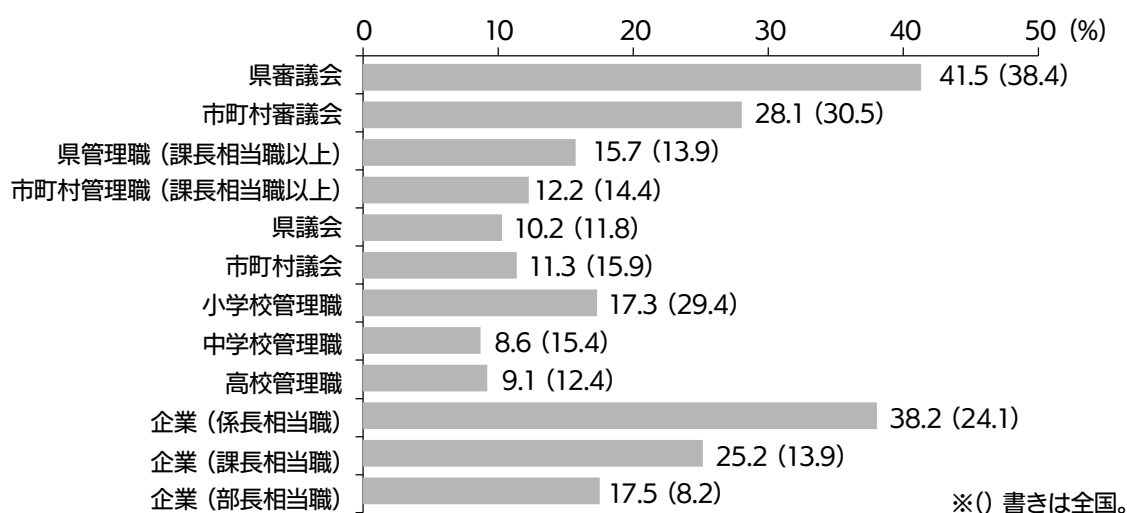
男女別平均所定内給与額と男女間内給与比率〔本県〕



資料：厚生労働省令和4年「賃金構造基本統計調査」

図表－8

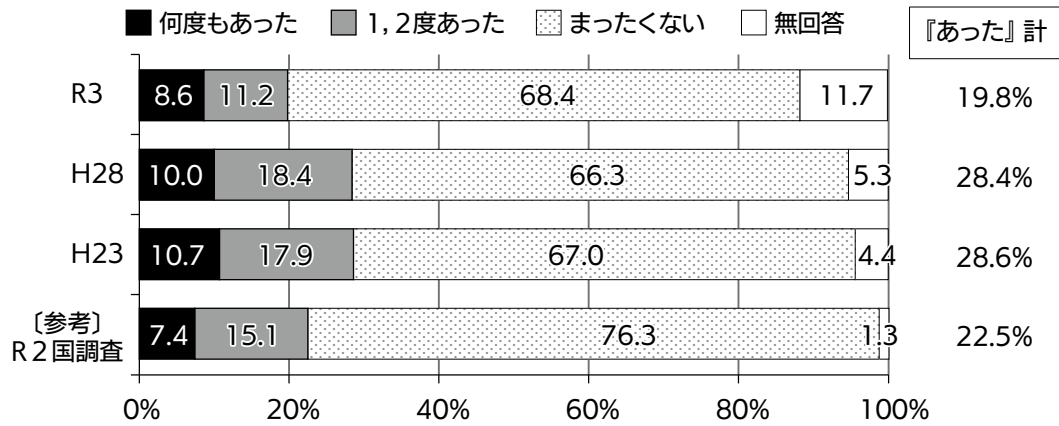
各分野における女性の参画の状況〔本県〕



※() 書きは全国。

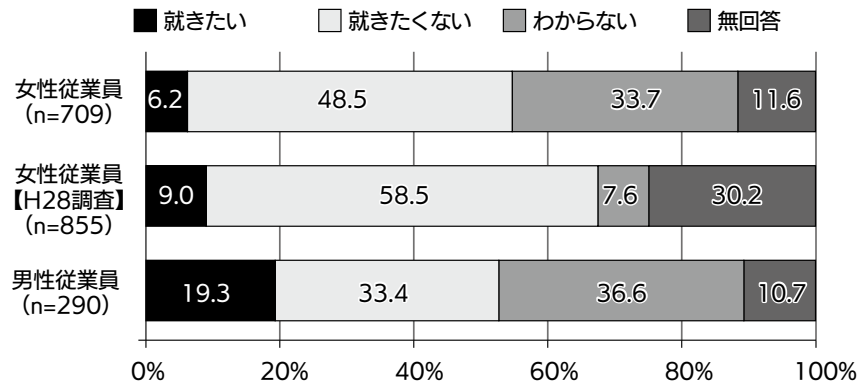
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(R5)」, 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ等(R4)」, 文部科学省「学校基本調査(R5)」(私立学校含む), 県雇用労政課「令和4年度労働条件実態調査」(5名以上), 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(R4)(100名以上)

図表－9 配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせを受けた経験



資料：令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査、
内閣府「令和2年度男女間における暴力に関する調査」

図表－10 管理職への昇進希望

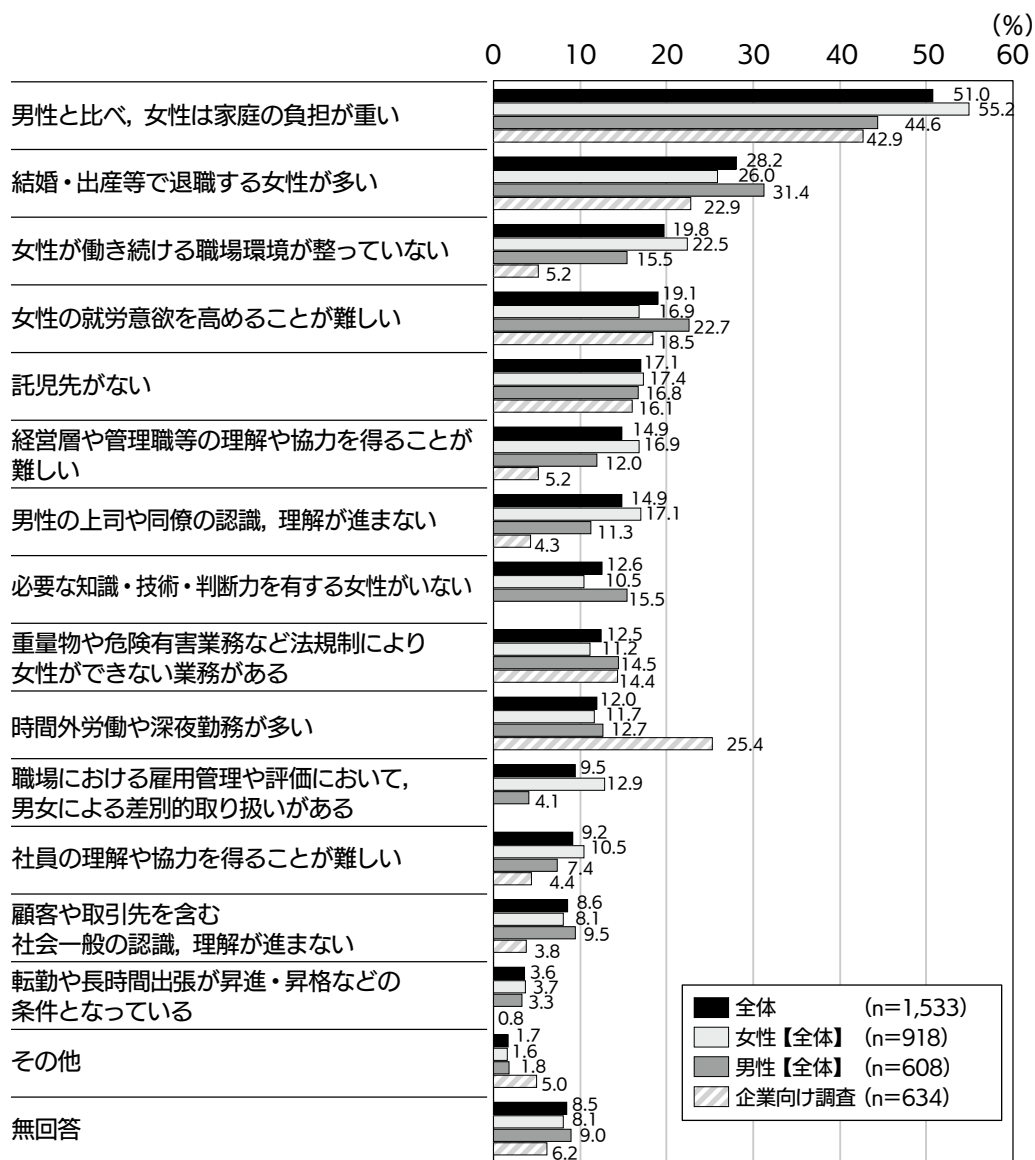


資料：令和3年度男女共同参画に関する企業実態調査

図表-11

女性が能力を発揮し、活躍する上での阻害要因

●女性が能力を発揮し、活躍する上での阻害要因は何だと思いますか。(複数回答)



資料：令和3年度男女共同参画に関する企業実態調査

(2) 課 題

- ・ 職場、教育現場、地域、家庭、メディア等における、男女共同参画についての正しい理解の浸透と固定的な性別役割分担意識の解消を図る。
- ・ 性的指向・性自認に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、同和問題(部落差別)に関すること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意し、このような方々が直面する複合的な差別や偏見、困難な状況への理解・認識の共有を図る。
- ・ 女性の就労継続やキャリア形成、能力の発揮を可能にする環境づくりを行う。
- ・ 女性に対する暴力の防止と被害者の保護・支援を行う。
- ・ 不安定な就業環境や暴力の被害等の複合的な問題により、貧困や孤立等の生活上の困難に陥る女性に対する保護・支援を行う。

(3) 施策の基本方向

① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進

ア 固定的な性別役割分担意識、女性に対する差別・偏見の解消

- ・ 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた普及・啓発を推進します。
- ・ 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行の見直しを行います。
- ・ 学校・家庭・地域が一体となった男女共同参画意識の醸成に向けた取組を推進します。

イ 男女平等教育、男女共同参画に関する学習の提供

- ・ 子どもをはじめ誰もが、男女共同参画の学びを通して人権意識や男女平等意識を醸成し、自己形成の基盤である自己肯定感や自尊感情を育み、多様な生き方や働き方を選択する力を身につけるための教育を実践します。

ウ 広報・出版物、メディアにおける男女共同参画の視点に立った取組

- ・ 公的広報・出版物等については、女性の人権尊重を含む男女共同参画の視点に立った表現を行い、メディアに対しては、その視点への配慮を働きかけます。
- ・ メディアが発信する固定的な性別イメージを読み解くメディアリテラシーの重要性を理解し、その力を付けるための啓発を行います。

② 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ア 暴力根絶のための教育・啓発

- ・ 学校、地域、家庭、職場において、女性に対する暴力の背景にある社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等の社会構造上の問題を理解し、暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに相談を促す広報・啓発を実施します。
- ・ 特に若年層の理解が広まるよう、学校において交際中の男女間の暴力(デートDV)の防止等に向けた啓発を行います。

イ 暴力の被害者を生まない取組

- ・ 職場におけるセクハラやマタハラの防止対策や、地域におけるDV及び性犯罪・性暴力等の防止のための見守り活動と環境づくりを促進します。

ウ 犯罪となる暴力の厳正な取締り

- ・ 警察において、DVやストーカー行為、性犯罪・性暴力、売買春等の暴力について、厳正な取締りを行うとともに、被害者の相談対応や保護を行います。

エ 被害者の早期発見、適切な保護・支援

- ・ 女性に対する暴力の現状や特性、被害者の保護・支援の制度の普及等を図ります。
- ・ 県や市町村、関係民間団体等で構成する支援調整会議等を通じて、相互連携の強化を図るとともに、アウトリーチによる早期把握や配偶者暴力相談支援センターによる相談対応、女性相談支援センターによる一時保護、民間シェルターなど各種支援策の検討を行い、周知啓発や相談体制の充実・強化など、女性が相談

しやすい環境整備に努めつつ、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組めます。

③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の促進

ア 男女に平等な就業環境づくり

- 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境整備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。

イ 地域における慣行等の見直しと女性参画の促進

- 固定的な性別役割分担意識を助長したり、性別による機会の不平等をもたらしている地域における慣行等の点検・見直しを進めるとともに、地域づくりに男女共同参画の視点を立てて、女性の参画も

進めるため、地域における男女共同参画に関する普及・啓発や学習機会の提供を行います。

ウ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 行政・教育機関、事業所、その他各種機関・団体等に対して、女性が政策・方針決定過程に参画するなど、あらゆる分野で能力を発揮することの必要性について認識を深めるセミナー等の開催により啓発を行い、女性の登用を促進します。

④ 相談支援体制の充実

- 性別に起因する問題や悩みを抱える人の相談に、人権の視点で適切に対応し、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行うため、相談員をはじめ、相談に対応する人を対象とした研修の実施や関係機関の連携強化による相談対応の質の向上を図ります。

2 子ども

(1) 現 状

世界的な視野から児童の人権の尊重と保護の促進を目指す「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は、1989（平成元）年に国連総会において採択され、我が国は1994（平成6）年に批准しました。しかしながら、児童虐待をはじめ、いじめ・不登校・非行や児童買春、児童ポルノ、貧困など、子どもの人権が侵害されたり、子どもであることで差別されたりする様々な問題が生じています。

児童虐待については、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が制定されました。しかし、未だ深刻な事案が発生しており、2023（令和5）年度の県内における通告・相談件数は4,504件、認定件数は3,029件となっており、2018（平成30）年度に比較するといずれも2倍に増加しています。

また、インターネットの普及による子ども

を取り巻く環境の変化にも対応し、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）、2003（平成15）年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）等が制定されました。本県において、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用に起因する児童買春事犯、児童ポルノ事犯等の性的被害者は、2020（令和2）年以降、15人前後で推移しているものの、この種の被害は、被害者自身の羞恥心や行為者からの継続的な脅迫などにより、被害の声を上げにくい、被害が潜在化しやすいという特徴を有しており、氷山の一角と思われます。このような状況による性的被害の苦しみは将来にわたって続くことになり、深刻な問題となっています。

いじめについては、それ自体が深刻な人権侵害行為であるとともに、それが原因となって自

殺や殺傷事件、あるいは不登校等に至る重大な人権問題であり、「いじめ防止対策推進法」が2013(平成25)年に制定され、その対応が進められてきました。

しかし、いじめの実態は多様化が進み、インターネットを介在することによる潜在化の傾向も見られます。本県公立学校のいじめ認知件数は、2021(令和3)年度から1万件台で推移しており、2023(令和5)年度は前年比1.4%減の10,666件となりました。いじめの発見のきっかけは、「アンケート調査など学校の取組により発見した」が半数を占めています。

学校における教職員による体罰については、学校教育法で禁止されているところですが、一部に体罰容認の風潮が残ることなどにより、依然として事案は発生しており、児童生徒のいじめ・不登校を誘発・助長することが懸念されます。

なお、2023(令和5)年度の本県公立学校の不登校の児童生徒数は5,432人と、前年度の4,507人より増加しています。

本県における子どもの貧困の状況については、2023(令和5)年に実施した「かごしま子ども調査」によると、収入の低い水準の世帯やひとり親世帯は、必要とする食料や衣服を買えな

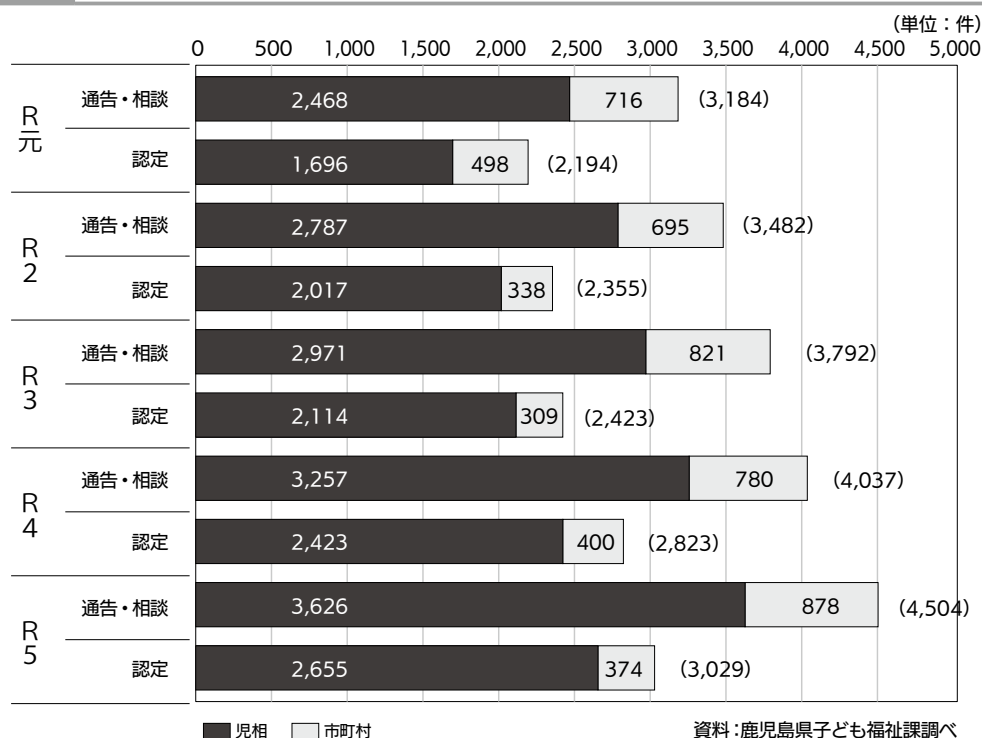
かった経験や、子どもの学習意欲に応えられなかった経験がその他の世帯と比較して高い傾向にあります。

県では、2024(令和6)年に改正された「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困解消対策計画を策定し、本県の子ども・若者の現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困と格差の解消を図るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、就労の支援、経済的支援に取り組んでいるところです。

また、不登校やひきこもり等で社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子どもについては、「子ども・若者育成支援推進法」が2010(平成22)年に施行されたことを受けて、かごしま子ども・若者総合相談センターを設置し、関係機関等と連携した支援を行っています。

県では、子ども・若者の権利の尊重に関する施策を含む子ども子育て関連施策を総合的に推進していくための指針として、2024(令和6)年度に「かごしま子ども未来プラン2025」を策定したところです。

図表-12 児童虐待認定件数等の推移(児童相談所分と市町村分を合わせた件数)〔本県〕



(2) 課 題

- すべての子どもに、安全・安心な生活を確保し、健やかに成長できる環境をつくる。
- 虐待や犯罪等の被害を受けた子ども、非行、不登校、あるいは貧困の状況にある子どもに対して、一人ひとりの状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行う。
- 育児の不安や困難を抱える家庭を早期に発見し、継続的に支援する。
- 児童虐待を未然に予防するとともに、早期に発見し、迅速・的確な対応・支援を行う。
- 子ども自身が自分を含め誰もがかけがえない存在であることを理解し、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを理解する。
- 子ども・若者が、権利の主体として、個人が尊重され、家庭の経済的状況等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できる環境を整える。

(3) 施策の基本方向

① 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり

ア 安全・安心なまちづくりの推進

- 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、施設等の環境整備を行うとともに、交通安全や防犯などの教育・広報啓発の推進と地域ぐるみで子どもを見守る活動の促進を図ります。
- 犯罪等の被害を受けた子どもやその家族等が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

イ 子どもを安心して産み育てられるための支援

- 子どもが家庭において安心・安全を確保されて、健やかに成長するため、子どもが育つ家庭を見守り、必要な支援を行います。
- 望まない妊娠や経済的困窮等により出産後の育児に不安や困難を抱える妊婦や家庭に対して、出産前から切れ目のない支援を行います。

② 子どもの人権を保障する教育・啓発の推進

- すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会や媒体を活用した啓発活動を推進します。
- すべての子どもが「児童の権利に関する条約」について学び、自分が権利の主体者であることを理解する教育活動を推進します。
- 自他の人権を尊重する子どもの育成を目指すために、教職員が「児童の権利に関する条約」等について理解を深める研修を推進します。
- 子どもが虐待やいじめ、体罰等の暴力や性的被害を受けた時、又は受ける恐れがある時に、それらの責任は自分がないことを理解し、身近な人に相談するなどの自分の心と体を守るための行動を取ることができるよう、家庭や教育現場等における幼少期からの発達段階に応じた教育を促進します。
- 児童相談所が行う措置や児童福祉施設等における処遇について、当事者である子ども自らが意見を表明できるよう、児童相談所等における意見聴取の適切な実施など、子どもの権利擁護を実現できる環境整備を推進します。

③ 児童虐待防止対策の推進

ア 児童虐待の発生予防・早期発見

- 児童虐待の発生予防や早期発見のため、妊娠・出産、育児に不安や困難を抱える家族に対し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する体制の強化を図ります。
- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知などの児童虐待に関する広報啓発活動を通じて、児童虐待防止への県民の関心を喚起し、地域全体で子どもを見守る気運を醸成します。

イ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童相談所の体制の更なる充実と、県民にとって身近な相談窓口である市町村をはじめ各関係機関との連携強化を図り

ます。

- ・ 虐待を受けた子どもの一時保護を行う場合、適切な環境での保護を図ります。

④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶

- ・ 子ども間のいじめや暴力行為については、「鹿児島県いじめ防止基本方針」等に基づき、未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・ 専門的な知識や経験を有する臨床心理士や大学教授等の生徒指導アドバイザーを学校に派遣し、教職員及びPTAの研修や生徒指導体制に関する助言等の支援を行います。
- ・ 少年サポートセンターの「ヤングテレホン」や中央児童相談所の「子ども・家庭110番」、県総合教育センターの「かごしま教育ホットライン24」などの電話相談やSNSを活用した相談など、子どもが相談しやすい体制の充実を図ります。
- ・ インターネットへの不適切な書き込みや画像を監視する学校ネットパトロールを行います。
- ・ 体罰の根絶に向けて、教職員への指導の徹底と研修の充実を図ります。

⑤ 性的被害や有害情報から子どもを守る対策

- ・ 県青少年保護育成条例に基づき、児童ポルノ自画撮り被害防止とインターネット利用の際のフィルタリングの利用促進を図ります。
- ・ 性犯罪や性暴力の被害を受けた子どもやその家族等に対しては、性暴力被害者サポートネットワークかごしま等において、相談と総合的・継続的支援を行います。

⑥ 不登校の子どもへの支援

ア 相談体制の充実

- ・ 不登校の子どもやその家族の不安や悩みに適切に対応できるように、学校にスクールカウンセラーを配置するなど教育相談機能を強化するとともに、総合教育センターにおける教育相談や、かごしま子ども・若者総合相談センターにおける

相談の充実を図ります。

- ・ 不登校の未然防止の取組である「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、チーム学校としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた支援を展開します。
- ・ 県内各地域で子どもへの相談対応、訪問支援、居場所の運営を行うNPO等の民間団体の活動を促進し、相談体制の拡充を図ります。

イ 学習機会の確保

- ・ 家庭や地域、教育支援センター（適応指導教室）等の関係団体と連携した各市町村教育委員会及び学校の取組を支援し、子どもの学ぶ環境の整備を図ります。
- ・ フリースクールなどを運営するNPO等や地域の関係者、かごしま子ども・若者総合相談センター等の関係機関が連携し、不登校の子どもの教育機会や居場所を確保するとともに、きめ細かな支援を行います。
- ・ 「こどもの居場所に関する実態調査」の結果も踏まえ、フリースクール等に通う子どもたちへの支援の在り方について検討します。

⑦ 子どもの貧困対策

- ・ 教育費負担の軽減や、生活支援、保護者に対する就労の支援、医療費等に係る経済的支援を、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切に提供します。

⑧ 少年非行への対応

- ・ 児童生徒理解と保護者との協働を前提に、学校・児童相談所や警察等関係機関との効果的な連携を活用した取組を推進します。

3 高齢者

(1) 現 状

我が国の高齢化社会の到来を受けて、1995（平成7）年に「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」（1996（平成8）年7月閣議決定）を基本として、高齢社会の様々な課題に対する対策が講じられてきました。

この間、2000（平成12）年には、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みとして「介護保険制度」が導入され、2005（平成17）年には、高齢者虐待の未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応を図るために「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が制定され、高齢者の権利擁護のための取組も行われてきました。

県でも、第1期計画である「鹿児島すこやか長寿プラン2000」から現行の「鹿児島すこやか長寿プラン2024」まで、計画に基づき、高齢者施策の総合的な推進に取り組んできました。

本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、1990（平成2）年に16.6%であったのが、2023（令和5）年には33.8%に上昇し、2020（令和2）年には、全世帯に占める一人暮らしの高齢者世帯の割合は全国2位、高齢者夫婦のみの世帯（夫婦ともに65歳以上）の割合は全国4位となっています。また、県内の要介護・要支援認定者のうち認知症の症状が見られる高齢者は横ばいで推移しており、2023（令和5）年には、要介護認定者の6割を占める約6万3千人となっています。

本県の高齢者の将来推計では、2025（令和7）年頃までは65歳以上の人口が増加し、75歳以上の高齢者は2035（令和17）年頃まで増加することが見込まれており、認知症高齢者数は増加することが予想されます。

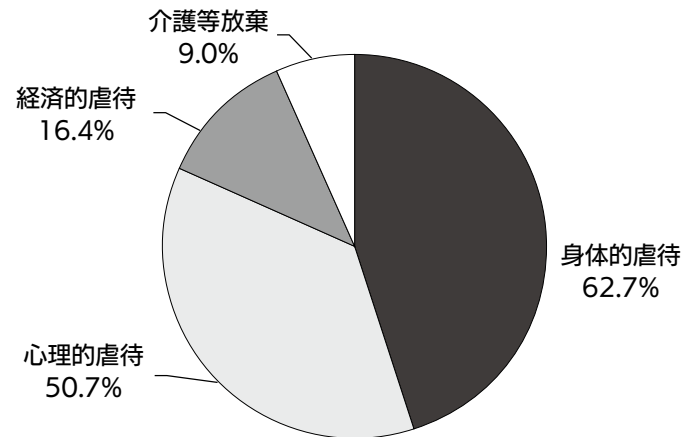
2024（令和6）年1月には、認知症の人が尊厳や希望を持って暮らせる共生社会実現を目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人に関する国民の理解の増進等の施策が進められています。

このような中、介護ニーズの高度化や介護人材の不足、老老介護、介護者の孤立等を背景に、介護保険施設や家庭内における虐待や身体拘束等の人権侵害事案が発生しています。県内において、2023（令和5）年度に市町村が高齢者虐待と判断した件数は、有料老人ホームや介護老人福祉施設等の養介護施設従事者等によるものが過去最多の13件、養護者によるものが132件となっています。

一方、就業やその他社会参画の意欲があり、職場や地域で活躍する高齢者の姿も見受けられ、2023（令和5）年度に実施した意識調査の結果によると、高齢者の人権を守るために必要なこととして、「高齢者の就労機会や職業選択肢をなるべく多く確保すること」と回答した人は23.3%を占めました。要支援者や福祉サービスの利用者を含め、高齢者の誰もが意欲や経験、能力を生かす機会を十分に確保することが、経済や地域づくりのほか、保健福祉の面でも求められています。

図表－13

養護者による高齢者虐待の状況(令和5年度)〔本県〕



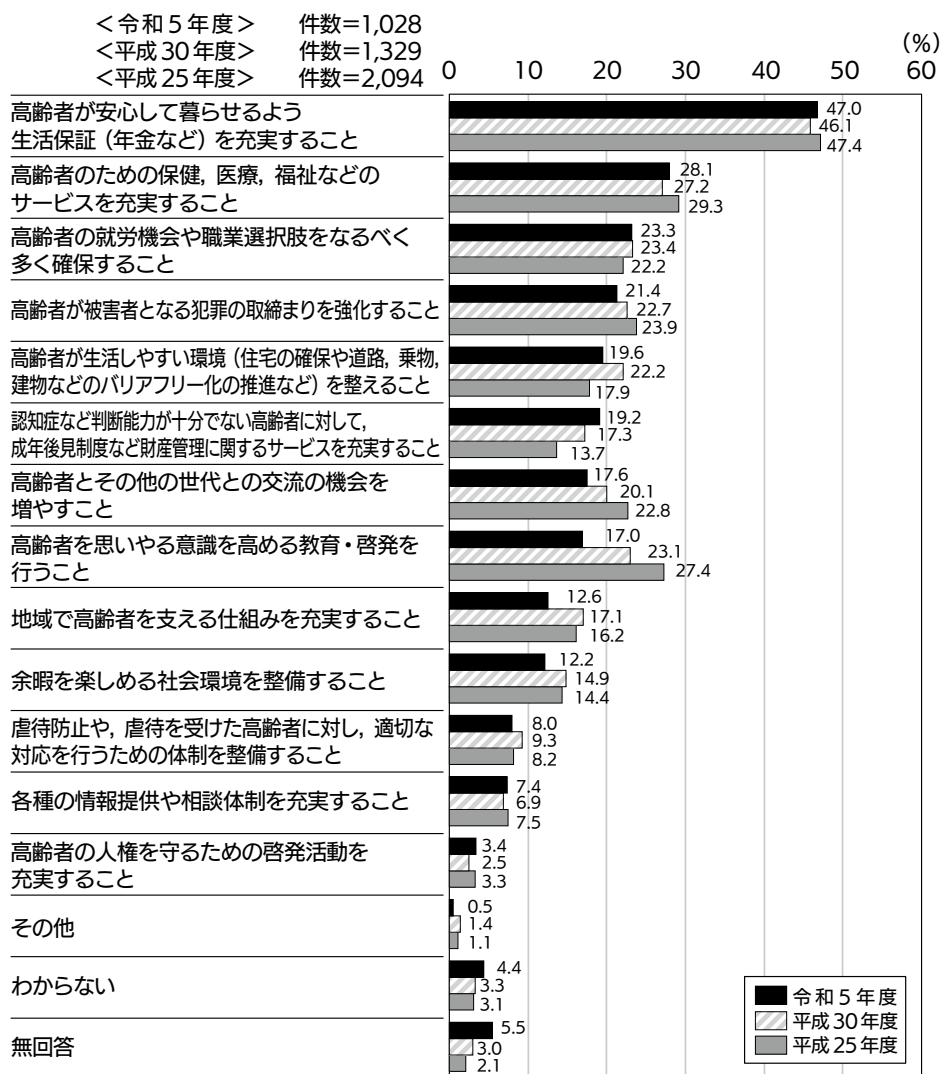
資料：鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室調べ

(2) 課 題

- 高齢者が生活の質(QOL)の維持・向上を図り、住み慣れた地域で安全・安心かつ快適に暮らせる社会を実現する。
- 高齢者が被害者となる虐待や消費者トラブル、事件・事故の防止と高齢者の権利を擁護するための取組を行う。
- 高齢者の経験や能力、意欲を活かすことができる職場や地域の環境をつくる。
- 認知症に関する正しい理解の普及啓発及び認知症当事者の社会参加、情報発信等を支援する。

図表-14 高齢者の人権を守るために必要なこと

●あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことは、何だと思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

(3) 施策の基本方向

① 高齢者を取り巻く環境整備

ア 包括的支援

- ・ 高齢者に対する医療、介護、介護予防、住まいが地域の実情に応じたかたちで包括的、効果的、持続的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を推進します。
- ・ 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で尊厳を保ちながら暮らし続けることができる社会をめざし、総合的に認

知症施策を推進します。

- ・ 高齢者の生活を支える総合機関である地域包括支援センターにおいて、保健・医療介護・福祉等の総合相談、虐待の防止や人権・財産などを守る権利擁護、地域の様々な関係者・資源を活用した生活支援などの取組を進めます。

イ バリアフリーの推進

- ・ 市町村と連携し、道路や公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、事業者等の理解と協力を得ながら、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港

ターミナル等のバリアフリー化を促進します。

ウ 消費生活の安定・向上

- ・ 高齢者の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村の消費生活センター等における相談体制の整備を図るとともに、消費生活に関する広報啓発を行います。
- ・ 高齢者の消費者被害を未然に防止するため、地域における見守り体制の充実強化を図ります。

② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

- ・ 高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。
- ・ 学校等や地域において、子どもが高齢者と交流し、高齢者の知識や経験から学ぶことを通じて、子どもの高齢者に対する敬意の念を育みます。

③ 高齢者虐待防止体制の充実

- ・ 虐待の相談・通報窓口の対応力の向上を図るために、市町村や地域包括支援センター等の職員を対象とした研修を実施します。
- ・ 施設における高齢者虐待を防止するため、有料老人ホームや介護老人福祉施設等の要介護施設等において、権利擁護の取組を指導する立場の介護職員や看護職員を養成する研修を実施するほか、虐待が起こりにくい適正な組織体制の整備を促進します。
- ・ 虐待防止実務者会議を開催し、介護保険事業関係者や地域住民代表等を委員とする高齢者虐待防止推進会議、県及び市町村の連携強化を図ります。
- ・ ホームページや広報誌、リーフレットなどを活用し、県民を対象とした高齢者虐待防止に関する普及啓発を図ります。

④ 介護者の支援

- ・ 家族介護者を対象とした交流会や介護教室の開催、市町村が実施する地域支援事業の取組支援を通じて、家族介護者の支援や負担軽減を図ります。特に、老老介護や8050問題の世帯を見守る活動を促進します。

⑤ 高齢者の権利擁護の推進

- ・ 認知症等により判断能力が不十分な高齢者の金銭管理や福祉サービスの利用を、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を通じて支援します。
- ・ 市町村等における成年後見制度の利用促進に向けた取組及び権利擁護センター等の設置を促進します。

⑥ 高齢者の就労や社会参加の機会の確保

- ・ 事業所における高齢者の雇用機会の拡大や市町村のシルバー人材センター等による就業機会の確保の促進を図ります。
- ・ ボランティア活動や地域づくり活動、子ども達との世代間交流、高齢者同士の交流を通じて、高齢者の出番と居場所の創造及び生きがいづくりを促進します。

⑦ 福祉のまちづくりの推進

- ・ 障害者や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「県福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を行います。

⑧ 認知症に関する正しい理解の普及啓発、認知症当事者の社会参加、情報発信

- ・ 認知症月間中の普及啓発活動や認知症カフェ、交流会、本人ミーティングなどの活動を知ってもらうことにより、認知症当事者の社会参加及び情報発信を促進します。
- ・ 認知症に関する疑問や悩みの相談窓口を設置し、相談対応を行います。

4 障害者

(1) 現 状

2004(平成16)年に「障害者基本法」が改正され、障害を理由とした差別及びその他の権利利益を侵害する行為の禁止が規定され、2005(平成17)年に施行された「発達障害者支援法」では、国及び地方公共団体の責務として、発達障害のある人が、その発達障害のために権利・利益を害されることがないように、権利擁護のために必要な支援を行うことが規定されました。また、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会を構築するために、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目的として、2006(平成18)年に「障害者自立支援法」が施行され、2013(平成25)年には、「自立」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」生活に支援目的を変更し、法の対象者を難病患者へと拡大した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行されました。

2011(平成23)年には、「障害者基本法」が改正され、障害のある人に対する合理的配慮の概念が規定され、2013(平成25)年に、不当な差別的取扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されるなど、障害のある人の人権が尊重されるための法整備が行われました。2024(令和6)年4月には、改正障害者差別解消法が施行され、企業や店舗などの事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられました。

我が国は、このように国内法を整備することにより、国連が2006(平成18)年に採択した「障害者の権利に関する条約」を2014(平成26)年に批准し、これら法律等に基づく様々な取組が進められてきました。しかしながら、障害のある人やその家族に対する誤解や偏見、差別による深刻な人権侵害事案は未だ解消されず、障害のある人が個性や能力を発揮し、社会参加することが阻害される状況があります。

2016(平成28)年には、障害者福祉施設において障害者に対する強い偏見を持つ元従業員に

よる入所者殺傷事件が発生しました。

一方、戦後間もなく施行され、平成8年までおよそ半世紀にわたり、障害者への強制不妊手術を認めた旧優生保護法は、2019(令和元)年に裁判で違憲判決が出されました。なお、同年には、その判決を待たず、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行されたところです。

2024(令和6)年7月には、最高裁が旧優生保護法は違憲との判断を示し、国に対して被害者への損害賠償を命じる判決を言い渡しました。2024(令和6)年10月には、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が成立し、訴訟を提起していない被害者についても広く被害回復が図られることとなりました。

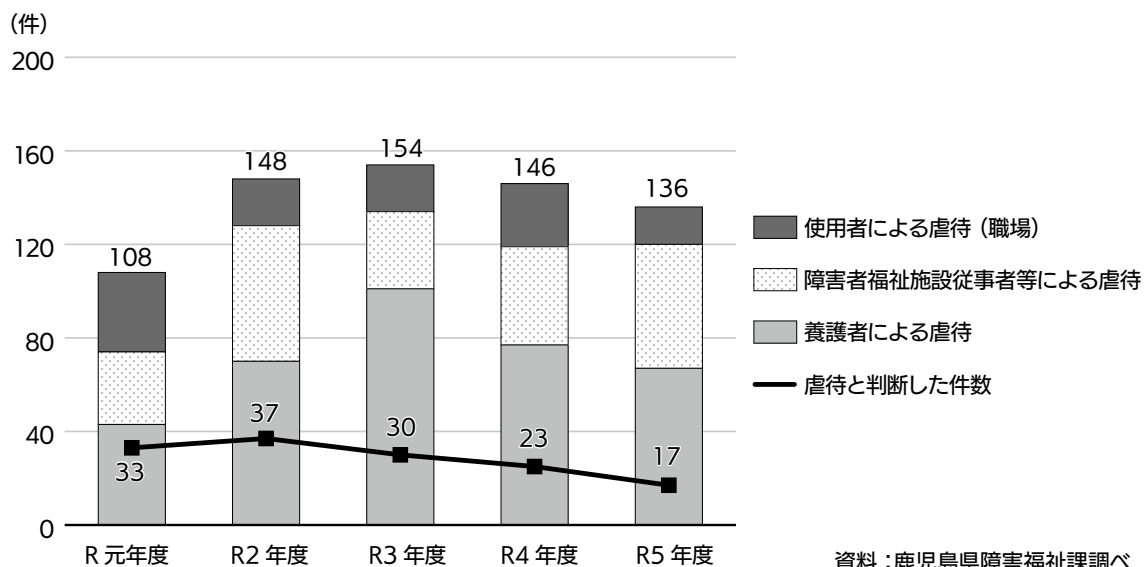
県では、2014(平成26)年に、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、障害を理由とした不利益な取扱いの禁止や社会障壁の除去のための合理的配慮の実践等を通して、共生社会の実現を目指しています。また、2023(令和5)年、2027(令和9)年度までを計画期間とする「第5次鹿児島県障害者計画」を策定し、障害者に配慮したまちづくりの総合的推進や情報通信における情報アクセシビリティの向上など様々な取組を行っています。

さらに、障害者総合支援法に基づき、「鹿児島県障害福祉計画」を策定し、第7期(計画期間:令和6年度～令和8年度)では、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、総合的かつ計画的にサービスの提供体制の確保を図ることとしています。

なお、2012(平成24)年には、障害のある人への虐待の防止に関する施策の促進や通報義務を課すことを定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、県においては、同年、障害福祉課内に障害者虐待対応の窓口となる「県障害者権利擁護センター」を設置し、障害者虐待の防止に取り組んでいます。

図表-15

障害者に対する虐待通報届出等の状況(令和5年度)〔本県〕



(2) 課 題

- ・ 障害についての正しい理解を促進する。
- ・ 障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら共に暮らしていくことが日常となる共生社会を実現する。
- ・ 障害を理由とした不利益な取扱いを禁止し、社会的障壁を除去するための合理的配慮を実践する。
- ・ これらを通じて、障害のある人の雇用及び就労の促進や文化・芸術及びスポーツの推進を図り、自立及び社会参加を促進する。

(3) 施策の基本方向

① 障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境整備

- ・ 障害のある人が、安心して暮らすことができ、生涯を通じ、かつライフステージに応じて、社会、経済、文化等のあらゆる分野に参加し、活動できるように施設のバリアフリー化や制度の整備、意識醸成などの社会環境づくりを進めます。
- ・ 障害のある人が、施設や病院から地域生活へ移行するための支援を行います。

② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進

- ・ 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。
- ・ 障害の有無に関わらず、誰もが相互理解を深め、思いやりの心を育むための文化・芸術やスポーツを通じた交流を推進します。

③ 障害のある人への虐待防止、権利擁護及び相談体制の整備

- ・ 障害のある人の権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進等に取り組みます。
- ・ 障害のある人の虐待を防止するための意識啓発を推進し、虐待の未然防止や早期発見に取り組みます。
- ・ 県障害者権利擁護センターにおいて、虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等に取り組みます。
- ・ 市町村や障害者施設職員等に対して、虐待防止と権利擁護のための研修を行います。
- ・ 障害のある人の金銭管理や福祉サービスの利用を、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を通じて支援します。

- ・ 障害のある人、家族及び関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に対応する障害者くらし安心相談員を配置します。

④ 社会参加の促進並びに雇用・就業及び経済的自立の支援

- ・ 障害のある人が参加する多様な交流の機会や場を創出します。
- ・ 障害者スポーツを普及・振興するとともに、障害のある人の文化芸術活動を推進します。
- ・ 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労

継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。

- ・ 障害者就業開拓推進員が企業を訪問し、県の障害者雇用体験事業や国の助成金制度等についての周知を行います。
- ・ 障害者の雇用経験のない事業所においては、最長14日間の雇用体験を実施し、障害者及び事業主双方の不安の払拭を図ります。
- ・ 学校においては、障害のある児童生徒に対する就職や進学、就労を支援します。
- ・ 障害や疾病などがあるものの外見から援助等が必要なことが分からない人が配慮や支援を受けやすくなるよう「ヘルプカード」を配布します。

5 同和問題(部落差別)

(1) 現 状

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区とよばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

1969(昭和44)年に「同和対策事業特別措置法」が施行され、同法に基づき同和問題(部落差別)の解決のために、生活環境の改善や産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業が、国、都道府県及び市町村の連携により実施されました。

これら生活基盤の整備により、様々な面で存在していた格差は大幅に改善されたことから、法期限の2002(平成14)年3月末日をもって特別措置は終了し、一般施策へと移行しました。

一般施策への移行後も、国政及び県政の重要課題の一つとして、同和問題の解決に取り組んできましたが、現在もなお、結婚にかかる問題、住宅購入等に当たっての土地差別、企業における不適正な採用選考が存在しています。また、

個人情報を不正に取得する事件やインターネット上で差別を助長するような悪質な内容が書き込まれる事案が近年増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、同和問題(部落差別)への国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016(平成28)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行され、本県においても、同法の周知を図るとともに、差別の解消に向けた取組を推進してきたところです。

しかしながら、2023(令和5)年度に実施した意識調査の結果によると、同和問題(部落差別)の解決について、「自分も解決に努力する」と回答した人が3割を超えて最も多いものの、「誰かしかるべき人が解決してくれる(解決してくれたらよい)」「成り行きに任せるより仕方ない」を合わせると約3.6割の人が自力で解決できないものと捉えていました。また、結婚についての差別意識は、前回意識調査に比べて改善したものの、まだ2割強に差別意識が残っており、部落差別解消推進法について約7割の人が、「知らない」と回答しています。

一方、同和問題(部落差別)が存在する理由については、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受入れてしまう人が多いから」と回答し

た人が61.5%、「知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」と回答した人が52.3%います。また、28.5%の人が「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」と回答しています。

さらに、同和問題(部落差別)を初めて聞いたり、知ったりしたきっかけは、「学校の授業(28.5%)」が最も多く、また、家族、職場の人、学校の友だち、近所の人、親戚を含めた身近な人から聞いた人を合わせると3割を超えています。

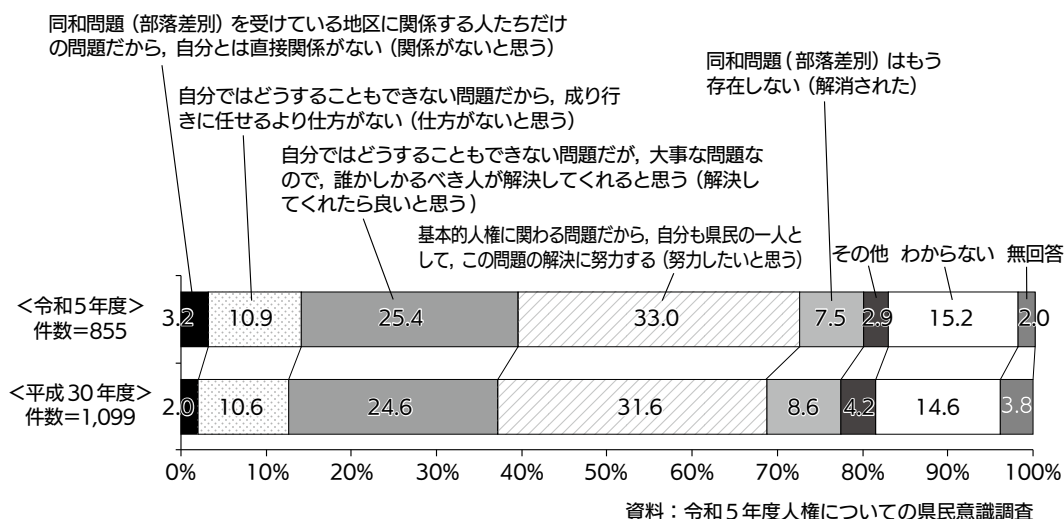
このような意識調査の結果から、依然として同和問題(部落差別)についての正しい理解の普

及と差別の解消には課題があり、学校における教育や広く県民を対象とした教育・啓発の実施が一層必要であることが明らかになりました。

なお、同和問題(部落差別)を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要したりするなどの「えせ同和行為」については、県内では近年顕在化してはおりませんが、こうした行為は、同和問題(部落差別)への偏見を助長し、その解決を阻む大きな要因となっています。

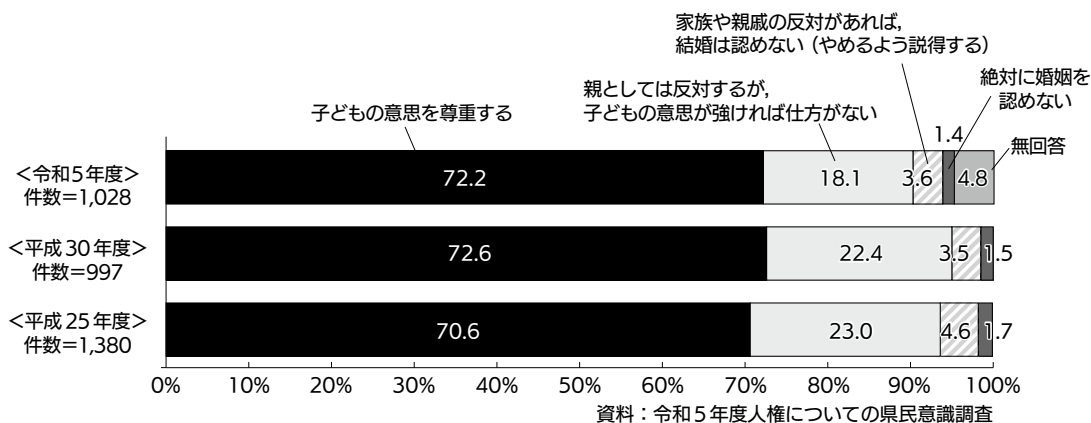
図表-16 同和問題(部落差別)の解決の捉え方

●「同和問題(部落差別)」の解決について、あなたはどのように思いますか。



図表-17 結婚についての差別意識の状況

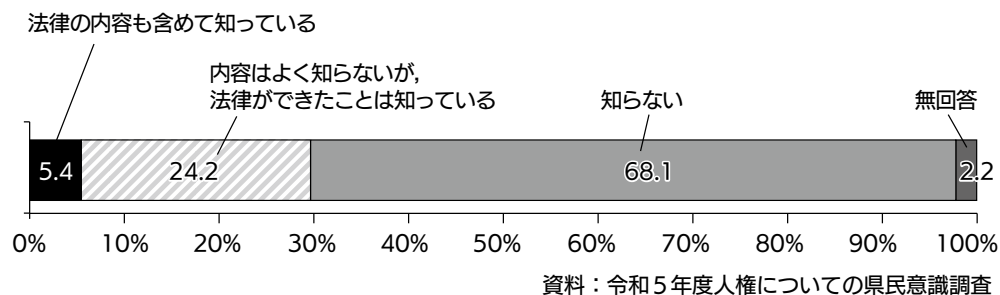
●あなたのお子さんが結婚しようとする相手が「同和問題(部落差別)」を受けている地区の出身あるいは、現在も住んでいるとわかった場合、あなたはどうしますか。



図表-18

「部落差別解消推進法」の認知度

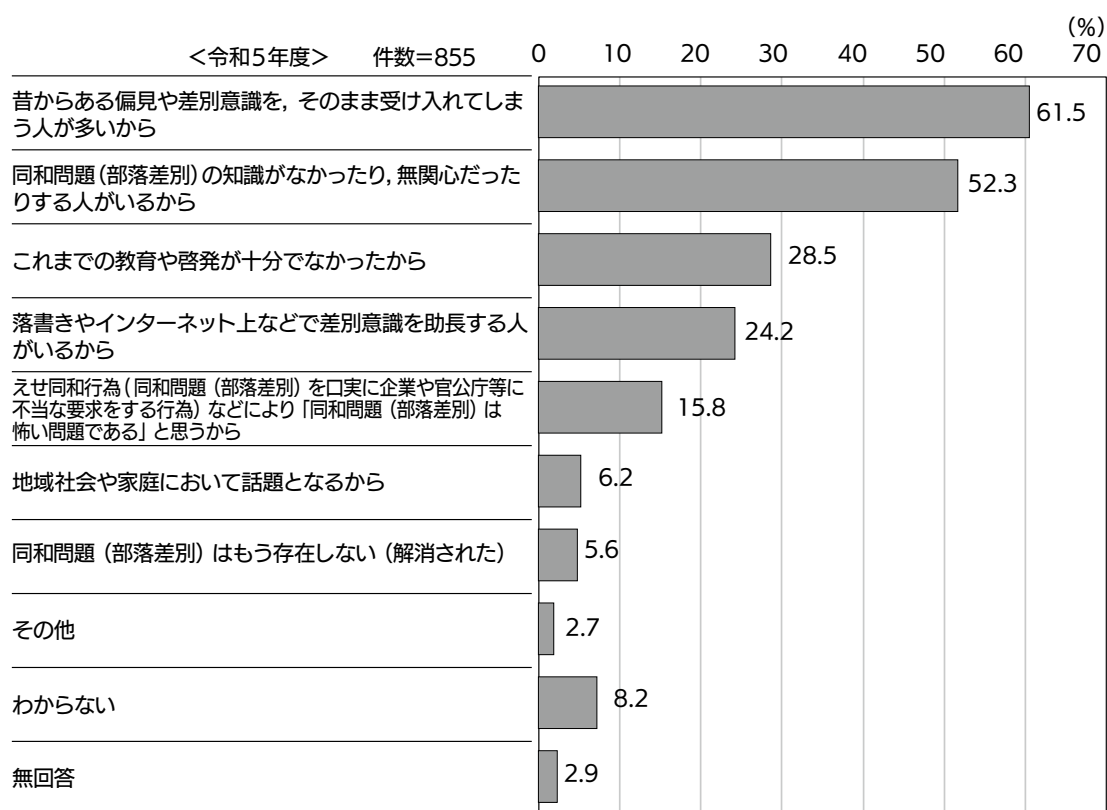
- あなたは、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」を知っていますか。



図表-19

「同和問題(部落差別)」が存在する理由

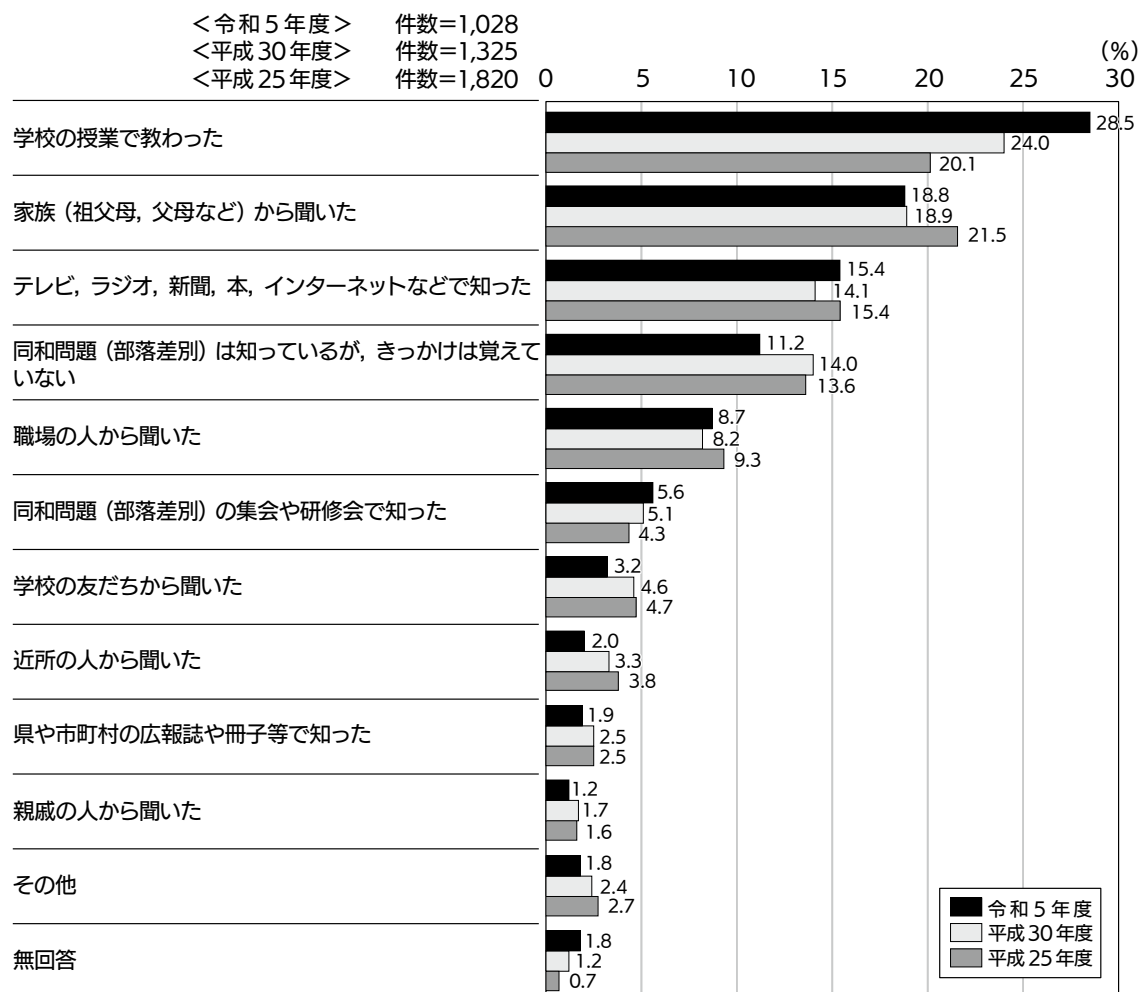
- あなたは、現在もなお「同和問題(部落差別)」が存在するのは、なぜだと思いますか。(複数回答)



図表-20

同和問題(部落差別)を初めて知ったきっかけ

●あなたが「同和問題(部落差別)」について、初めて聞いたり、知ったきっかけは何ですか。



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

(2) 課 題

- 学校や地域、企業・職場において、同和問題(部落差別)についての正しい理解の普及と差別・偏見の解消に向けた取組を推進する。
- 就職・結婚等における偏見や差別を解消する。
- インターネット等を利用した差別的情報が排除され、正しい情報が発信されるために、情報化に対応した早急な取組を行う。
- 「えせ同和行為」を排除する。

(3) 施策の基本方向

- ① 同和問題(部落差別)についての正しい理解を促進する教育・啓発
 - ア 学校における教育・啓発

- 児童生徒が同和問題(部落差別)を正しく理解するため、すべての学校で教職員の理解促進と資質向上を図るとともに、教科書記述に基づいた教育内容の充実を図ります。

イ 県民一人ひとりに向けた取組

- 同和問題(部落差別)について、県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、地域や企業・職場等のあらゆる機会を通じて啓発活動に取り組めます。

② 隣保館の活用・活動の促進

- 設置主体である市町村と連携を図り、隣保館が福祉の向上や住民交流の拠点、相談対応等の機能を十分発揮し、幅広く活用さ

れ、積極的な人権教育・啓発活動が推進されるように支援します。

③ 企業における取組促進

ア 公正な採用選考・人事管理

- ・ 差別や偏見のない人権に配慮した公正な社員の採用や選考、人事管理が行われるよう、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会等の関係機関・団体との連携の下に、啓発活動を推進します。

イ 同和問題(部落差別)に係る人権・個人情報に配慮した経済活動

- ・ 企業の人事管理や経済活動が、同和問題(部落差別)に係る誤った理解や情報等に基づき行われることがないように、企業の人事担当者をはじめ、広く社員・従業員等を対象とした研修の実施を促進し、講師の派遣等による支援を行います。

④ 市町村における個人情報の厳正な取扱と不正取得の防止

- ・ 市町村の窓口において個人情報不正取得されることを防止するため、市町村における住民票等の適正な交付の徹底と本人通知制度(住民票等の第三者交付を本人へ通知)の活用を促進します。

⑤ インターネット上の差別事象への対応

- ・ インターネットを利用した、例えば、「特定の地域が同和地区である」といった差別情報等の掲載、結婚や就職等における差別、差別的落書き等の差別事象については、鹿児島地方法務局や市町村等関係機関・団体と緊密に連携しながら、適切な解決を図ります。
- ・ インターネット上の差別事象への効果的な対応について、国や他府県とも連携し研究を行い、本県が実施しているインターネットモニタリングについては、県内市町村での実施も促進するなど、県内市町村と連携した取組を更に推進します。
- ・ 国や市町村等関係機関・団体と連携・協力して、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。)を活用した取組を積極的に推進します。

⑥ えせ同和行為の排除

- ・ 同和問題解決の阻害要因となる「えせ同和行為」の排除に向け、鹿児島地方法務局と連携し、関係機関や企業等との間で情報共有・提供を行うとともに、企業等からの相談対応の充実を図ります。

6 外国人

(1) 現 状

2023(令和5)年末時点の在留外国人は、全国では341万人と過去最多となり、特に外国人技能実習生や高度専門職が増加しています。県内の2023(令和5)年末時点の在留外国人は16,417人と過去最多となり、増加傾向が続いています。国籍別では、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国の順に多く、この4カ国で全体の約76%となっています。

また、県内の外国人労働者は、2014(平成26)年の3,224人が、2024(令和6)年には14,240人に増加し、9年間で4.4倍になりました。特にベトナム人労働者は255人から5,124

人と約20倍に増加しています。

本県の外国人延べ宿泊者数については、2021(令和3)年の約1万6千人泊から、2023(令和5)年には約36万人泊となり、コロナ禍前の2021(令和元)年の約84万人泊と比べると引き続き低いものの、回復傾向にあります。

また、鹿児島空港の国際定期路線については、新型コロナウイルス感染症の影響で2020(令和2)年3月以降運休が続いておりましたが、2024(令和6)年7月にはコロナ禍前に就航していた4路線が全て運航を再開しました。

国においては、多文化共生の地域づくりを推進するため、2006(平成18)年に「地域におけ

る多文化共生推進プラン」を策定し、地域における国際化の一層の推進を求めました。2020（令和2）年9月には外国人住民の増加、多国籍化等の社会経済情勢の変化を踏まえて同プランを改訂し、多様性と包摂性のある社会の実現により「新たな日常」を構築することなどが盛り込まれました。

2018（平成30）年には、2019（平成31）年度から新たな在留資格として創設された「特定技能」制度の運用が開始されることを踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進するため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」がとりまとめられました。

2024（令和6）年6月には、「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（育成就労法）が成立し、同法に基づき、就労を通じた人材育成及び人材確保が図られることとなりました。

県内でも、国籍や言語、文化、習慣など様々な背景を持つ外国人が増加しており、地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民との間に軋轢が生じることも少なくないことなどから、その

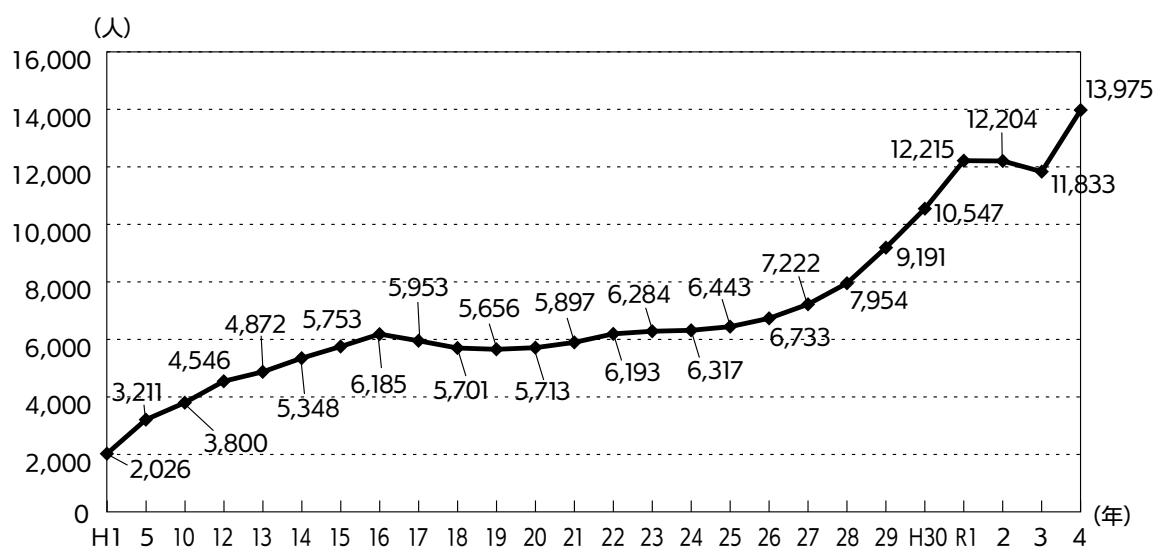
支援が必要となっているところです。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥したり、危害を加えようとするヘイトスピーチを含むデモや集会、街頭活動等が全国各地で実施されていることに対処するため、2016（平成28）年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。街頭での大規模なデモや過激な発言は減少するなど、一定の成果があったとされるものの、インターネットでは差別的な書き込みが後を絶たないなどの問題が存在しています。父母のどちらかが日本人であることを国籍付与要件としている我が国においては、海外で生まれ育った日本人もいます。国籍の如何に関わらず人権が尊重されるべきことは、1992（平成4）年に国連総会で採択された「民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する者の権利に関する宣言」（マイノリティ権利宣言）の理念です。

なお、2022（令和4）年3月に改訂した「かごしま未来創造ビジョン」には、施策の基本方向として「日本人と外国人が共生する地域づくり」を明記し、多文化共生に向けて取り組んでいるところです。

図表-21

在留外国人の推移〔本県〕



資料：法務省「在留外国人統計」

図表-22

外国人延べ宿泊者数の推移〔本県〕

●本県の外国人延べ宿泊数は令和元年までは好調に推移してきたが、令和2年以降大幅に減少し、令和5年（確報値）においては、コロナ禍前の対令和元年比では引き続き低いものの、対前年比では大幅増加となっている。

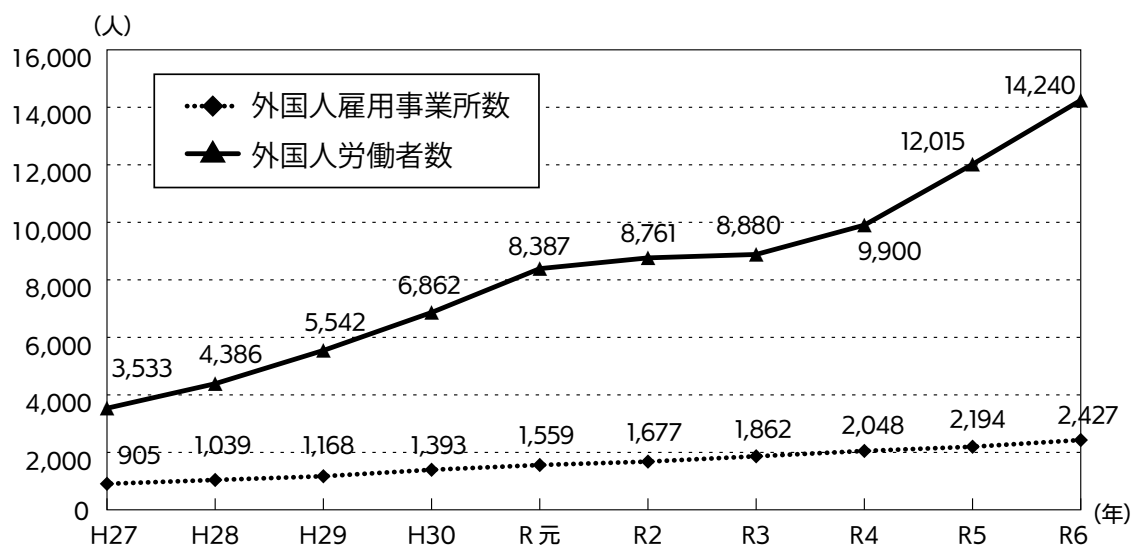
●国・地域別では、韓国、香港、台湾、中国の順となっている。

国・地域	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年 (人泊)	対前年比 増減率(%)
韓 国	80,360	173,050	140,720	10,810	340	4,430	57,630	1,200.9
中 国	86,820	89,120	112,920	18,030	910	1,850	32,360	1,649.2
香 港	192,660	206,490	225,310	37,440	240	2,340	44,710	1,810.7
台 湾	125,480	131,960	129,060	14,730	130	1,510	35,020	2,219.2
シンガポール	8,360	8,780	10,090	1,250	40	1,740	9,780	462.1
タ イ	4,970	4,050	5,290	540	90	620	3,390	446.8
ベ ト ナ ム	770	890	1,190	1,530	1,360	760	730	▲3.9
ア メ リ カ	10,880	12,900	16,210	3,430	1,040	2,920	17,310	492.8
そ の 他	65,500	68,590	88,250	18,770	4,530	10,170	69,050	579.0
合 計	575,030	694,940	727,850	105,000	8,680	26,340	269,980	925.0
※上記は、従業員10人以上の宿泊施設を対象								
全ての宿泊施設	744,180	830,540	839,900	121,380	15,790	38,070	361,550	849.7

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

図表-23

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移〔本県〕



資料：鹿児島労働局調べ

(2) 課 題

- ・ 今後も国境を越えた人の移動が更に盛んになることが見込まれることから、様々な背景を持つ民族的、人種的、宗教的及び言語的少数者が暮らしやすい地域をつくる。
- ・ 外国人の一人ひとりの状況に応じた生活支援の充実や日常生活に必要な情報の提供、日本語教育と母国文化教育の充実、災害時の支援体制の整備に取り組む。

(3) 施策の基本方向

① 多文化共生社会の推進

ア 文化や習慣、価値観の多様性を尊重する教育・啓発の推進

- ・ 学校教育において、外国語教育や総合的な学習の時間、道德教育等の教育活動全体を通じて、様々な文化の持つ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生等の考えを深める取組を進めます。
- ・ (公財)鹿児島県国際交流協会をはじめ、県内国際交流団体と連携・協力して、言語や宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成するための取組を進めます。

イ 相互理解のための異文化交流の推進

- ・ 日本人と外国人がお互いの文化的差異を認め合いながら共生できるように、相互理解のための異文化交流を推進します。
- ・ 多くの外国人が県内各地で活躍できるように、日本語教育人材や災害時外国人支援ボランティアの養成のほか、外国人に対する日本語・日本文化等理解講座の開催等の取組を行います。
- ・ やさしい日本語講師や多文化共生アドバイザー、海外の文化を教える講師の市町村や自治会等への派遣などにより、外国人の持つ多様性への理解を深めるとともに、それぞれの文化的違いを尊重しながら、日本人と外国人が共生する地域づくりに取り組みます。
- ・ 地域社会において、外国人住民の地域行事や防災訓練等への参加を通してお互いの理解を深め、外国人住民も地域の重

要な担い手であるという意識を共有することを促進します。

ウ 人権意識を含む国際感覚の醸成

- ・ 国籍や民族、肌の色の違いなどにより、外国人を社会から排除したり、外国人による犯罪が増えるなどの誤解や偏見をなくするため、国際交流等に取り組む団体等と連携して、人権を尊重した国際感覚の醸成を図ります。

エ ヘイトスピーチを許さない広報啓発活動

- ・ 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨について県民に周知を図り、その理解を深めるための広報啓発活動を実施します。

② 外国人に対する生活・教育支援

ア 情報提供の充実

- ・ ユニバーサル・デザインの活用や外国語の標識・案内板等の整備に努めるとともに、外国人が生活に必要な情報が得られるよう、ホームページやSNSなどによる情報発信の多言語化を促進します。

イ 防災対策の強化

- ・ 外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を平常時から行うとともに、避難所や土砂災害危険箇所等の表示板等の多言語化を促進します。
- ・ 県災害対策本部が設置された場合に、避難した在留外国人に市町村が行う通訳等を支援するための災害時多言語支援センターを運営します。

ウ 教育の支援

- ・ 日本語教室を設置している小学校に、教員の加配措置をするなどにより、外国人児童生徒に対する日本語の指導や支援を行います。

エ 相談支援の充実

- ・ 本県在住の外国人が在留資格や雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう多言語での相談に対応する一元的な相談窓口を設置しています。
- ・ 法務省が設置する外国語人権相談ダイヤルの周知を図ります。

③ 雇用の場における外国人の人権擁護

- ・ 労働局や出入国在留管理局等の関係機関と連携し、外国人を雇用する事業主に対して、外国人が適正に就労できるよう関係する法制度の周知を図ります。

7 HIV感染者・ハンセン病元患者・感染症患者等

HIV感染者等

(1) 現 状

2015(平成27)年以降の全国の新規のHIV感染者及びエイズ患者報告数は、減少していたが、令和5年度の報告数は前年度よりも増加しており、県内では毎年10件前後の報告があります。最近は、性的接触による広がりが顕著になってきている傾向があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

また、HIV感染症・エイズは、標準感染予防策で対応可能であり、通常の医療機関で患者を受け入れることができる疾病であるという理解が十分浸透しておらず、医療機関の診療や福祉施設の入所を拒否されることが今も起きています。

世界保健機関(WHO)では、1988(昭和63)年に12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図るための啓発活動の実施を提唱しました。

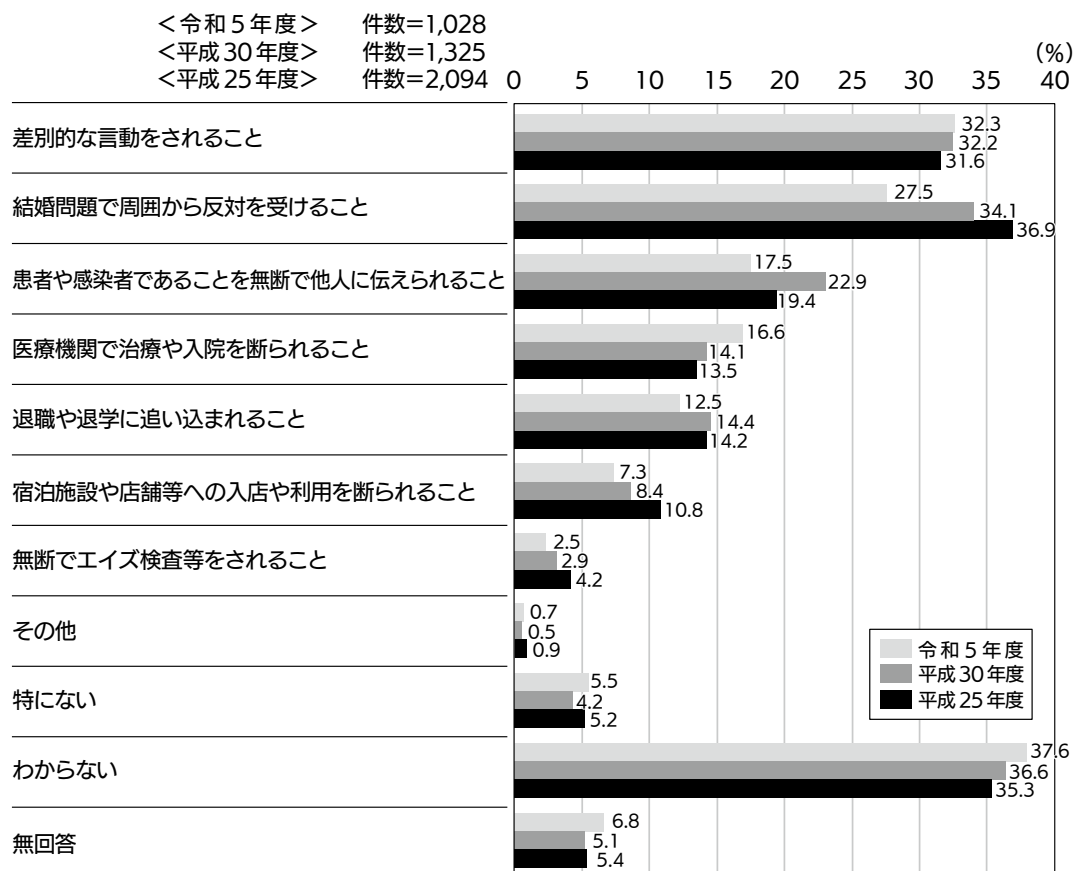
県でも、1997(平成9)年に「世界エイズデー」(12月1日)を中心とした1ヶ月(11月16日～12月15日)を「鹿児島レッドリボン月間」と定め、毎年、集中的に各種啓発活動に取り組んでいます。

また、2005(平成17)年には、受検者の増加を促し、感染者の早期発見に寄与するため、利用者の利便性に配慮して、県内全保健所におけるHIVの即日検査を導入しています。

図表-24

エイズ患者・HIV感染者やその家族に関して起きている人権問題

●あなたは、エイズ患者・HIV（エイズウイルス）感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答）



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

(2) 課 題

- ・ HIV感染者等に対する正しい知識や理解を普及し、偏見や差別を解消する。

(3) 施策の基本方向

① HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進

ア 正しい知識の啓発

- ・ エイズ患者やHIV感染者に対する差別の解消のため、広く県民を対象とした普及啓発を実施します。

イ 世界エイズデー及び鹿児島レッドリボン月間に合わせたキャンペーンの実施

- ・ HIV感染者等に対する偏見や差別を解消し、予防を徹底するために、「世界エイズデー」や「鹿児島レッドリボン月間」やに合わせたキャンペーンを実施し、

正しい知識の普及・啓発を推進します。

ウ 保健・医療関係者を対象とした研修の実施

- ・ 保健所や医療機関等において、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底するための研修を実施します。

② エイズ教育の推進

ア 高校生等を対象とした性教育の推進

- ・ 主に高校生を対象として性に関する指導やエイズ教育に取り組みます。

イ 学校におけるエイズ教育に関する指導の推進

- ・ 学校における教科や道徳、特別活動等を通して、児童生徒が発達段階に応じてエイズやHIVについての正しい知識を身につけ、患者や感染者に対する差別や偏見をなくすための取組を充実します。

③ 相談体制の充実

ア 保健所における相談対応

- ・ 県民からのエイズに関する相談窓口を各保健所に設置し、感染に不安のある人やエイズ患者、HIV感染者のプライバシーに配慮した相談体制を充実します。

イ 臨床心理士による心理的支援

- ・ 臨床心理士であるエイズカウンセラーを派遣し、HIV感染者・エイズ患者及び家族等の心理的支援を行います。

ハンセン病元患者等

(1) 現 状

明治以降、病気に関する誤った認識から国による強制隔離政策が続けられ、県内でも「無らい県運動」等により、隔離政策が進められました。

1996(平成8)年の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策がようやく終結しましたが、療養所入所者の多くは、それまでの長期間にわたる隔離等により、家族や親族等との関係を絶たれ、また、自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況が続きました。

2001(平成13)年にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所の判決が下され、これが大きな契機となり、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、国が隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置が盛り込まれました。

2009(平成21)年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)では、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援等が定められました。

また、同年、国は6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施しています。

2019(令和元)年、熊本地裁において、ハンセン病患者への隔離政策が家族への差別も助長したと認定し、家族への賠償を命じる判決が出ました。国は控訴せず、この判決が確定し、首相が直接原告である家族に謝罪しました。同年、「ハンセン病患者元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立、併せてハンセン病問題基本法が改正

され、同法前文には、家族についても、「地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない」と明記されました。

県内には、2か所のハンセン病療養所があり、星塚敬愛園(鹿屋市)が1935(昭和10)年に、奄美和光園(奄美市)が1943(昭和18)年に開園、多くの患者が入所し、最大時には星塚敬愛園1,347名、奄美和光園342名の入所者がいましたが、2025(令和7)年3月1日現在の入所者数は星塚敬愛園53名、奄美和光園10名となっています。現在ハンセン病で治療している入所者はいませんが、ハンセン病の後遺症や高齢化に伴う疾患の治療、介護を受ける方が増えています。

県では、2002(平成14)年から、ハンセン病問題の普及啓発のため、入所者の体験談を聞く「ハンセン病問題啓発講演会」や、親子でハンセン病問題について学ぶ「親子療養所訪問」等を実施していますが、近年、入所者の高齢化により、語り部が減少しています。

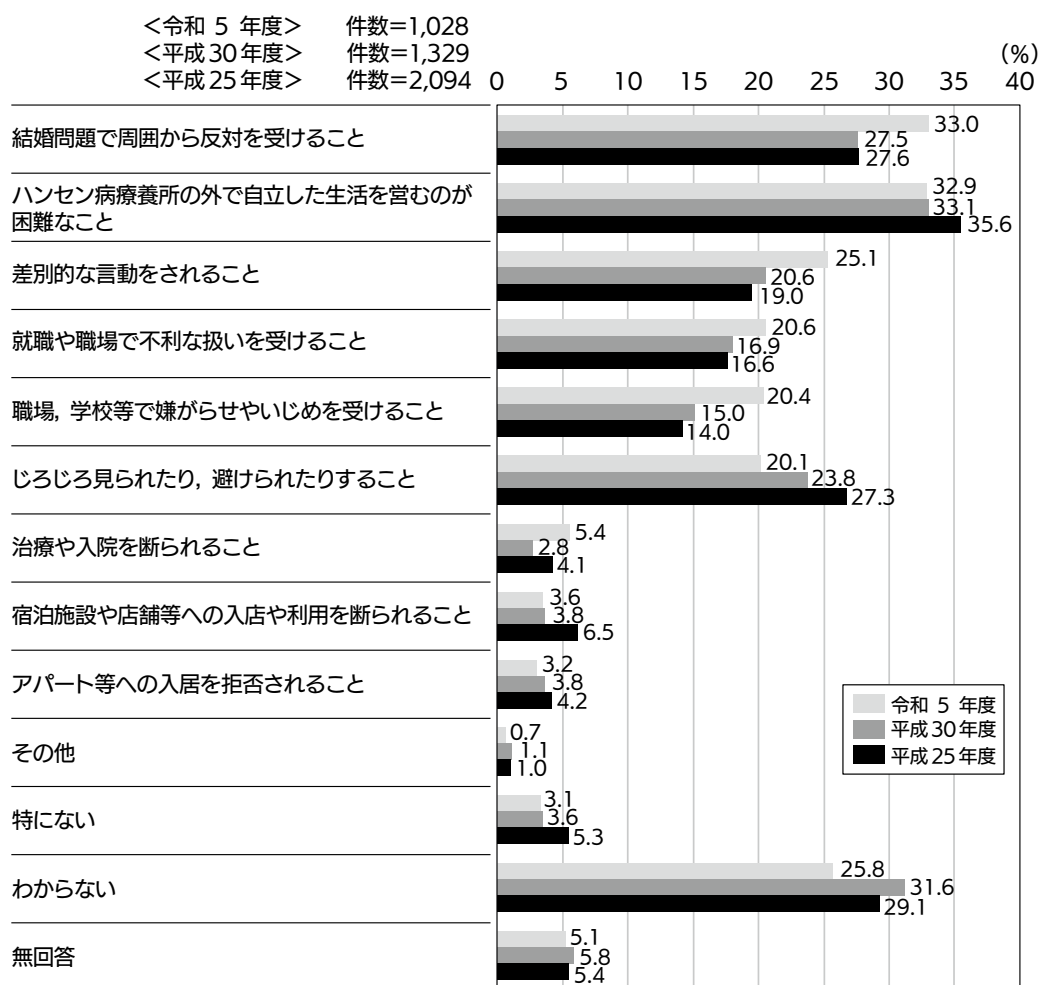
2009(平成21)年には、県において独自に、6月22日を含む日曜日からの1週間を「ハンセン病問題を正しく理解する週間」として定め、パネル展等の実施により、正しい知識の普及に努めているところです。

しかし、2023(令和5)年に国が実施した「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」の結果をみると、身体に触れることに抵抗を感じる人が2割近く存在し、元患者の家族と自分の家族が結婚することに抵抗を感じる人も2割以上に上っており、国はハンセン病への偏見・差別は依然として深刻な状況にあることがうかがえるとしています。

図表-25

ハンセン病患者・元患者やその家族に関して起きている人権問題

●あなたは、ハンセン病患者・元患者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

(2) 課 題

- ・ ハンセン病に対する正しい知識や理解を普及する。
- ・ ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見や差別意識を払拭するとともに、必要な支援を行う。

(3) 施策の基本方向

① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進

- ・ 地域住民を対象に、入所者等を講師とした啓発講演会を実施します。

- ・ ハンセン病問題に関心を持つ親子や教師等を対象に療養所訪問を実施し、ハンセン病療養所入所者との交流を通じてハンセン病に対する偏見・差別意識の解消を図ります。
- ・ 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心にした普及啓発を推進します。
- ・ 学校教育において、ハンセン病問題に対する正しい理解を深める取組を推進します。

② 患者・元患者・家族への支援

- ・ 社会復帰に向けた退所希望者等への県

営住宅への優先入居を実施します。

- ・ 退所後の在宅支援体制整備のための連絡調整や退所後の生活不安解消等の各種相談へ対応します。
- ・ 患者、元患者及びそれらの家族等の相談窓口を設置し、必要に応じて関係機関と連携・協力して対応します。

- ・ ハンセン病元患者の方々の福祉の増進、名誉の回復及び社会参加の促進等を図るため、県外の療養所にいる本県出身者及び県内の療養所入所者を対象に県内めぐりを実施します。

感染症患者等

(1) 現 状

令和2(2020)年に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界的にまん延し、多くの人の生命を脅かし、感染者やその家族、医療関係者、海外渡航者に対する差別や偏見を生み出しました。

さらに、感染拡大による社会経済の混迷は、国内外の様々な人権問題を深刻化させました。

県内でも感染が拡大、生活や経済に大きな影響を及ぼすとともに、感染者やその家族、関係者、医療従事者等への偏見・差別を始めとする様々な人権問題が発生し、インターネット上では、悪質な誹謗中傷の書き込みが行われました。

このため、県では啓発動画を制作し、県の動画サイトやYouTube等で配信したほか、県政広報番組を活用した啓発活動を行うとともに、人権侵害等に対応する相談窓口を設置しました。

また、インターネット上での悪質な書き込みについては、モニタリングを実施し、鹿児島県方法務局等と連携して対応しました。

なお、2024(令和6)年に改定した「鹿児島県感染症の予防のための施策の実施に関する計画」等では、感染症に対する差別や偏見を解消するため、「感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及、リスクコミュニケーション等を行うこと」、また、感染症対策を実施する際は、「患者等の人権を尊重すること」などを記載しているところです。

感染症の1つであるHTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)は、本県においても多くの感染者(キャリア)がいるとされており、県において母子感染予防に取り組んでいるところですが、感染者(キャリア)に対する偏見が存在しています。

(2) 課 題

- ・ 感染症に関する正しい知識や理解の普及・啓発により、偏見や差別を解消する。
- ・ 新型インフルエンザ対策等の実施に当たっては、行動制限など県民の自由と権利への制限は必要最小限に行う。
- ・ インターネット上の悪質な書き込みに対し、適切に対応する。

(3) 施策の基本方向

① 偏見や差別の解消のための感染症に関する正しい知識や理解のための普及・啓発等の推進

- ・ パンフレット等の作成・配布、関係機関と連携したキャンペーンや各種研修等を実施します。
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、患者等に対する差別的取扱いの実態の把握、相談支援、情報の提供その他の啓発活動を行います。

② インターネット上の悪質な書き込みへの対応

- ・ インターネット上での、例えば、感染者等の個人情報やデマの掲載、誹謗中傷などの悪質な書き込みについては、鹿児島県方法務局等と連携しながら、適切な解決を図ります。
- ・ 国や市町村等関係機関・団体と連携・協力して、「情報流通プラットフォーム対処法」を活用した取組を積極的に推進します。

③ 新型インフルエンザ等対策を実施する際の人権の尊重

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たって行動制限等を行う際は、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得た上で実施します。

8 犯罪被害者等

(1) 現 状

犯罪被害者とその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続きの過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任な噂話や心ない中傷によるプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的不利益等の二次的な被害にも苦しめられます。

特に、性暴力の被害においては、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大です。周囲の無理解により二次被害を受けることもあり、被害が潜在化する傾向にあります。

このような状況に対応するため、2005(平成17)年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、被害者を支援する各種制度の拡充や公費負担制度の運用の開始等、社会全体で犯罪被害者等を支援していこうとする取組が進められてきました。

県では、くらし共生協働課に設置する「犯罪被害者等支援総合窓口」において、個別相談窓

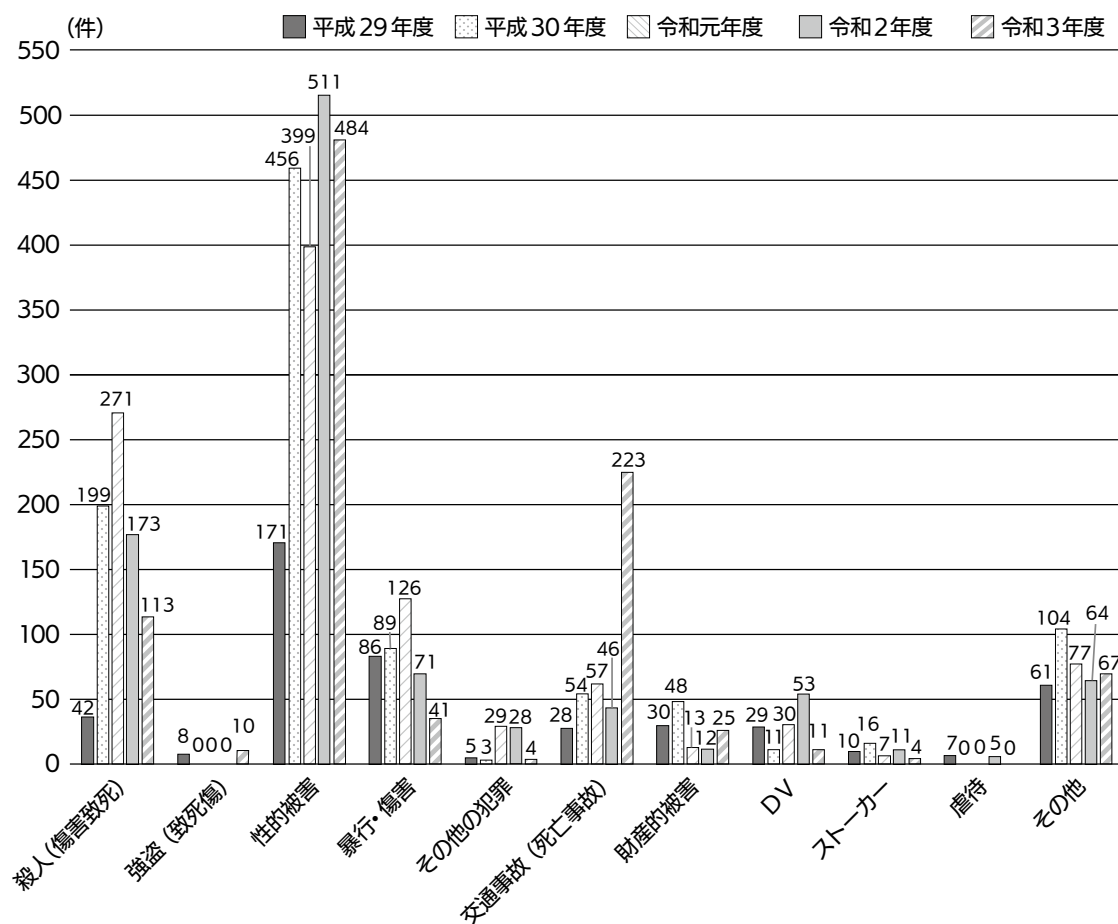
口の案内等を行っています。また、県警察本部に設置する「被害者支援室」が、様々な側面から犯罪被害者等の支援の充実を図っており、民間の支援団体である(公社)かごしま犯罪被害者支援センターにおいても、犯罪被害者等からの相談対応、警察や病院、裁判所等への付添い、及び被害者支援の必要性を訴える広報・啓発活動を行っています。

さらに、2016(平成28)年には、性暴力や性犯罪の被害者の尊厳を守るとともに、その心情に配慮し、犯罪被害者等が心身に受けた被害の軽減を図ることなどを目的とした「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称：FLOWER(フラワー))」を設立し、各関係機関等と連携して支援を行っています。

2021(令和3)年には、「鹿児島県犯罪被害者等支援条例」を制定し、同条例に基づき犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復・軽減や犯罪被害者等の生活の再建を図る取組を進めています。

図表-26

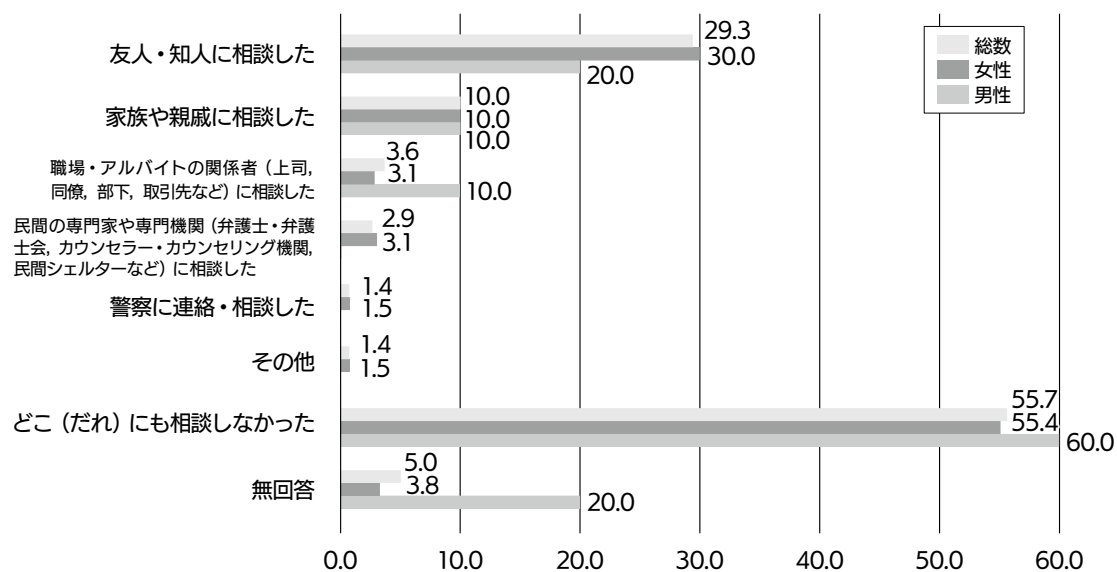
かごしま犯罪被害者支援センターへの相談内容別相談件数の推移〔本県〕



資料：かごしま犯罪被害者支援センター調べ

図表-27

性的被害者の相談先



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和5年度)より一部抜粋

(2) 課 題

- 犯罪被害者等に対する理解を促進する。
- 犯罪被害者等の事件後の日常生活への様々な精神的・経済的影響を軽減する支援を行う。
- 犯罪被害者等のプライバシーの保護を徹底する。

(3) 施策の基本方向

① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進

ア 地域のサポートや職場における配慮

- 犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるため、くらし安全・安心県民大会の開催や県のホームページに県の施策を掲載するなどして、地域のサポートや職場における配慮が促進されるような広報・啓発活動を推進します。

イ 犯罪被害者等の抱える問題への理解促進

- 犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害のみならず、二次的被害により苦しんでいることへの理解を促します。

② 犯罪被害者等に対する支援の充実

ア 犯罪被害者等支援総合窓口の活用

- 犯罪被害者等が直面している問題について、個別相談窓口及び犯罪被害者等施策に関する情報等の案内を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」の活用促進を図ります。

イ 性暴力被害者サポートネットワークかごしまにおける相談支援

- 「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称：FLOWER(フラワー))」において、性暴力・性犯罪の被害者が安心して相談できる体制を整備し、医療面などのケアを含め、切れ目のない支援を行います。

害者が安心して相談できる体制を整備し、医療面などのケアを含め、切れ目のない支援を行います。

ウ 交通事故相談所における相談対応

- 不慮の交通事故に遭った人のために、交通事故相談所の交通事故相談員による相談対応を行います。

③ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援の充実

ア 捜査過程等の負担軽減

- 県警察本部において、犯罪被害者等への必要な情報の提供や相談対応、カウンセリングの実施を行うほか、捜査過程等における犯罪被害者等の負担軽減を図ります。

イ ニーズに対応した支援活動

- 「県犯罪被害者等支援連絡協議会」を構成する県弁護士会、県医師会、一般社団法人県公認心理師・臨床心理士協会、県関係部局等の関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を推進します。
- FLOWER(フラワー)において、性犯罪被害者に対する付き添い支援等及びカウンセリング費用等の公費負担による支援を実施します。

ウ 民間の支援団体と連携した多様なニーズへの対応

- 犯罪被害者等が安心して相談でき、きめ細やかな援助を受けることのできるよう、(公社)かごしま犯罪被害者支援センターと緊密に連携し、犯罪被害者等の多様なニーズに対応した支援の一層の充実を図ります。

エ 県営住宅への優先入居

- 犯罪被害者等への県営住宅への優先入居を実施します。

9 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) 現 状

北朝鮮当局による拉致問題については、2002(平成14)年に開催された日朝首脳会談において、北朝鮮側が否定していた日本人拉致を初めて認め、同年、拉致された被害者のうち5人の帰国が実現し、2004(平成16)年には、拉致被害者の家族の帰国も実現しました。しかし、日本政府が拉致被害者として認定している17人のうち、帰国した5人以外の安否は不明のままであり、この中には鹿児島県関係者も含まれています。

2005(平成17)年の国連総会において北朝鮮

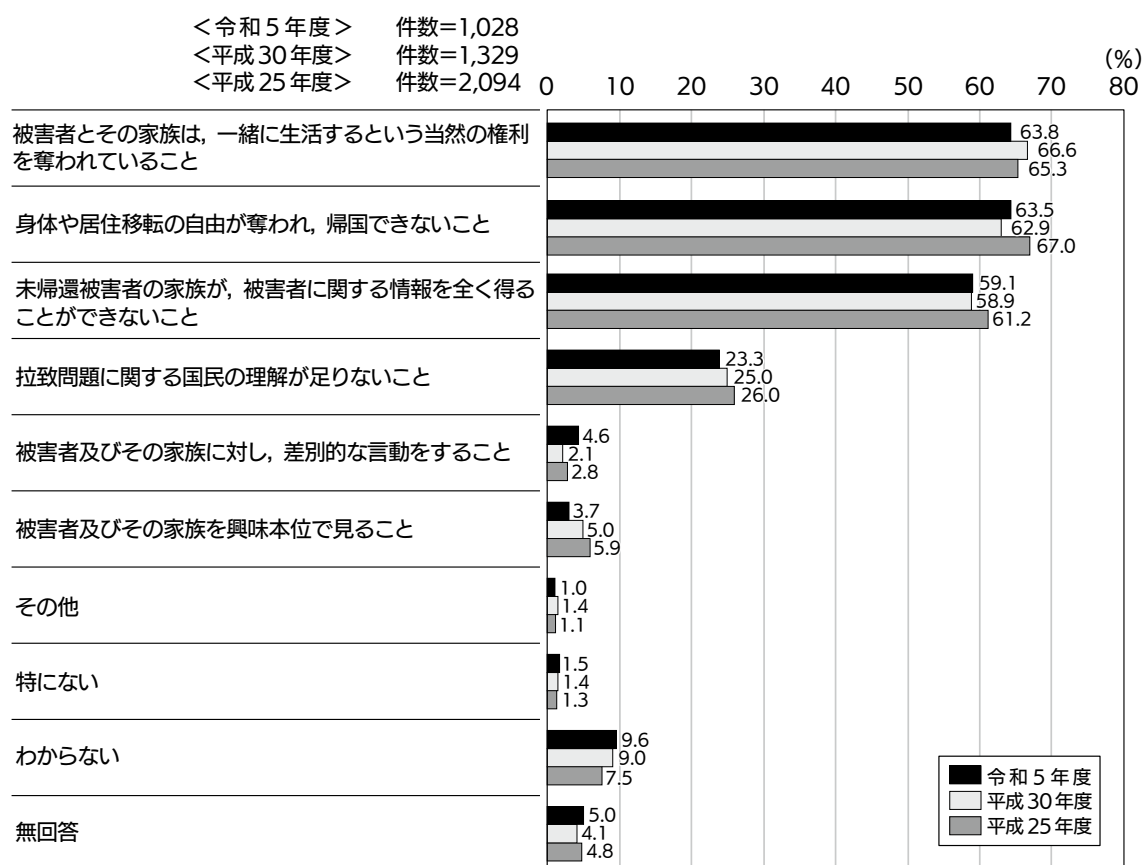
の人権状況に関する決議が採択されました。これを踏まえ、翌年に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつこの問題の実態を解明し、拉致の抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、地方公共団体は、国と連携して、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされました。

拉致被害者及びその家族の多くが高齢化し、問題解決による被害者の一刻も早い帰国が望まれています。

図表-28

北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関して起きている人権問題

●あなたは、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

(2) 課 題

拉致問題等の解決に向けて、県民の関心を高め、認識を深める。

(3) 施策の基本方向

① 拉致問題等についての啓発活動の推進

- ・ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月

10日～16日)を中心に、写真パネル展の開催や各種広報媒体を活用して、拉致問題等の周知・啓発を行います。

② 学校における拉致問題等についての教育の充実

- ・ 学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進します。

10 性的指向・性自認

(1) 現 状

人の性のあり方(セクシュアリティ)は様々で、身体の性、自認する性(性自認)、好きになる性、服装やしぐさ及び言葉づかいなどの表現する性といった要素の組合せにより無数に存在します。その多様性は尊重されるべきで、これまでも公文書の性別記載欄の見直しや多目的トイレの設置、性の多様性に対する啓発活動などがなされてきました。しかし、様々な制度や慣習が性別二元・異性愛主義(性は男か女に分けられ、恋愛や性的対象は異性に向くこと)を前提に作られている社会の中では、インターネット上でトランスジェンダー、特にトランス女性(男性の身体で生まれたが、自認する性は女性の人)に対するヘイトスピーチがあふれるなど、自らの性を生きることによる大きな苦痛や困難を抱えている人たちが数多くいる現状があります。

2023(令和5)年度に実施した意識調査の結果によると、性的指向や性自認に関して起きている人権問題として、前回調査同様「差別的な言動をされること」、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「本人の許可なく性的指向や性自認を他人に暴露されること」と、それぞれ3割以上の方が回答している一方、「わからない」と回答した人が前回の約3割から約2割に減少し、性的指向や性自認に対する理解は一定程度深まっています。

2004(平成16)年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が施行され、一定の条件を満たせば、家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となりました。2023(令和5)年10月には、

最高裁が性同一性障害特例法の性別変更の際に生殖能力をなくす手術を事実上求める規定を違憲・無効とする決定を出し、その後、生殖能力をなくす手術を受けずに性別変更が認められる例が出ています。

なお、国の「第5次男女共同参画基本計画」には、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々への対応として、人権教育・啓発活動の促進や相談体制の充実等が盛り込まれ、2016(平成28)年には、男女雇用機会均等法に基づく事業所向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」において、性的指向または性自認に関するセクハラも対象となると明記されました。

また、2023(令和5)年に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(以下「LGBT理解増進法」という。)が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、国、地方公共団体及び事業主等の役割が明記されました。

県の「第4次男女共同参画基本計画」にも、性の多様性に関する啓発と相談対応を盛り込み、性の多様性を理解し、性的指向や性自認に関して配慮することを、男女平等や人権の観点から求めています。

しかし、社会では、未だ戸籍上の性、身体の性及び性自認は一致という固定観念が根強く、性自認が身体の性と異なっている人や、同性愛者、両性愛者等は、それらを表明することで差別や偏見を受けたり、それを恐れて表明するこ

とができなかったりすることから、深刻な生きづらさを抱えています。

また、多くの社会制度が異性のパートナーを前提としており、異性のパートナーに認められている財産分与や相続等の権利が、同性のパートナーには認められていない状況の中、全国の自治体や企業では、パートナーシップ制度の導入が加速化しています。

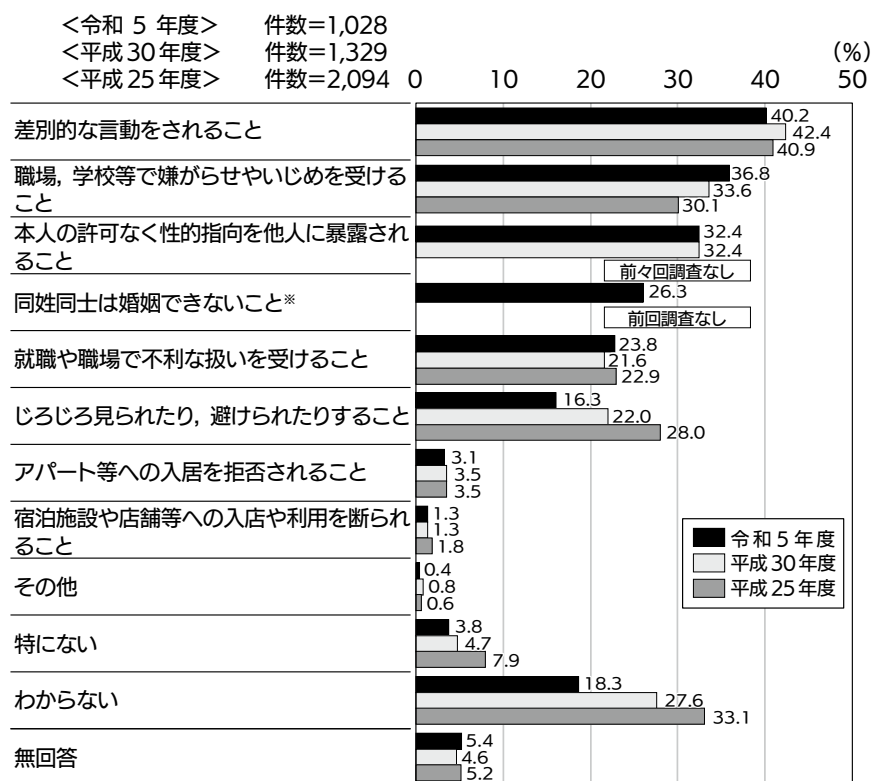
さらに、2023(令和5)年7月、トランスジェンダーが自認する性別用のトイレ使用の制限を違法とする最高裁の判決や同性婚を認めない民法などの規定は憲法に違反するとした高裁の判

決が出るなど、性的指向・性自認に関する社会情勢は大きく変化しています。

学校においては、2015(平成27)年に文部科学省から、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応に当たっての具体的な配慮事項等をまとめた通知が都道府県教育委員会等に出され、児童生徒への配慮や相談体制の充実を求めているほか、2022(令和4)年に改訂された生徒指導提要において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応が追記されました。

図表-29 性的指向に関して起きている人権問題

●あなたは、性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



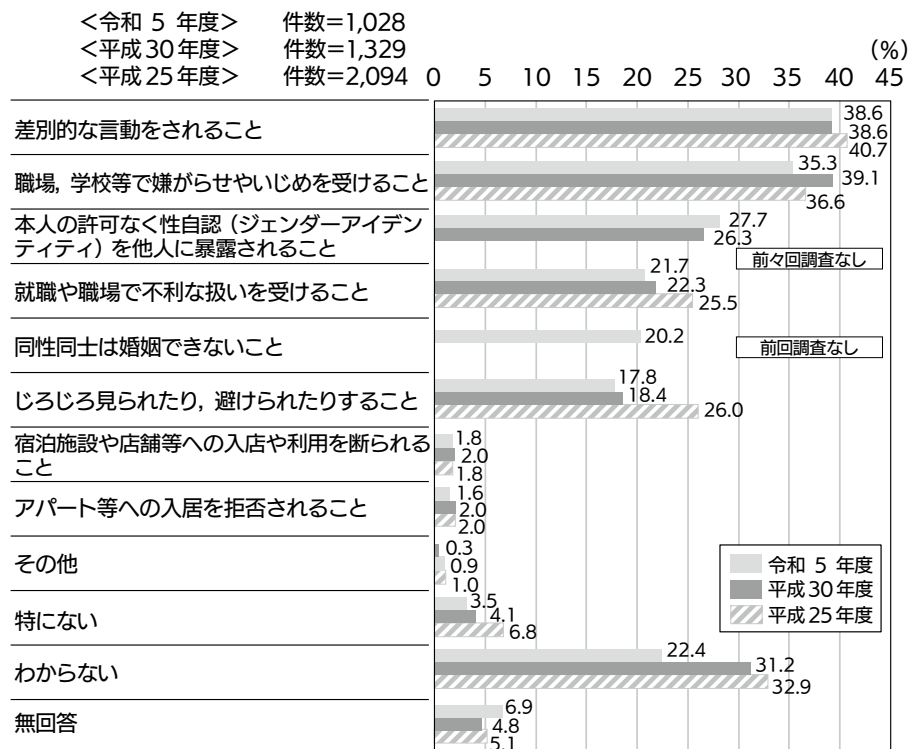
※新設した選択肢

資料：令和5年度人権についての県民意識調査

図表-30

性自認に関して起きている人権問題

●あなたは、「生物学的な性」と「こころの性」が一致しないなど性自認に悩んでいる方に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

(2) 課 題

- 性的指向・性自認について、正しい理解を促進し、それらを理由とする差別や偏見を解消する。
- 人権の視点から多様な性のあり方を尊重し、それを踏まえた制度等の見直しを行う。
- 各般の問題に対応するための相談体制の整備等を行う。

(3) 施策の基本方向

① 多様な性を理解する教育や啓発活動の推進

ア 地域住民への啓発

- 地域住民の多様な性への理解を深めるため、当事者や民間団体等と連携して、講演会や研修会の開催、啓発資料の配付等を通じた啓発に取り組みます。

イ 企業等への啓発

- 社員等に対し多様な性への理解を深めるための措置が講じられるよう、LGBT

理解増進法など関係法令等の周知に努めるなど、企業等への啓発に取り組みます。

- また、企業の採用や人事管理等において、性的指向や性自認を理由とする差別を排除し、公平な取扱いを行うための人事担当者等社員を対象とした研修開催を支援します。

② 学校における性的指向・性自認に係る理解の促進ときめ細かな対応

ア 多様な性についての理解促進

- 児童生徒が多様な性について正しく理解を深めるために、すべての教職員が性的指向・性自認についての正しい理解と認識を深めることができる研修を推進します。

イ 相談支援体制の整備

- 児童生徒が性的指向や性自認にかかわらず安心して学校生活を送るため、児童生徒一人ひとりの心情に十分配慮し、悩

みや不安に寄り添う相談とその時々の子
童生徒の状況に応じた支援を行う体制を
整備します。

③ 制度や施設等における性的指向・性自認への配慮

- 各種公的書類の書式(性別記載欄)などの制度や施設について、引き続き性的指向・性自認等に配慮した見直しの取組を行います。

- 行政職員は、適切な配慮や対応を行うため、研修等を通じて理解と情報の共有を図ります。
- パートナーシップ制度については、県民意識の変化やLGBT理解増進法に基づく国の基本計画、運用指針の策定状況等を注視しながら、制度を導入している他自治体の例も参考にし、本県における同制度のあり方を検討します。

11 刑を終えて出所した人等

(1) 現 状

刑又は保護処分を終えて刑務所や少年院等を退所した人等(以下「刑を終えて出所した人等」という。)の中には、更生の意欲があっても、社会に強い偏見や差別意識があることから、親族であっても身元引き受けが困難で、就労先や住居の確保等に問題を抱えている人がいます。退所後の適切な支援を受けられないまま、再び罪を犯す人もいます。

刑を終えた人の更生保護や再犯防止については、これまで、国の施策として行われてきており、県は、国の地域生活定着促進事業により、2010(平成22)年に「鹿児島県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障害のため矯正施設を退所後に福祉サービスを受ける必要がある人等を支援するほか、国が主唱する「社会を明るくする運動」(すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動)に参画してきました。

また、民間団体においても、県保護司会連合会や県更生保護女性連盟、県協力雇用主会等が連携して、刑を終えて出所した人等の支援に取り組んできました。

り組んできました。

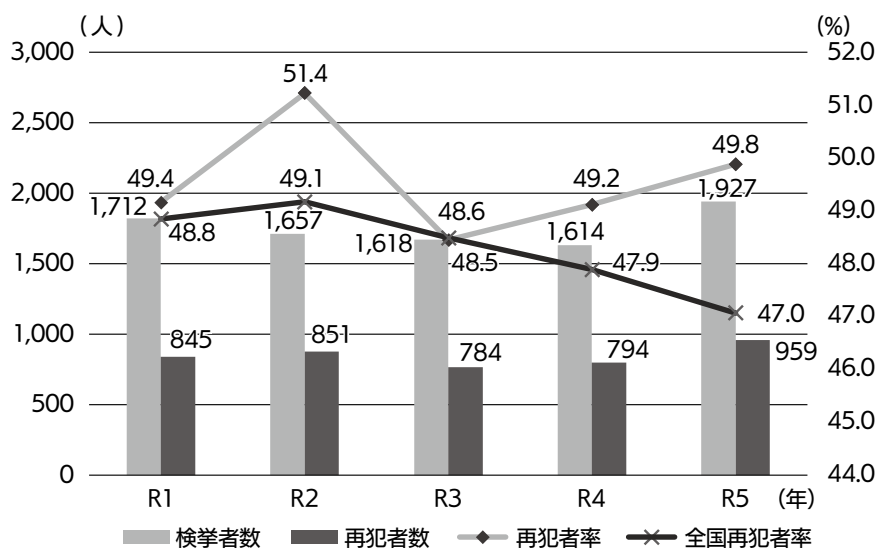
しかしながら、検挙人数に占める再犯者の割合である再犯者率が上昇し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていました。

このような現状を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が2016(平成28)年に施行され、国は同法に基づき、2017(平成29)年に「再犯防止推進計画」を策定しました。

県においても、2019(平成31)年に「鹿児島県再犯防止推進計画」を策定、同計画に基づき、県民の再犯防止についての理解促進や刑を終えて出所した人等を対象とした居場所づくりに取り組んできました。

さらに、2023(令和5)年に策定された国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、2024(令和6)年に「第2次鹿児島県再犯防止推進計画」を策定し、引き続き、第2次計画に基づき、再犯防止等に関する施策の推進に取り組んでいるところです。

図表-31 刑法犯検挙者数及び再犯者数等の推移



資料：鹿児島県警察本部調査，法務省集計データ

(2) 課 題

- 個々の対象者の主体性を尊重し，それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現する。
- 就労や住居の確保のための支援をより一層強化する。
- 相談拠点及び地域の支援連携拠点を構築する。
- 地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進する。
- 国・地方公共団体・民間協力者等の連携の更なる強化を図る。
- 保護司等更生保護制度を支える人材を確保する。

(3) 施策の基本方向

国・市町村・民間団体等と連携を図りながら，刑を終えて出所した人等が地域社会で孤立することを防ぎ，再び社会を構成する一員となることにより，県民の犯罪被害を防止し，安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため，第2次鹿児島県再犯防止推進計画の5つの重点課題の解決に向けた取組を推進します。

- ① 国・市町村・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止と，学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進

12 生活困窮者

(1) 現 状

我が国では、1990年代のバブル経済の崩壊以後、景気低迷が続く中、2008(平成20)年の世界金融危機(リーマンショック)の影響を受け、雇用環境の悪化や所得の低下等により経済的困窮に陥る人が増加しました。生活困窮世帯で育つ子どもの多くは、就学や進学、就職に困難を抱え、それによって、貧困が世代間で連鎖することも深刻な課題となりました。また、少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加などの世帯構造の変化、家族や職場、地域社会におけるつながりの希薄化などにより、社会的孤立のリスクが拡大し、「無縁社会」という言葉が生まれました。

このような生活上の困難は、生存権や教育を受ける権利など人として生きる上での保障されるべき権利を脅かし、地域の活力も奪うことに繋がることから、最後のセーフティーネットである生活保護制度の機能強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対するいわゆる「第二のセーフティーネット」が必要となり、2013(平成25)年に「生活困窮者自立支援法」が成立し、2015(平成27)年から施行されました。

この制度が目指す目標は「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」であり、対象者は自己肯定感や自尊感情を失っていることが多いことから、自己選択・自己決定を基本としつつ、経済的自立だけでなく、その人なりの自立を目指します。また、「支援する側・支援される側」という関係を固定的なものにせず、誰もが地域社会の一員として積極的な役割を果たせる地域づくりを目指します。

本県においては、県福祉事務所が所管する町村地域に「くらし・しごとサポートセンター」を設置し、市町村の福祉事務所とともに包括的な支援体制の整備を図り、一人ひとりに寄り添った支援活動を展開しています。

なお、生活困窮者には、定まった住居を持たず、路上や公園等で生活を送るホームレスが含まれます。ホームレスに至る原因は、高齢化や

健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題などが複合的に絡み合っていることが多く、食事の確保や健康面の問題を抱えている場合があります。地域住民との間のあつれきやホームレスに暴力が向けられる事件も発生しています。2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が制定され、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたってホームレスの自立支援策等が推進され、生活困窮者自立支援制度との連携も図られてきました。

「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」によると、県内のホームレスの人数は、2003(平成15)年の80人から、2013(平成25)年には42人、2023(令和5)年には14人(2024(令和6)年：9人)と減少してきています。ただし、この調査の対象となった路上生活者等だけでなく、ネットカフェや車中等に寝泊まりして、居場所を既に失った、あるいは失いつつある人を含めると、ホームレスは多様化しており、経済的格差の拡大及び生活困難者や孤立者の潜在化は、引き続き深刻な社会問題となっています。

なお、生活困窮者自立支援法の改正法が2024(令和6)年4月に公布され、早期発見や継続的な見守り機能の強化、多様な相談者層への対応強化、住まいの相談に対応できる体制の整備、家賃の低廉な住宅への転居支援の創設などの規定が2025(令和7)年4月に施行されます。

(2) 課 題

- 様々な事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができない人やその恐れがある人を早期に発見し、支援につなげる。
- 一人ひとりの状況に応じた寄り添った支援を行う。
- 生活困窮に陥る背景にある地域課題の解決を図る。

(3) 施策の基本方向

① 生活困窮者の尊厳の保持

- 生活困窮者の自己肯定感・自尊感情の回復を支援します。

② 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施

- 福祉事務所や「暮らし・しごとサポートセンター」におけるアウトリーチにより、生活困窮者を早期発見し、相談対応や自立支援を行います。
- 必要に応じて生活保護制度を適用し、教育、就労、医療、住宅確保等の生活全般と自立の支援を行います。

③ ホームレスの人権擁護と支援

- ホームレスに対する正しい理解を広め、差別を防止するとともに、NPO等と連携を図り、就労、住宅、福祉、医療等について総合的に支援します。

④ 地域共生社会実現に向けた地域づくりの実践

- 生活困窮者のもつ多様で複合的な課題の解決に、市町村や関係機関・団体、地域住民をはじめ地域の様々な分野の社会資源と連携して取り組むことを通じて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの実践を促進します。

13 人身取引

(1) 現 状

人身取引は、性的搾取や強制労働を目的として行われる重大な犯罪であり、深刻な人権侵害です。被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その回復は非常に困難です。近年、グローバル化の一層の進展や経済格差の拡大等に伴って、人身取引は国境を越える脅威となっています。

特に、女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本における人身取引は、主に、買春・風俗、児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要などの性的搾取を目的に行われています。児童ポルノに対する取締りが厳しくなったため、児童が被害者となる検挙数は減ったものの、女子中高生がターゲットとされることが増え、JKビジネスが要因の一つとなっています。

また、海外出身の日本滞在者が、劣悪な条件で労働をさせられることも起きています。

なお、外国人が国内に強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられたり、売春を強制されたりするような人身取引の受入国にならないため、厳しい対策が求められています。

国連は2014(平成26)年に7月30日を「人身取引反対世界デー」と定め、国においても同年、「人身取引対策行動計画2014」を策定し、現在

は、「人身取引対策行動計画2022」に基づき関係省庁が一体となって対策に取り組んでいます。

(2) 課題

- 人身取引の取締りを強化し、被害者を保護する。
- 国内及び国際的人身取引の問題に対する理解を広める。

(3) 施策の基本方向

① 人身取引の実態や背景についての理解の推進

- アダルトビデオ出演強要やJKビジネス、外国人労働者の不法就労が人身取引の温床となることがあるなど、人身取引は身近に起きていることについて理解の普及を図ります。
- 人身取引の国際的な撲滅に向けた理解を広めます。

② 人身取引をさせない意識啓発の推進

- 子どもや女性、外国人に関わる行政機関や教育機関は、人身取引の需要側や雇用主、被害を受けるおそれがある者等に

対して、被害を防止するための普及啓発・教育を行います。

③ 人身取引の取締りの強化と被害者保護

- ・ 人身取引の手口の巧妙化・潜在化など、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえながら、取締りを強化するとともに、被害者の速やかな保護を行います。

14 アイヌの人々

(1) 現 状

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・催事、多くの口承文学(ユーカラ)等、独自の豊かな文化を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化が抑圧されたことにより、十分な保存・伝承が図られず、様々な偏見や差別を受けることになりました。

こうした状況の中、1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が施行されました。

2007(平成19)年の国連総会において「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを受けて、2008(平成20)年の国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、政府に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置されました。翌2009(平成21)年に出された懇談会の報告書では、国にアイヌの文化の復興に配慮すべき強

い責任があるとして、偏見や差別の解消及び新しい政策の推進のために、国民の正しい理解と知識の共有が必要であるとししました。

2019(令和元)年には、アイヌの人々が先住民族として、民族の誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて施策を総合的に推進していくため、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する施策の指針に関する法律」(アイヌ新法)が施行されました。

(2) 課 題

- ・ アイヌの人々への理解不足による就職・結婚時における偏見や差別を解消する。

(3) 施策の基本方向

- ・ アイヌの人々の歴史や文化についての理解と認識を促進します。

15 災害時の人権問題

(1) 現 状

2011(平成23)年の東日本大震災をはじめ、全国で発生した大規模な震災や水害の被災地では、特別な支援や配慮を必要とする高齢者や障害者、病気の人、妊産婦、乳幼児への配慮が行き届かない状況や、特に女性や子どもの安全・安心が確保できないことが問題になりました。

避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したところがあったほか、男女別のトイレやトイレ周辺の街灯、女性更衣室、授乳室、男女別洗濯物干し場等が設置されていなかったり、母子避難スペース等が確保されていなかったところがあり、そのような避難所では、性犯罪の危険性が指摘されました。「女性だから」と食事準備や清掃等が、「男性だから」と避難所の運営や復旧作業が当然のように割り振られ、性別によって役割が固定化されたところも多く見られました。

また、福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせ、子どもへのいじめなどが社会問題となりました。

こうした状況を踏まえ、国の「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭へのニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進が位置づけられました。これを受け、県では、2013(平成25)年に「県地域防災計画」も男女共同参画の視点を盛り込む修正を行いました。

さらに、2016(平成28)年、高齢者等の要配慮者へのニーズ対応や女性・子どもの安心・安

全を確保するための対応等を取りまとめた国の「避難所運営ガイドライン」が策定され、県でも2017(平成29)年に「避難所管理運営マニュアルモデル」に要配慮者、女性・子どもへの配慮等を追加する見直しを、2023(令和5)年には、男女共同参画の視点、性的少数者への配慮の観点から、マニュアルモデルを見直しました。

2016(平成28)年の熊本地震以後も大災害が頻発しており、避難所の運営や被災地の復興・復旧において、高齢者、障害者、女性、外国人、性的少数者等への配慮と多様な一人ひとりの視点が必要であることが、広く認識されつつあります。

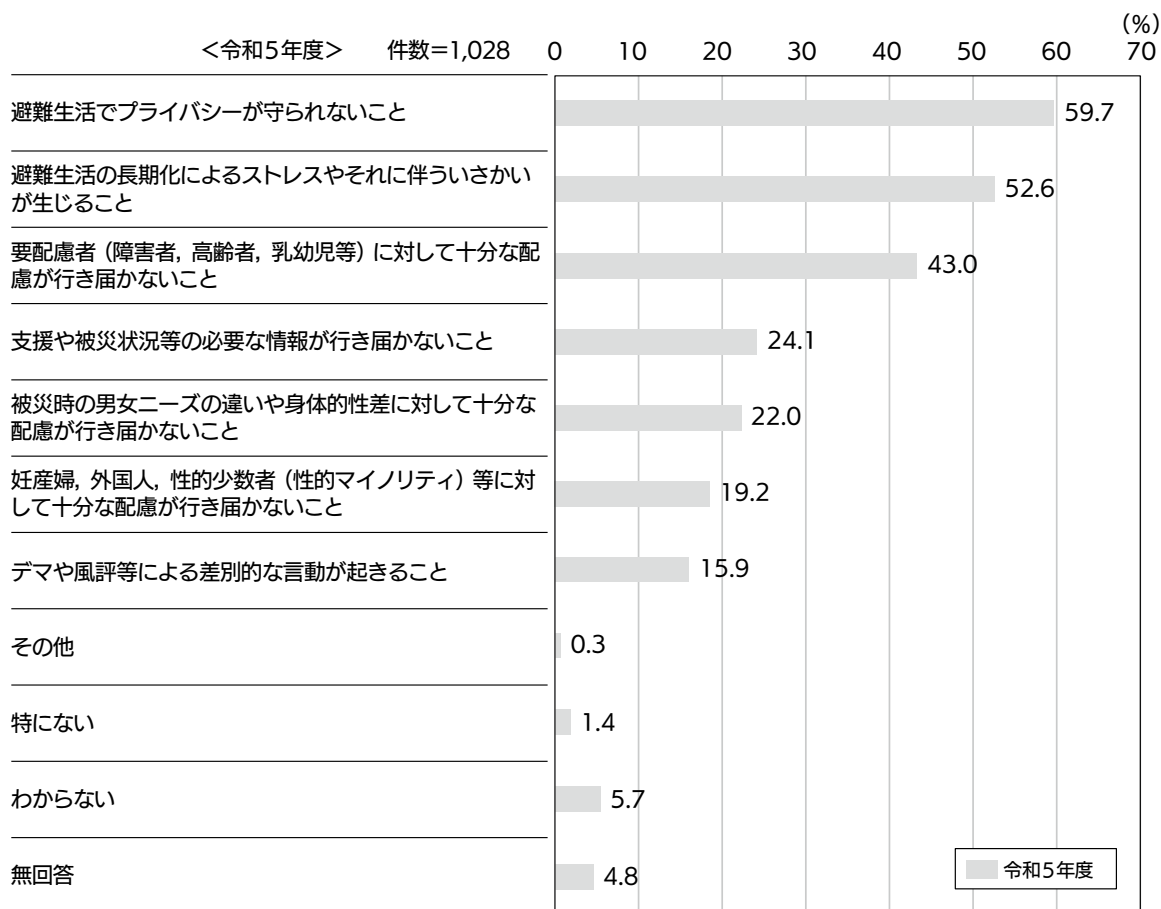
令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポートにおいては、女性向けの物資の管理や男女共同参画の視点での運営が行き届いてない事例が見られたとしているほか、良好な生活環境を確保するため、避難所の開設後、速やかにパーティションや簡易ベッドなど居住環境を確保することが重要であり、これらの物資を指定避難所等に備蓄する必要があるとされました。

これらを受けて、2024(令和6)年に一部修正された国の防災基本計画では、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう、パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置、避難所における生活用水の確保、トイレカー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めることなどが盛り込まれたところです。

図表－32

地震や台風などの災害時における人権問題

●あなたは、地震や台風などの災害時において、どのような人権問題が起きると思いますか。(複数回答)



資料：令和5年度人権についての県民意識調査

(2) 課 題

- 避難所において、避難生活に必要な備蓄を充実させるとともに、安全・安心やプライバシーを確保するなど良好な生活環境を確保する。
- 避難所運営や被災地の復旧・復興において、高齢者、障害者、女性、外国人、性的少数者など多様な一人ひとりに配慮するとともに、それら多様な立場の人の参画を促進する。
- 災害に伴う風評被害や偏見、いじめなどを防止する。

(3) 施策の基本方向

① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進

ア 災害時に備える命や人権を大切にする教育・啓発の推進

- 災害時の切迫した状態で強い不安やストレスが重なることにより、人権に対する意識が薄らぎ、要配慮者に対する配慮が不足することがないように、災害時には一層、人権に配慮した行動をとることができるための教育・啓発を推進します。

イ 風評等に基づく人権侵害事案の発生予防

- 原子力発電所の立地県として、県民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発を行います。

- 被害者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深める啓発を行います。

② 人権に配慮した防災対策

- 地域コミュニティにおける要配慮者の避難経路や支援方法を定めた防災マップ等を作成し、その情報の共有を図ることを促進します。
- 高齢者や障害者、乳幼児等の避難行動要支援者対策を推進します。
- 病院や社会福祉施設における避難を含む防災対策を推進します。
- 市町村における福祉避難所の指定と周知を促進します。
- 要配慮者の視点を踏まえた防災訓練を実施します。

③ 避難所における要配慮者への適切な対応

ア 市町村等に対する研修の実施

- 避難所の運営主体である市町村等に対し、避難所の運営に関する研修等を実施し要配慮者への適切な対応ができるよう働きかけを行います。

イ 多様な立場の人の参画による避難所運営

- 市町村の防災担当部局のみならず医療・福祉部局や地域住民、ボランティア等が連携して、避難所を運営します。
- 育児・介護・衛生・栄養その他避難者の多様なニーズを踏まえた避難所運営を行うため、女性をはじめ多様な立場の人の避難運営委員会への参画を促進します。

ウ 要配慮者への適切な対応

- 高齢者、障害者、病気の人、女性、子ども、妊産婦、乳幼児、外国人、性的少数者等の要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、避難者同士で要配慮者を見守る体制づくりを行います。
- 女性や子どものニーズを踏まえ、女性用のトイレや更衣室、洗濯物干し場、授乳室を設置するとともに、部屋や場所割等について配慮します。
- 性的少数者のニーズを踏まえ、男女別だけではなく、誰でも使えるトイレや更衣室、入浴施設の設置等について配慮します。

エ 避難所における防犯対策の実施

- 災害時の治安を維持するため、消防団や自警団等による地域の見守り体制を強化し、女性・子どもに対する性犯罪の防止等に取り組みます。

オ 避難生活における良好な生活環境の確保

- 避難所の運営主体である市町村等に対し、避難所の運営に関する研修等を実施し備蓄物資の更なる充実を促進してまいります。

カ 相談体制の整備

- 相談窓口を設置し、避難者の悩みの解消や不安の軽減を支援するとともに、避難者のニーズ等を把握し、避難所の改善を図ります。

④ 被災者の生活支援

- 被災者の生活再建に必要な各種情報を提供します。

16 インターネット社会における人権問題

(1) 現 状

パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進み、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者の増加が続いています。誰もが容易にインターネットを利用することができるようになり、生活の利便性が向上した一方、インターネットの特性である匿名性や情報発信の容易性、情報が瞬時に広範囲に伝わる拡散性等を悪用した個人に対する誹謗・中傷やプライバシーの侵害が増加し、外国人や同和問題（部落差別）に対する差別的書き込みや元交際相手等の性的な写真・動画をインターネット上に掲出するリベンジポルノ、性的画像を自画撮りさせて送らせる児童ポルノの性的暴力、その他人権に関わる様々な問題が発生しています。

2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）が施行され、インターネット上などの情報の流通において権利が侵害された被害者は、プロバイダやサーバの管理者等に発信者の情報を開示させる権利が与えられました。

また、2008（平成20）年に事業者へ有害情報閲覧を制限するフィルタリングサービスの提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）、2014（平成26）年にリベンジポルノへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等によ

る被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が制定されました。

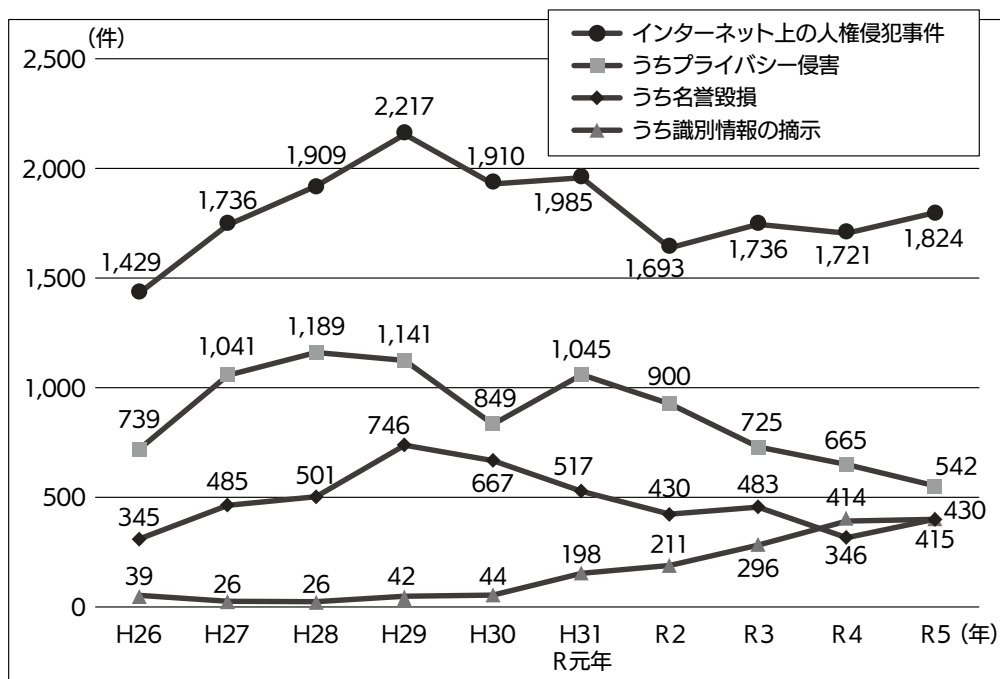
フィルタリングサービスのより一層の普及と児童ポルノ自画撮りの被害防止を図るため、2019（平成31）年に「青少年保護育成条例」を改正し、保護者がフィルタリングサービスを利用する責務を明記し、携帯電話事業者等には、青少年が利用する携帯電話を販売する際のサービス利用に関する書面の交付等を義務づけるとともに、県民が青少年に対して自画撮りの提供を求める行為を禁止しました。しかし、2023（令和5）年度に県教育委員会が実施した「インターネット利用等に関する調査」の結果によると、子ども専用の携帯電話（スマートフォンを含む。）のフィルタリング設定率は、2021（令和3）年度の調査と比べると、小学校で16.7ポイント低下し71.0パーセントとなるなど、著しく低下しています。

2022（令和4）年に、侮辱罪について厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑制するため「刑法等の一部を改正する法律」が施行し、侮辱罪の法定刑が引き上げられました。

2024（令和6）年には、「プロバイダ責任制限法」の改正により制定された「情報流通プラットフォーム対処法」が5月17日に公布され、大規模プラットフォーム事業者に対し、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するための「対応の迅速化」や「運用状況の透明化」に係る措置を義務付けられることになりました。

図表-33

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の状況[全国]



資料：法務省調べ

(2) 課 題

- ・ インターネット上の人権侵害を防止する。
- ・ インターネットの正しい使い方を普及する。
- ・ インターネットを利用したいじめや児童ポルノ、リベンジポルノ等を予防するための教育・啓発を推進するとともに、それらの被害者を適切に支援する。

(3) 施策の基本方向

① 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進

- ・ 県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉などの人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識をもってインターネットを利用することができるよう、関係機関と連携して啓発活動を積極的に推進します。

② 情報モラルに関する教育の充実

ア インターネットの安全な利用のための情報モラル教育の取組

- ・ インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解することにより利用時の危険を回避し、利用者がインターネットとそこから得られる情報を安全に利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシーの向上に取り組みます。

イ 家庭内におけるインターネット利用のルールづくり等の促進

- ・ 青少年の保護者に対して、その役割として、青少年をインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行うことの重要性について啓発を行います。

③ 安全・安心なインターネット利用の促進

ア 青少年を取り巻く有害環境の浄化

- ・ 鹿児島県青少年保護育成条例に基づき、加害行為の抑制と自撮り被害の未

然防止に努めます。

イ 青少年のインターネット利用を介した有害情報との接触等の防止

- ・ 鹿児島県青少年保護育成条例に基づき、携帯ショップ等に対する立入調査を実施し、書面でのフィルタリングの必要性に関する規定の遵守状況の確認・指導を行うことにより、青少年のインターネット利用を介した有害情報への接触等の防止に努めます。

④ インターネット上での人権侵害行為への対応

- ・ インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、鹿児島地方法務局や市町村等関係機関・団体と連携・協力し、削除要請等の対応を行います。
- ・ 国や市町村等関係機関・団体と連携・協力して、「情報流通プラットフォーム対処法」を活用した取組を積極的に推進します。

17 ハラスメント

(1) 現 状

ハラスメントとは「いじめ」や「嫌がらせ」を意味する言葉で、セクハラやパワハラなど、相手の尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする言動のことを指します。

2020(令和2)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(女性活躍推進法)の施行により、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)や男女雇用機会均等法、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)が改正され、パワハラ防止対策の法制化や、セクハラ等防止対策の強化が行われました。

セクハラやパワハラなどのハラスメントなど、企業活動において発生する様々な「人権問題」は社会の注目を集めており、こうした「人権問題」への対応は、時として、企業の価値に大きく関わります。2020(令和2)年10月には、「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)が策定されるなど、企業における人権擁護の必要性について、国際的な関心も高まっています。

2022(令和4)年9月には、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイ

ドライン」が、日本政府のガイドラインとして決定されました。

2023(令和5)年度の鹿児島労働局におけるハラスメントに係る相談件数は、1,360件で、そのうちパワハラが1,043件と相談件数全体の76.7%を占めています。

ハラスメントは企業活動や職場において行われるものとどまらず、社会の様々な場面で行われることがあり、アカデミックハラスメントやカスタマーハラスメントなど、様々なハラスメントが次々と問題視されるようになっていきます。

2022(令和4)年12月にスポーツ庁が策定・公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」には、「体罰(暴力)やハラスメント(生徒の人格を傷つける言動)は、いかなる場合も許されない」と示すとともに、校長及び部活動の指導者並びに地域クラブ活動運営主体・実施主体に対し、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する旨を示しています。

こうしたハラスメントは、いずれも人権尊重の社会づくりの重大な障壁となるものであり、その解消に向けた取組を推進することが必要です。

(2) 課題

- ・ ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権に関わる許されない行為であるという認識を県民に浸透させる。
- ・ 人権を尊重した経済活動が企業の社会的信頼や価値を高め、発展につながるという認識を浸透させる。
- ・ 企業等におけるハラスメント防止に係る取組を強化する。

(3) 施策の基本方向

① ハラスメント防止のための教育・啓発

- ・ 職場や学校等の様々な場面でのハラスメントの発生を防止するため、鹿児島労働局等と連携し、広く県民を対象とした教育・啓発に取り組みます。

② 企業等へのハラスメント防止に係る取組強化

- ・ 企業内及び関係先との間のセクハラ、パワハラなどハラスメントの防止対策と相談体制の充実を促進します。

18 複合的な人権問題

障害のある外国籍の子どもや高齢の生活困窮者等のように、人には複数の属性があることで、差別や偏見を重複して受け、より困難な状況に直面することがあります。このため、人権問題の解決に当たっては、複合的な視点が不可欠であり、それを踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。

なお、属性のうちで性別は、誰にとっても関わりがあることから、性別に起因する(特に女性の)人権問題は最も身近な人権問題です。子どもや高齢者、障害者、外国人、同和問題、性的指向・性自認等の人権問題があるところには、女性の人権問題が存在します。そのため、それぞれの人権問題の解決に当たっては、女性の人権の視点を横串で通す横断的な取組が必要です。

19 様々な人権問題

基本計画で取り上げたほかに、難病患者や感染症のキャリアの人権、個人情報の保護の問題など様々な人権問題があります。

また、世界には、未だ戦争や民族紛争、迫害等の深刻な人権侵害が存在し、世界中に人権を侵害され、命の危機にさらされている人がいます。

誰もが、人権を侵害され、日常を奪われるリスクを抱えています。すべての人の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない平和な社会の実現に向けて、人権問題についての理解を深め、一人ひとりがその解決に役割を果たすために、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。

第6章

推進体制の整備等

1 県の推進体制

県の各部局は、「人権の主流化」の視点を踏まえ、副知事を本部長とする県人権尊重の社会づくり推進本部の下、緊密な連絡調整を図り、基本計画に基づき、総合的かつ効果的に人権教育・啓発関係施策を推進します。

なお、すべての県民が人権尊重の社会づくりに主体的に取り組むための仕組みを検討します。

2 国及び市町村との連携

国及び市町村と緊密な連携・協力の下、基本計画に基づく人権教育・啓発の効果的な推進に取り組みます。

特に、住民にとって最も身近な市町村において、地域の状況を踏まえて行われる人権教育・啓発は、より大きな効果が期待されることから、情報の提供等により、その取組を支援するとともに、県が実施する人権施策への協力を要請します。

3 関係団体・企業等との連携と自主的取組の促進

人権教育・啓発を進めるためには、行政だけでなく、各種団体や企業等による自主的・主体的な活動が不可欠であることから、県人権同和問題啓発推進協議会との連携も図りながら、それらの活動に対し、積極的な支援を行います。

4 基本計画のフォローアップ

基本計画の進捗状況については、毎年度、県のホームページ等を活用して県民に情報提供するとともに、成果と課題を検証し、その結果を施策の推進に反映します。

5 意識調査の実施

県民の人権に関する意識の状況や変化等から、県の施策の成果と課題を検証し、その結果を基本計画の策定や改定に反映させるために、県は5年ごとに意識調査を実施します。

なお、この調査結果については、県のホームページ等を活用して県民に情報提供します。

資料編

用語の解説

あ行

アウトリーチ

働きかけることや、援助すること。手を伸ばすという意味の英語から派生したことばで、福祉の分野では訪問支援などと訳される。

生活困窮者自立支援制度におけるアウトリーチは、対象者のいる場所に積極的に出向いて働きかけを意味するほか、生活上の課題を抱えながらも自ら相談に訪れることができない個人や家族に対して家庭や学校等を訪問すること等も含まれる。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究機関における、優位な力関係を利用した嫌がらせ。研究妨害、昇任妨害、指導拒否、退学・退職の勧奨など。略してアカハラ。

インクルージョン

包括、包含。組織内の誰でも目的達成のため、参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験や能力、考え方が認められ、活用されていること。

インフォームド・コンセント

「十分な説明を受けた上での(患者の)同意」。

患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。納得診療ともいう。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗り、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社や官公署、個人などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指す。えせ同和行為は、人々に同和問題に関する誤った意識を植えつける大

きな原因となっている。

か行

カスタマー・ハラスメント

顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの。

企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)

企業が社会の一員として果たすべき責任のこと。企業の行動や果たすべき機能として、社会的存在としての企業の責任を強調する考え方であり、具体的な要素としては、人権尊重のほか、法令遵守、環境への配慮、社会貢献などがあげられる。

合理的配慮

社会生活において提供されている設備やサービスなどは、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまう(社会的なバリアになる)場合がある。障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合に、その実施に伴う負担が過重ではない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすること。

国際識字年

1987(昭和62)年の国連総会で、1990(平成2)年を「国際識字年」とし、同年からの10年間を「国際識字10年」とすることが決議され、識字率向上の国際的取組が発展する契機となった。

国際児童年

児童に対する社会の関心の喚起を図るため、国連総会で、児童権利宣言採択20周年に当たる1979(昭和54)年を「国際児童年」とすることを決議。多くの国でキャンペーン活動や記念事業が展開された。

国際障害者年

1976(昭和51)年の国連総会で、1981(昭和56)年を「国際障害者年」とすることを決議。目標テーマである「完全参加と平等」に向け、世界各国で障害者問題への認識と取組が強化された。

国際婦人年

1972(昭和47)年の国連総会で、1975(昭和50)年を「国際婦人年」とすることを決議。女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱された。

固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

コンプライアンス

法令遵守。特に企業活動において、法に抵触したり倫理を逸脱したりせず、社会規範に反することなく業務を遂行すること。

さ行

再犯者率

犯罪により検挙等された者の中に、過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標。混同されやすい「再犯率」は、検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015(平成27)年に国連サミットで採択された国際社会共通の目標。序文、政治宣言、持続可能な開発目標(SDGs:17の目標、169のターゲット)、実施手段、フォローアップ・レビューで構成。途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals:MDGs)とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)

2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

社会的責任投資(SRI: Socially Responsible Investment)

企業への投資の際に、財務情報だけでなく、社会、環境、倫理といった社会評価も考慮する投資行動のこと。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

情報アクセシビリティ

高齢者や障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるようにすること。

情報モラル

インターネットや携帯電話など情報通信の分野において、個人の人権やプライバシー等を保

護するための倫理道德。

人権教育のための国連10年

1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間に、それまでの国際社会における人権の確立に向けた取組を踏まえ、世界をあげて人権の尊重される社会の実現を目指す取組を推進しようとするもので、1994(平成6)年12月の国連総会で決議された。

人権教育のための国連10年に関する鹿児島県行動計画

「人権教育のための国連10年」の期間中に鹿児島県が取り組む施策の指針として、平成11年に策定した。「相互の人権が尊重され、人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」を目指し、学校、家庭、地域社会などあらゆる場における人権教育や、女性、子ども、高齢者、同和問題などの人権課題の解決のための施策を総合的・効果的に推進するための計画。

人権教育のための世界計画

1995(平成7)年から2004(平成16)年の「人権教育のための国連10年」の終了を受けて、引き続き世界全体で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、2004(平成16)年に国連総会で採択。

人権週間

1948(昭和23)年12月10日に国連総会で「世界人権宣言」が採択されたことにちなみ、12月4日から12月10日までの1週間が「人権週間」として定められ、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動が全国的に展開されている。

人権同和问题啓発強調月間

8月の1月間を人権同和问题の啓発強調月間として、県民が同和问题をはじめとする様々な人権問題の解決の主体であるという認識を深めるために、テレビやラジオ、インターネットなどによる各種啓発活動を集中的に実施している。

人権文化

人権尊重の精神が、人々の日常生活のあらゆる場面で当たり前のこととして自然とあふれるような社会状況、すなわち人権尊重の精神があまねく人々の間に普及・定着している社会状況のこと。

スクールカウンセラー

いじめなど生徒指導上の問題の解決に資することを目的として小学校、中学校又は高等学校に派遣される、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者。①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供等の職務を行う。

ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者、その配偶者、又はその他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うこと。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ(自己同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念。「このころの性」と呼ばれることもある。

性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。恋愛・性愛の対象が異性に向かう場合は異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう場合は同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう場合は両性愛(バイセクシュアル)という。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった者は、財産管理や身上監

護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な者の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくために、2004(平成12)年に成年後見制度がスタートした。家庭裁判所が後見人などを選任する法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度がある。

世界人権宣言

人権及び自由を尊重し確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、1948(昭和23)年の国連総会において採択。また、1950(昭和25)年には、その採択日である12月10日を「人権デー」として、毎年、世界中で記念行事を行うことを決議。我が国では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

セクシュアリティ

人間の性に関わるすべてのことがらを表す言葉。体の性、心の性、好きになる性、服装やしぐさ、言葉づかいなどの性表現などの要素がある。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

ソーシャルワーカー

社会福祉の事業に従事する、高度の理論と技術を修得した専門職の総称。一般的に、国家資格を有する社会福祉士や精神保健福祉士をさす場合が多いが、資格の有無に限らず、その活動領域は医療や精神医学、福祉、教育など多岐の分野にわたり、それぞれにおいて呼称はさまざまである。

た行

ダイバーシティ

あらゆる事象の「多様性」を指す言葉。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。企業においては、多様な人材を活用し、その多様さを活かし、企業の発展や活性化につなげる経営上の取組。

は行

バリアフリー

高齢者や障害者等の活動の場を広げ、自由な社会参加を可能にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁(バリア)を除去(フリー)するという意味。高齢者や障害者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。略してパワハラ。

ハンセン病

らい菌による慢性の感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低い。治療方法が確立されていることから、仮に発病しても、早期発見と早期治療により完治する病気である。

フィルタリング

主に未成年者の違法・有害なウェブサイトへのアクセスを制限し、安心して安全にインターネットを利用できるよう手助けするサービス。

プロバイダ

インターネットに接続するサービスを提供する事業者。インターネット・サービス・プロバイダ(I S P)の略。

ヘイトスピーチ

特定の人種や国籍、主義や思想、性的指向や身体的特徴、あるいは社会的地位などにより特徴づけられる人々に対する、主観的で一方的な憎悪や敵意に基づく差別的・侮辱的かつ攻撃的・排斥的な言動。ヘイトスピーチ解消法では、「特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動」とされています。

ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等様々な要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で生活を送っている人々。

ま行

マタニティ・ハラスメント

働く女性への妊娠・出産に関する嫌がらせ。妊娠を理由にした本人が意図しない配置転換や解雇、雇い止め、自主退職の強要、育児休暇取得承認の拒否、妊娠しないことを雇用条件とするなどの不当な扱い。略してマタハラ。

ミレニアム開発目標(MDGs : Millennium Development Goals)

2000(平成12)年の国連ミレニアム・サミットで採択された国際社会共通の目標。国際社会の支援を必要とする特に途上国が直面していた多くの問題に対して、2015(平成27)年までに達成すべき8つの目標、21のターゲット、60の指標が設定された。2015(平成27)年、MDGsの後継としてSDGsが策定された。

無らい県運動

1930(昭和5)年から国が行ったハンセン病患者を療養所に隔離する「らいの根絶策」により、都道府県をはじめ各地方公共団体が患者を見つけ出し、療養所に駆り立てる運動が、住民も呼応して官民一体となった運動として全国に広がった。これにより、ハンセン病は「怖い病気」と誤って定着し、偏見や差別につながった。ハンセン病の治療法が確立しても、1996(平成8)年の「らい予防法」廃止まで隔離政策は続いた。

や行

ユニバーサル・デザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するという考え方であるのに対し、ユニバーサル・デザインは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

ら行

リテラシー

ある特定分野の事象や情報を正しく理解・分析・整理し、それを自身の言葉で表現したり、判断したりする能力。

リベンジポルノ

元交際相手の性的な画像等を嫌がらせ目的で、インターネット上に公開する行為。

隣保館

福祉の向上や人権啓発を目的に、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う住民交流の拠点となるコミュニティセンター。市町村が設置し、運営する。

わ行

ワークショップ

参加者が意見交換や共同作業を行いながら学習を進める参加・体験型の研修。

英字**D V (Domestic Violence)**

殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。

H I V / エイズ

H I V はヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略。感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。H I V 感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ(後天性免疫不全症候群, A I D S : Acquired Immunodeficiency Syndrome)の発症までには平均10年以上かかると言われる。近年、医学の進歩により、エイズが発症する前にH I V 感染を知り、適切な治療を継続すれば、感染前と変わらない日常生活を送ることができる。

J K ビジネス

甘言を用い、モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトを偽り、女子高校生に男性への親密なサービスなどを強要するビジネス。これにより、女子高校生が性的な被害に遭う問題などが発生。

N P O (Non Profit Organization)

非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称であるが、日本においては、自発的・自立的な市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。

S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

登録された利用者同士が交流できる、インターネットを介した会員制サービス。

その他**8 0 5 0 問題**

高齢の親と同居する無職やひきこもり状態の子どもが抱える生活課題。主に80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題を指す。家族や本人の病気、親の介護、離職、経済的困窮、人間関係の孤立など、複合的問題を抱え、社会的に孤立し、共倒れになるリスクが指摘される。

人権年表

※法令については、略称があるものは略称で記載しています。

年	国連等	国	県
1871(明 4)		「解放令」公布	
1890(明23)		「大日本帝国憲法」施行	
1899(明32)		「北海道旧土人保護法」施行	
1907(明40)		「癩予防二関スル件」公布	
1922(大11)		「水平社宣言・綱領・決議」制定	
1931(昭 6)		「癩予防法(旧法)」公布	
1935(昭10)			「国立療養所星塚敬愛園」開設
1943(昭18)			「国立療養所奄美和光園」開設
1947(昭22)		「日本国憲法」施行	
1948(昭23)	「世界人権宣言」採択	「優生保護法」施行 「児童福祉法」施行	
1949(昭24)		「人権擁護委員法」施行	
1950(昭25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行 「精神衛生法」施行(1987年から精神保健法)	
1951(昭26)		「児童憲章」制定	
1953(昭28)		「らい予防法」制定・公布	
1956(昭31)		「国際連合」加入	
1958(昭33)		「人身売買及び他人からの売春からの搾取に関する条約」批准	
1960(昭35)		「障害者雇用促進法」施行 「同和対策審議会」設置 「精神薄弱者福祉法」施行 (1999年から知的障害者福祉法)	
1963(昭38)			「障害者雇用促進月間」(9月)の制定
1965(昭40)		同和対策審議会答申	「障害者雇用促進大会」開催開始
1966(昭41)		「雇用対策法」施行	
1968(昭43)			「鹿児島身体障害者職業訓練所」訓練開始(定員100人)
1969(昭44)		「同和対策事業特別措置法」施行(10か年、その後3年延長)	
1970(昭45)		「心身障害者対策基本法」施行	

年	国連等	国	県
1971(昭46)		「高年齢者雇用安定法」施行	
1975(昭50)	「国際婦人年」 「第1回国際婦人年世界会議」開催		県に「同和対策室」設置
1976(昭51)	「国連婦人の10年」 (～1985)		「同和教育推進加配教員」配置 (～2001)
1978(昭53)		「同和委対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
1979(昭54)	「国際児童年」	「社会権規約」、「自由権規約」 批准	「婦人関係行政推進連絡会議」、 「婦人問題懇話会」設置 「同和教育基本方針」施行
1980(昭55)	「第2回世界女性会議」 開催		「専修学校等進学奨励金支給事業」開始(～1987年) 「婦人の生活実態と意識調査」 実施
1981(昭56)	「国際障害者年」	「犯罪被害者等給付金支給法」 施行 「障害者の日」設定 「今後における同和関係施策について」(同和対策協議会意見具申)	「同和対策連絡協議会」設置 「婦人対策基本計画」策定 県教育庁に「人権同和教育室」 設置
1982(昭57)		「地域改善対策特別措置法」施行	「短大・大学少額資金貸与事業」 開始(～2004年度)
1983(昭58)	「国連・障害者の10年」 (～1992年)		
1984(昭59)		「今後における啓発活動のあり方について」(地域改善対策協議会意見具申)	
1985(昭60)	「第3回世界女性会議」 開催	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
1986(昭61)		「男女雇用機会均等法」施行	
1987(昭62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」(1992年施行, 1997年一部改正, 2002年失効)	県保健所等に「エイズ相談窓口」 設置, 「HIV抗体検査」実施 「(財)鹿児島県海外協会」から 「(財)鹿児島県国際交流協会」 に名称・目的変更(現: (公財) 鹿児島県国際交流協会)
1988(昭63)	WHO 「世界エイズデー」制定		「エイズ対策連絡協議会」設置
1989(平元)	国連「児童の権利に関する条約」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法) 施行	

年	国連等	国	県
1990(平 2)	「国際高齢者デー」制定		「人権同和問題啓発強調月間(8月)」制定 「国際交流プラザ」設置
1991(平 3)			「人権同和問題啓発推進協議会」設置 「公営住宅のバリアフリー化事業」開始 「鹿児島女性プラン21」策定 「鹿児島女性プラン21推進会議」, 「鹿児島女性行政連絡会議」設置
1993(平 5)	世界人権会議 「ウィーン宣言」採択	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	「エイズ予防推進街頭キャンペーン」開始
1994(平 6)		「ハートビル法」施行 「児童の権利に関する条約」批准	「アジア・太平洋農村研修センター」開設
1995(平 7)	「人権教育のための国連10年」(～2004年) 「第4回世界女性会議」開催	「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行 障害者対策推進本部「障害者プラン」策定 「人権差別撤廃条約」批准 「精神保健法」を「精神保健福祉法」に改正	
1996(平 8)		「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「優生保護法」を「母体保護法」に改正 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997(平 9)		「人権擁護施策推進法」施行(2002年失効) 「人権擁護推進審議会」設置 「男女共同参画審議会」設置 「アイヌ文化振興法」施行, 「北海道旧土人保護法」廃止 「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定	「鹿児島県レッドリボン月間」制定
1998(平10)			県議会「人権宣言に関する決議」採択 「犯罪被害者等支援連絡協議会」発足

年	国連等	国	県
1999(平11)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症新法)施行、「エイズ予防法」廃止 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童売買・児童ポルノ禁止法」施行	『「人権教育のための国連10年」鹿児島県行動計画」策定 「かごしまハーモニープラン」策定 「かごしまハーモニープラン推進懇話会」、「男女共同参画推進本部」設置 「福祉のまちづくり条例」施行
2000(平12)		「犯罪被害者保護法」施行 「ストーカー規制法」施行 「交通バリアフリー法」施行 「人権教育・啓発推進法」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待防止法」施行	
2001(平13)		「配偶者暴力防止法」施行 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で原告勝訴 「高齢社会対策大綱」策定	「人にやさしい道づくり事業」開始
2002(平14)		「プロバイダ責任制限法」施行 「ホームレス自立支援法」施行 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「障害者基本計画」策定 「人身取引対策行動計画2014」策定	「男女共同参画推進条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 婦人相談所(現：女性相談センター)を配偶者暴力相談支援センターに指定 「ハンセン病の相談窓口」設置 「ハンセン病療養所入所者への県営住宅の優先入居制度」開始
2003(平15)		「個人情報保護法」施行 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「出会い系サイト規制法」施行	「男女共同参画センター」設置 「障害者計画(H15～H24)」策定 「人権についての県民意識調査」実施
2004(平16)	国連「人権教育のための世界計画」採択	「性同一性障害者特例法」施行 「児童虐待防止推進月間」制定 「障害者基本法」改正	「人権教育・啓発基本計画」策定 「人権教育・啓発施策推進本部」設置 「配偶者等からの暴力対策会議」設置
2005(平17)	国連「北朝鮮の人権状況に関する決議」採択	「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定 「発達障害者支援法」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「(社)かごしま犯罪被害者支援センター」設立(現：(公社)かごしま犯罪被害者支援センター) 県内全保健所でHIV即日検査を一斉導入

年	国連等	国	県
2006(平18)	日本,「国連人権理事会」理事国に当選 「障害者権利条約」採択	「高齢者虐待防止法」施行 「障害者自立支援法」施行 「バリアフリー新法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定 「いじめ問題を考える週間」制定 「犯罪被害者等への県営住宅の優先入居制度」開始
2007(平19)	国連「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「障害者の権利条約」署名	「かごしま教育ホットライン24」開設 各地域振興局及び支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターに指定 (社)かごしま犯罪被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定(現:(公社)かごしま犯罪被害者支援センター) 生活・文化課に「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置(現:くらし共生協働課) 「オレンジリボン・キャンペーン」開始
2008(平20)		「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択	国立療養所星塚敬愛園「胎児標本」慰霊祭・慰霊碑除幕式開催 「男女共同参画基本計画」策定
2009(平21)		「ハンセン病問題基本法」施行 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」(6月22日)制定 「青少年インターネット環境整備法」施行	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定 「身障者用駐車場利用証(パーキングパーミット)制度」開始 「自殺予防情報センター」設置 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」制定
2010(平22)		「第3次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「青少年インターネット環境整備法」改正	「かごしま子ども・若者総合相談センター」設置 「地域生活定着支援センター」設置
2011(平23)		「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(北朝鮮当局による拉致問題等) 「犯罪被害者等基本計画(第2次)」策定 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立 「障害者基本法」改正	「人権教育・啓発基本計画」一部変更(北朝鮮当局による拉致問題等)
2012(平24)		「高齢社会対策大綱」策定 「障害者虐待防止法」施行	「障害者権利擁護センター」設置

年	国連等	国	県
2013(平25)		「障害者総合支援法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」決定 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行	「第2次男女共同参画基本計画」策定 「障害者計画(H25～H29)」策定
2014(平26)		「配偶者暴力防止法」一部改正施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「リベンジポルノ防止法」施行	「いじめ防止基本方針」策定 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」施行
2015(平27)		「女性活躍推進法」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「生活困窮者自立支援法」施行	
2016(平28)		「障害者差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消推進法」施行 「犯罪被害者等基本計画(第3次)」策定 「再犯防止推進法」施行	「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」設立 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施
2017(平29)		「技能実習法」施行 「再犯防止推進計画」策定 「青少年インターネット環境整備法」改正	「女性活躍推進計画」策定
2018(平30)		「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定 「読書バリアフリー法」施行 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	「第3次男女共同参画基本計画」策定 「人権についての県民意識調査」実施 「障害者計画(H30～R4)」策定
2019(令元)		在留資格「特定技能」創設 「ハンセン病問題基本法」改正 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「女性活躍推進法」改正 「アイヌ新法」施行 「旧優生保護法一時金支給法」施行 「日本語教育推進法」施行	「再犯防止推進計画」策定 「青少年保護育成条例」改正 「旧優生保護法一時金受付・相談窓口」設置
2020(令2)		「第5次男女共同参画基本計画」策定 「女性活躍推進法」施行	「人権教育・啓発基本計画(2次改定)」策定 「かごしま子ども未来プラン2020」策定

年	国連等	国	県
2021(令 3)		「犯罪被害者等基本計画(第4次)」策定	「犯罪被害者等支援条例」施行
2022(令 4)		「人身取引対策行動計画2022」策定	「人権尊重の社会づくり条例」施行 「人権教育・啓発施策推進本部」を「人権尊重の社会づくり推進本部」に名称変更 「人権尊重の社会づくり審議会」設置
2023(令 5)		「第2次再犯防止推進計画」策定 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 「こども基本法」施行 「LGBT理解増進法」施行	「第4次男女共同参画基本計画」策定 「第5次障害者計画(R5～R9)」策定 「人権についての県民意識調査」実施
2024(令 6)		「認知症基本法」施行 「女性支援新法」施行 「障害者差別解消法」改正 「プロパイド責任制限法」を「情報流通プラットフォーム対処法」に改正・公布	「第2次再犯防止推進計画」策定 「困難な問題を抱える女性への支援基本計画」策定
2025(令 7)		「旧優生保護法補償金等支給法」施行	「人権教育・啓発基本計画(3次改定)」策定 「かごしま子ども未来プラン2025」策定

資料

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道德、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和22年5月3日施行

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、

抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目 的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

令和4年3月11日

条例第1号

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例をここに公布する。

鹿児島県人権尊重の社会づくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、部落差別をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認等に関する人権問題が依然として存在しており、さらに、インターネット上のひぼう誹謗中傷、感染症等に関する差別や偏見など様々な人権問題が生じている。

一人一人があらゆる差別は許されないという認識の下、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解するとともに、人々の多様な在り方を認め合うことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別を生み出さない社会の実現は、私たち県民の願いである。

ここに、私たちは、全ての人の人権が尊重される社会づくりのため、不断的努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目 的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、人権施策を総合的に推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点に立って県行政のあらゆる分野における施策に取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第3条 県民及び事業者は、自ら人権に対する理解を深めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、全ての人の人権が尊重される社会づくりに寄与し、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)

第4条 県は、市町村に対し、その地域の実情を踏まえた人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する人権施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(差別のない社会づくりに向けた取組)

第5条 県、県民及び事業者は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、連携協力しながら、あらゆる差別の解消に向けて取り組み、差別のない社会づくりを推進するものとする。

2 県は、差別のない社会づくりを推進するため、国及び市町村と連携協力しながら、人権教育及び人権啓発の実施並びに相談体制の充実に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、人権施策を総合的に推進するための具体的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第7条 人権施策の総合的な推進に資するため、鹿児島県人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 基本計画に関し、前条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、人権施策に関する事項に関し、調査審議すること。

3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第8条 審議会は、人権に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員15人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第9条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部男女共同参画局において処理する。

(委任)

第12条 第7条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている人権施策の総合的な推進を図るための県の基本的な計画は、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

鹿児島県人権教育・啓発基本計画 (3次改定)

令和7年3月発行

鹿児島県男女共同参画局 人権同和対策課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-2573 FAX 099-286-5543

